

政策資料

No.234

《復刊129号》
1986年3月1日

巻頭言 五十嵐広三 1

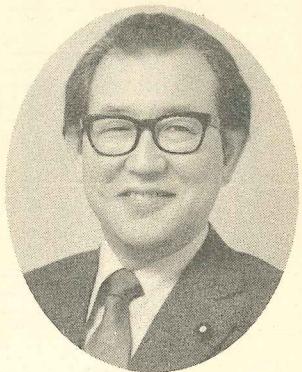
特 集

I 1986年度予算分析	2	II 国鉄改革法案概要	58
● 86年度予算の性格と問題点（総論）	2	● 日本鉄道株式会社法案要綱（骨子）	58
● 環境庁予算	6	● 日本国有鉄道の解散及び長期債務の処理等に関する法律案要綱（骨子）	60
● 防衛予算	8	● 鉄道事業法案要綱（骨子）	62
● 科学技術庁予算	16	● 日本鉄道（株）の設立と国鉄の解散及び長期債務の処理に係わる立法化についてのメモ	62
● 國際経済協力予算	18		
● 社会保障関係予算	21		
● 農林水産関係予算	25		
● 中小企業関係予算	28		
● 運輸省関係予算	30		
● 郵政省関係予算	33		
● 労働省関係予算	35		
● 公共事業関係予算	39		
● 地方財政策の基本的問題	44		
● 文教関係予算	55		

資 料

● 第104回通常国会闘争方針	64
● 臨教審の「審議経過の概要（その三）」の公表にあたって	77

日本社会党政策審議会



地方自治否定の 代執行問題

五十嵐 広 三

政策担当中央執行委員

用したものと解すべきである」としている。

たとえ機関委任事務で国の仕事をさせる場合でも、本来自治体の長は公選で選ばれたものであつて、その独立性は尊重しながら、そのうえで國の事務の執行の実効性との両立調和を図るために、意見が対立したときは裁判所の判断に委ねようというものである。

れと引き替えのように出された裁判抜き代執行は、国と地方自治体の関係の基本ルールに重大な問題提起するものだ。

昨日七月二十二日、行革審が提出した答申は、内閣機能の強化と共に、機関委任事務の裁判抜き代執行が提言され、中曾根政治に迎合した集権指向色が強く滲んだ内容となっている。

そこで、今年二月三日に開かれた、同じく総理の諮問機関である「地方制度調査会」が、これを受けてどのような答申をするかが関係者の注目を集めていた。

これまでには、主務大臣が裁判所に訴訟を提起し職務執行命令の裁判を受け、さらにそれにも地方自治体が従わない場合には再度裁判所に訴訟を起し、行わない事実の確認の裁判を受けた上で初めて代執行ができるという仕組みになっていた。

ところが、調査会は異例の採決を行つて、結局大筋行革審と同様の趣旨で総理に答申し期待に反する結果となつた。

改正案の、長の罷免制度の廃止や、議会・監査委員会の審議対象にするなどは当然のことだが、こ

ようなことであろう。自治体の長に委任した國の事務は、國の指示通り有無を言わさず迅速に遂行させる強制力を確保しようというのである。これでは國と地方自治体の関係を完全に上下の支配関係に固定し、自治体を長の自主的判断の余地のない、單なる國の行政窓口化することになる。

この制度で過去唯一の判決が示めされた砂川訴訟では、「そこで、

地方公共団体の長本来の地位の自立性の尊重と、國の委任事務を処理する地位に対する國の指揮監督権の実効性の確保との間に調和を図る必要があり、地方自治法一四六条は右の調和を計るためにわゆる職務執行命令訴訟制度を採

新憲法のもと戦後四〇年でようやく築きあげてきた我国の民主主義体制の根幹である地方自治制度に、ここでもまた中曾根戦後政治総決算の凶刃が密かにふりおろされようとしている。

(いがらしこうぞう・衆議院議員)

I 一九八六年度予算分析

一九八六・二・一

八六年度予算の性格と問題点 〈総論〉

昨年末、中曾根内閣は総額五四兆八八六億円の一般会計予算案を決定した。“第二の予算”といわれる財投計画は二二兆一五五一億円とされた。対前年度当初予算比の一般歳出の伸び率は〇・〇%、四年連続の緊縮路線がつらぬかれることになった。

この予算案の基本的性格を一言でいえば、わが国内外の政治、経済、社会が直面している重大な変動に対して積極的に対応することを避け、むしろ逆行の施策を集約したとさえいえる“アナクロ予算”である。

民活依存—政府責任放棄の「内需拡大」

経済の面からみていく。周知のように、

輸出主導型成長が大きな壁に阻まれ、行きづ

去年のわが国経済は、年間五百数十億ドルに達した“異常な貿易黒字”が厳しい国際的批判を浴び、経済摩擦の激化にさらされてきた。

九月の五カ国蔵相・中央銀行総裁会議(G5)を契機に国際為替相場の基調が二〇%ものドル安・円高へと急転。輸出関連の中小企業、

地域産業などに与えた深刻なインパクトのかげで摩擦は一時的に緩和されているが、しかし政府の「経済見通し」は、昭和六〇年度も六一年度も經常収支で五一〇億ドルの黒字を見込んでおり、厳しさを加えつつある国際環境のもとで経済摩擦の再燃、昨年以上の激化は必至とみられている。石油ショック以後の

まつてていることは明らかである。

この情勢を踏まえた政府の経済政策の課題は、当面、円高不況の到来におびえている中小企業などに活力を与えるための税財政、金融上の措置を急ぐとともに、積極的な内需拡大策を推進して、わが国の経済体质を過度の輸出依存から内需中心に転換することになればならない。とりわけ国の予算は、そのような転換の基調に沿って編成されることが国の内外から期待されている。

ところで、昭和六一年度の予算編成は名目五・一%、実質四・〇%成長の「経済見通し」を前提としているが、この成長率に対する寄与度は、外需が〇・二%マイナス、内需が四・二%の伸び（実質）とされている。この数字は、経済局面の重大な変動を政府も認めたことを意味する。しかし肝心なことは、変動に応じた政策転換のために政府がどのような役割と責任を担い、内需拡大の施策を進めようとしているかである。

「経済見通し」によれば、実質四・一%

いう内需の伸びに対し、「政府支出」（政府および政府機関、自治体などの支出）の寄与度は〇・三%に過ぎず、それ以外は個人消費、民間住宅建設、設備投資など「民需」の伸びがあてにされている。他方、予算では一般歳出の伸び率がゼロに抑えこまれており、「政府支出」の伸びはもっぱら財政投融資（六・二%増）、地方債（二一・一%増）に依存している。特に自治体に対しては「一年限り」の約束を破つて六一年度も補助金カットを強行、カット分として浮いた資金で新規事業をおこさせるという強引な手法をとっている。そのため生ずる自治体の財政不足一兆一七〇〇億円のうち二四〇〇億円をたばこ消費税の引き上げで手当てし、残りの九三〇〇億円は自治体の借金（地方債）に押しつけるというのである。こうして中曾根内閣の「内需拡大」はいわば民間まかせであると同時に、政府の責任と負担を逃がれようとするものになっている。

中曾根内閣が決定した「内需拡大政策」の内容は、①住宅建設・都市開発の促進、②設備投資・技術開発の促進、③公共事業の拡大、④公的事業分野への民間活力の導入、という四本柱の施策に要約される。だが、そこには決定的なキメ手が欠けている。国民総支出の六割を占める民間最終消費支出（個人消費）の拡大策がない。

昭和六〇年度当初、政府は個人消費の伸び率を四・一%と見込んでいた。だが年末にはそれを三・〇%に下方修正せざるをえなくなつた。見通しの大幅な狂いである。それほど国民の暮らしそうにはゆとりがなく、先行き計にゆとりがなくなつたのは、昭和五七年度不安も強いという証拠だといえる。国民の家計をゆとりがなくしたのは、昭和五七年度一四・六%、五八年度一五・一%、五九年度一五・三%という勢いで税金・保険料などの非消費支出がふくらみ、そのぶん可処分所得の伸びが抑えられたからである。この状態打開のために政府が打つべき手は、何よりも大幅な所得税減税の断行でなければならない。しかし、中曾根内閣は極力それをしぶつてきただ。

昭和六一年度の税制改正でも、住宅減税などの減税総額四五〇億円に対し、増税額は四〇〇〇億円以上（たばこ消費税、赤字法人への増税など）となつていている。ことしは選挙の年ということで中曾根首相も「昭和六二年度の大額減税」を強調したが、国民は見返りの増税がどんな形で現われるか、かたずをのんで見つめている。

また、年金、社会保障給付水準の引上げ、低所得層対策の充実などは有効需要創出効果が高く、個人消費拡大に直結することはよく知られているが、予算に現われた中曾根内閣の施策は、各論でも指摘するように完全な逆である。特に昨年秋の調査で一世帯当たりの国民の平均年所得は四二七・七万円だが、六五歳以上の高齢者世帯は平均二一四・六万円、その所得の半分以上が年金・恩給となっている。政府はこの最も弱い立場の高齢者世帯を狙いつつにして医療費の本人負担強化、年金改悪などを強行、さらに福祉制度の全般的改悪を企図しているのは許せない点である。

さらに内需主導への転換をすすめるには、個人消費について社会資本の積極的整備が重要である。とくに住宅、下水道、公園、みどりの保全、福祉・文化施設など生活関連社会資本の水準は欧米諸国に較べても著しく立遅れており、その整備と充実を急がなければならぬ。だがこの面でも、中曾根内閣の施策は不十分であるだけではなく一方的に偏つたものとなつていて、予算では公共事業費が六年連続圧縮され、代わりに「民活」導入とからんで財投の活用が強調されているが、例えば目玉とされた東京湾、明石海峡への架橋、新幹線整備など大型プロジェクト中心の事業がめだち、火急の対策が求められる地域振興、山林保全などの事業は相応の優先順位を与えられていないのである。

破綻明らかに「財政再建」

内需主導への転換を進めなかぎり経済摩

擡激化の難関をくぐり抜けることはできないとわかつていながら、中曾根内閣がそのための積極的施策を怠り、政府の役割と責任から逃げ腰になっているのは、この内閣が「財政再建」の課題に気をとられ、「昭和六五年度に赤字国債依存から脱却」という目標にしばらされていいるからである。中曾根内閣は発足以来、この課題と目標を金科玉条にして臨調行革を進め、すでに四年連続して超緊縮予算を国民に押しつけてきている。

問題は、その効果がどう現われているかである。昨年暮れ、自民党ニュー・リーダーの一人である宮沢氏は、①昭和六〇年度当初に国債減額一兆円の目標を立てたが、補正後の実績は二五〇〇億円の減額にとどまる、②六一年度は一兆一五〇〇億円の減額が必要なのに四八四〇億円しかおりこめない、といった途中経過からみて、中曾根内閣の財政再建計画は「実体がないに等しい」と公言している。再建計画達成のためには、六二～六五年度の各年度ごとに一兆三〇〇〇億円余の赤字国債削減を続けなければならないが、それは宮沢氏の言をまつまでもなく不可能と断じてい。

しかも、もともと無理な計画に拘泥するあまり、中曾根内閣は結果として財政運営の矛盾を深め、破綻を早めるような手法さえ使っている。例えば五八年度以降、国債整理基金

への償還財源の定率繰入れを停止、予算計上をやめたツケが廻ってきているが、政府は具体的方策も明示しないままNTTの株式売却で急場をしのごうとしている。六一年度はそれでしのげるとしても、六二年度以降は年度ごとに二兆円～二兆五〇〇〇億円もの国債が期限切れになる。すでに枯渇している国債整理基金と償還手段が底をつけ、財政破綻の深刻な圧力となるのは目にみえている。

しかも中曾根内閣は、六一年度予算の編成にあたって、本来一般歳出に計上すべき経費を「財政再建達成後に返済」という条件で後送りしている。厚生年金、国民年金、政管健保などの国庫負担をはじめ、五七年度以降六年度までの後送りぶんの総額はほぼ一〇兆円に達する。また、六一年度の防衛費の後年度負担は、二兆四二〇〇億円と過去最高にふくれあがっている。公務員給与についても、前年度当初なみ一%ぶんの給与改善費（七八〇億円）計上が今回見送りとされ、もしも

こうして、中曾根内閣が「増税なき財政再建」の基本的手法を臨調行革路線に基づく歳出削減に集中させたことの結果は無残である。それは、①再建の効果はまったくあがらず、破綻は必至となつた、②後送り、ツケ廻しなど財政操作の手品もタネ切れになり、かえつて破綻へのひづみを拡げる圧力となつた、③自治体や国民各層へのしわよせも限界にきた、ということであり、財政再建の失敗

されたのは四〇〇〇億円（一・七%）に過ぎず、不足分は経費節減、補助金カットによる自治体への転嫁、老人医療の自己負担強化などにしわよせされることになった。文教・科学技術振興費〇・一%増、公共事業費一・三%減、食糧管理費一四・三%減などの数字が示すように、国の予算と国民のニーズとの開きは拡がるばかりであり、それぞれ公共料金の引上げや自治体への負担転嫁が強要されることになる。国鉄についても、長期債務五兆円の一般会計肩代わり（利払費一七三〇億円は国債費廻し）の措置と同時に、国鉄運賃五%引き上げ、分割・民営化、ローカル線切捨て計画などが押しつけられようとしている。

かえつて破綻へのひづみを拡げる圧力となつた、③自治体や国民各層へのしわよせも限界にきた、ということであり、財政再建の失敗で辞任した鈴木前首相に統いて、中曾根首相も重大なその責任を問われねばならなくなっている。その際、責任をとるかわりに「税制給付対象者の増加等による当然増経費が一兆五四〇〇億円にものぼるのに、増加が認められ

に首相の命脈は断ちきられることになるだろう。

破綻と失敗の原因は、中曾根内閣が財政再建の手法を歳出削減一本槍でしか考えなかつたところにある。本来、財政再建はそれが自己目的ではなく、国民生活の安定をめざす経済運営を支えるための保障とみなければならぬ。その見地からいえば、財政再建を理由に国民に耐乏を強いたり、不況打開・内需喚起のための財政の発動を怠つたりすることは本末転倒である。今日、わが国経済の基本的選択は、諸外国に較べて相対的に高い水準による働き過ぎの是正などに集中、それらによつて内需拡大・経済摩擦の解消にいどむことでなければならない。財政の運用もそれを第一義とすべきで、そのことをつうじて当面の経済活性化をはかり、社会経済の新たな成長の過程で財政再建の条件をも創りだすといふ発想が必要である。その際、再建達成までの期間は短いにこしたことはないにせよ、経済の良好な運営が維持されていくかぎり、その長短は決定的問題ではない、中曾根内閣の硬直した手法は明らかにそこを取りちがえており、世界的な経済局面の変動に対する洞察の弱さ、対応の鈍さから、結果として“ツノをためて牛を殺す”の愚を重ねているのであ

る。

防衛費突出と危険な戦略的選択

ところで、中曾根内閣の予算編成は、財政再建・歳出圧縮という単一の文脈だけで進められてはいない。この文脈とは対立する防衛費急増の路線が同時的にづらぬかれている。

昭和六一年度予算における防衛関係費は三兆三四三五億円、対前年度当初予算比六・五六%の伸びとされている。問題の GNP 比は〇・九九三%、二三五億円のスキ間が残されたことになっている。だが、この数字には小細工があり、給与改善費一%ぶんをプラスした前年度当初なみの計算方式でみると GNP 比は〇・九九七%、スキ間はほぼ前年度当初なみの九一億円となる。一・六三%以上のベース・アップがあれば、GNP 比一%枠は突破されることになるのである。そのほか、前述の後年度負担二兆四二〇〇億円のうち、六一年度の新規分だけで一兆三二〇〇億円と過去最高になり、今後の増加傾向を示している。

こうして、政府決定事項に格上げされた「中期防衛力整備計画」の初年度予算は、歳出削減の政府方針にも、軍縮を求める内外の世論にも逆行して文字どおり大盤振舞いとなつたわけである。中曾根内閣発足以来四回の予算編成をつうじてみると、防衛費は合計七五〇〇億円も増えているが、六一年度は戦後初め

て社会保障費の伸びを率・額ともに超えることになった。

しかも、単に量的な自衛力強化がはかられただけではない。この増強につながつて自衛隊の機能と役割が日米共同作戦体制の枠組みにすっぽりと包まれ、SDI によって「戦略的に防衛された米国」という新たな段階の米核戦略に従属するものとなつてゐる点に注目する必要がある。それは、(1)「海上防空」「シーレーン防衛と三海峡封鎖」など日米安保の「世界核安保」化、(2)一%枠などの制約突破による軍事大国化、(3)対米先端技術供与と「國家機密保護法」など、新しい戦略的選択に日本政府が手をつけてゐることを意味する。

一九八四年一一月、海上自衛隊参加のもとにソ連極東基地攻撃を目的とした戦後最大規模の演習(「フリティックス85」)が強行されたが、こうした日米共同作戦体制はその後も着々と整備されてゐる。ことし一月、「自衛隊行革」の一環と称して「陸海空統合部隊」の編成方針がうちだされ、二月には三自衛隊と米軍が初めての「統合指揮所演習」を実施、この秋には「統合実働演習」も予定されているが、その際「統合部隊」の最高指揮権は実質的に米軍が握ることにならうと見られ、自衛隊の性格をめぐる厳しい追及があらためて重要なつてゐる。

SDI については、政府は昨年来二次にわ

たる訪米調査団(防衛庁幹部を含む)を派遣、「SDI 参加の条件について検討」してきている。SDI 問題は米ソ軍縮交渉の最大の難関ともなっているだけに、調査団派遣の経緯と内容について国民の前に明らかにさせ、中曾根内閣による危険な選択を阻止することが重大な課題である。また、政府は昨年末に「対米武器技術供与に関する細目とりきめ」を決定、ミサイル追尾技術、レーザー、超LSIなど七分野の先端技術供与について米側要請に応じようとしている。これも実質的なSDI 参加を意味するもので、国民的な警戒と反撃の態勢を早急に組む必要がある。

一月中旬、ハワイで「日米安保事務レベル協議」が開かれたが、そのなかで米側から日本との「防衛計画大綱」について発言、「日本が大綱を変えて通常戦力を大幅増強したり核戦争への独自の対応能力をもつことは望まない」との態度が表明されたと報道されている。この意味は、日本が自民党内の「大綱見直し論」のように独自の軍事力強化にむかうことには米側も反対で、あくまでも米核戦略の枠内でその要請に応じた役割だけを担つてもらいたいということである。自衛隊がだれのため、何のための存在か、問わずして明らかといえる。

ともあれ、昨年秋の米ソ首脳会談を契機として、緊張緩和・軍縮への新たな可能性が期

待され、その拡大を求める流れが国際舞台にひろがりつつあるとき、口さきで軍縮を唱えつつ具体的行動では「制約なき軍拡」への道を突き進む中曾根内閣の矛盾を六一年度予算は遺憾なく露呈している。この予算のままのペースで進めば、中期計画の目標である昭和六五年度にわが国の防衛費は四兆三〇〇〇億円にも達する。そうなったときに「盟友」であるはずの米国との関係を含めて、日本が「世界に貢献する国際国家」としての信頼をそこ

なうおそれはないか。すでに「経済大国」となった日本のイニシアチブは軍拡の方向ではなく軍縮へむけてこそ発揮すべきではないか。——この論点を突きだし、国民と共に、中曾根内閣の危険な選択を厳しく糾弾しなければならない。経済局面の変動に対応する内需志向の積極的財政・経済運営の課題と同時に、軍縮と平和のためのこの課題も、わが党にとってけつしてゆるがせにはできないことである。

八六年度環境庁予算

一、臨調行革下の環境行政の後退と縮小

八六年度環境庁予算は現在、同庁がその策定作業を本格化させている「環境保全長期構想」に現実的な根拠を与えるうえで、極めて重要なものであった。

環境庁は、この「構想」を先取りする意味で、近年その予算編成に当たって施策全体の基本目標を集約して、「環境保全型社会の実現」を標榜してきた。同庁によれば「環境保全型社会」というのは、OECDが主張してきた「あらゆる社会、経済プロセスへの環境配慮の統合」という考え方や、西独、フラン

スなどの極めて実践的な意味をもつて使用されている「エコロジー」と同趣旨のものだとされている。

しかし、このような環境保護への主体的、実践的な意義づけがもつて説かれた環境政策上の基本方向がはつきりと明示されているにも関わらず、近年の環境庁予算は臨調行革下の環境行政の縮小と後退を繰り返し、国民の期待を大きく裏切るものでしかなかった。そして八六年度環境庁予算もまたこの環境行政の後退姿勢を切実に証明したのである。

二、八六年度環境庁予算の骨格

七つの重点課題

八六年度環境庁予算の総額は四〇六億八二〇〇万円で対前年度比、五・四%減の四年連続のマイナスとなっている。予算の全体の構成及び重点課題の柱は、次の七つにおかれている。

まず第一の柱は、「安全で良好な環境の確保」(七〇億七三〇〇万円、対前年度比三・一%減)で、このなかで交通公害対策、大気汚染時に都市型の大気汚染防止対策、有害化学物質対策が主に取り組まれる対象となっている。第二は前年度までの「予見的、計画的な環境政策の展開」にかわって、新らしく「環境保全型社会の形成の促進」が政策テーマにおかれ、(八三億二三〇〇万円、対前年度比四・九%減)環境教育の推進や、国民の自主的な環境保全活動を支えるためのナショナル・トラスト運動に関するマニュアルづくりや、近隣騒音防止のためのモデルコミュニティ計画策定をうち出している。

第三の柱は、「地域に立脚した環境保全施策の展開」(一億八八〇〇万円、一二・五%減)で、瀬戸内海環境保全対策の一環である特定海域における窒素発生負荷量等調査費の新規予算化が図られたほかは、おおむね従前通りである。第四は、野生動物（鳥獣）の保護、自然環境保全を主眼とした「自

然環境の保全及び緑化の推進」(三一億二九〇〇万円、五・四%減)である。第五は、「公害による健康被害者の救済」(一六二億八四〇〇万円、九・八%減)があてられており。第六は大気、水質に関する情報利用の高度化をはかるためのシステム整備を主なねらいとする「環境研究と情報の整備」(七〇億二四八〇万円、三%減)である。第七の柱は「地球的大規模の環境保全と国際協力の推進」(二億二七〇〇万円、五・二%増)である。

2 コマ切れる予算要求方式

以上七つのテーマを掲げて構成された予算にあって、新たに提起されている項目を数え上ると三五項目にわたっている。しかし、それらの多くはいずれも百万円単位の少額計上で事務経費ならいざしらず、これらが政策形成費になるとは考えにくい。七つのテーマのそれぞれに及ぶ政策遂行の実効性はまず、この少額予算の面からみてはなはだ疑わしいのである。

このようない例をとるまでもなく、環境予算の内容はひどくコマ切れるであり、その結果「環境保全型社会」の実現にむけた、問題の抽出——政策形成の企画・調査や、開発問題等に関する他省庁との主導的な調整の任務遂行の立場の土台を環境庁は自らつき崩しているといえる。重点化、選別化

された問題意識をもつた予算編成の方式が指向されなければ環境行政の縮小に歯止めがかかるくなる恐れがある。

こうした後退していく一方の予算編成のあり方が、環境庁をして、環境保護に大きな問題提起をしている緊急の今日的課題への対応を著るしく遅らせてもらっている。中曾根内閣の唱導する「民間活力の導入」による大規模プロジェクトの展開や、都市再開発の動向をみると、環境問題への配慮が充分考察されているとは思えないし、今回の予算編成をみて、このように選別化されて重要な急務の課題に主体的に対応しようという環境庁の態度もみうけられない。他省庁まかせ、自治体まかせの対応は環境庁の立場を自らの手でおとしめていると批判されても仕方のないところである。

このような予算編成のなかにあって、とりわけ重点課題とされているのが、大都市を中心とした交通公害対策と、有害物質対策である。とはいって、交通公害対策は「大都市地域における窒素酸化物対策を進める」とともに、大都市における自動車交通量の抑制、低公害車の普及等を推進する計画策定を図る」「自動車走行実体に関する調査」「ディーゼル車排ガス規制強化の技術評価」等にとどめておかれしており、抜本的対策は先送りされている。

ここ二～三年の調査どまりから「新たな中・長期的観点からの総合的検討」をもりこんだ有害化害物質対策は、それ自体一步前進したものと評価されてもよいであろう。が、従来の主として急性毒性のみを指標とする有害物質判定と個別物質の事後的規制は改めなくてはなるまい。そして、すくなくとも我が国で製造、使用されている二万種の化学物質に対して、①急性毒性、蓄積性、発ガン性関連の指標による有害化

学物質の判定、②毒性学とともに臨床医学、

疫学による人体の健康への影響評価など予見的で予防的対策をめざす体制づくりが具体化されなければならない。

三、環境情報提供行政への後退と八六年度予算

二年前、中曾根首相の私的諮問機関の経済政策研究会は「これから経済政策と民間活力の培養」と題する報告書をまとめ、

そのなかで「民間活力を地域開発に導入する場合の最も有効な方法」として、「規制緩和」を掲げた。この報告と前後して、中曾根内閣は、環境アセスメント制度の法制化を断念させ、公害健康被害補償制度の抜本的見直し、改悪作業も推進させている。又、大気など環境基準の未達成を放置し、基準のものを緩和するなど、環境行政の被害

者救済、公害規制、環境破壊未然防止といった支柱を骨抜きにするとともに、個別公害規制から環境管理行政への展開を阻害してきた。このような、環境行政の根本的な改悪再編が強行されてきたなかでの八六予算であるが、この流れを押し止めるどころか、総じて環境情報提供行政へと後退している現状を如実に証明したものになつている。

それは、環境行政を生産、流通、消費、廃棄のあり方を総合的に制御する方向へと推進していく、公害防止から環境管理、環境創造への環境行政の積極的展開に敵対する立場はもとより、環境庁が自ら唱導する「環境保全型社会の実現」を不可能とする立場の選択でもあるところに、八六年度環境予算の反動的性格は露わなのである。

八六年度防衛予算

一、防衛費の「聖域化」と「対G.N.P比一%制約」突破型予算

一九八六年度防衛予算は、対前年度伸び率六・五八%、二〇六四億円増、総額三兆三四三五億円である。

これは、四年連続の「原則マイナス要求基準」を採用した八六年度概算要求枠の中において、政府開発援助費（ODA、七・〇%増）と並んで異例の「突出」を果たし、

この結果、対一般歳出（一般会計予算の内国債費と地方交付税交付金を除く）比において二一年振りに一割を超える（一〇・三%）、対G.N.P比〇・九九三%（一%との差額は

二、防衛予算の硬直化を深める後年度負担

八六防衛予算総額のうち人件・糧食費が一兆五〇八六億円（六・七%増）で全体の

四五・一%を占めている。一方、正面装備

などの物件費は一兆八三五〇億円（六・五%増）であるが、このうち既定の後年度負担の八六年度歳出化分は一兆一六九九億円（九・〇%増）にものぼり、この結果、総額の三五・〇%、物件費の六三・八%が過去の調達品のツケ払いとなつて予算の硬直性を深めている。

さらに、新規後年度負担額（八七年度新規調達品の後払い）は一兆三二一四億円（七・一%増）、これに既定分（＝八六年度予算以前の調達品の後年度負担の歳出化分）一兆九六九億円を加えると八七年度以降に歳出化される後年度負担総額は過去最高の二兆四一八三億円（四・九%増）となる。このため、八七年度防衛予算は、後年度負担の歳出化経費（一兆二九〇〇億円）で対前年度比三・六%の増加要因を抱え、その硬直化の度合いをますます深めることとなつた。

三、「中期防衛力整備計画」達成に向けた 初年度予算

四、「洋上防空」・「三海峡封鎖・シーレーン 防衛」作戦遂行の戦力整備

〇〇億円のうち四六〇億円を上乗せした。

その結果、八六年度防衛予算（実質伸び率約五・四%、正面装備費の新規契約額は約九三〇〇億円）は、「中期防衛力整備計画」（総額一兆四〇〇億円、平均実質伸び率五・三七%、正面装備新規契約額五兆五三〇〇億円）の初年度予算として同計画所要経費の約一八%（正面装備契約額）約九三〇〇億円、一七%）を確保したのである。

また、この折衝過程で護衛艦（D E）一隻、F-15二機、P-3C三機、改良ホーク〇・五個群、ペトリオット・ミサイル〇・二五個群、MH-53E掃海ヘリ四機、CH-47輸送ヘリ一機、T-4中等練習機六機、自衛官・予備自衛官の増員などの要求項目を復活させ、これによつて主要正面装備においても同計画に掲げた整備規模の二〇%前後の新規調達を果たし（表を参照）、同計画達成への足掛かりを確保したのである。

航空自衛隊」「防空軍」、海上自衛隊」「対潜海軍」、陸上自衛隊」「一地固守の防御地上軍」として育成されてきた自衛隊を、危険な対ソ戦略の一翼を担う統合軍へと変貌させるものである。八六防衛予算は、この「中期防衛力整備計画」達成の初年度予算としての役割を果たした内容となつてゐる。
〔航空自衛隊〕

① 「中期防衛力整備計画」（以下「中防」）

の戦力整備構想：「防空軍」から「制空軍」への転換を目指す航空自衛隊は、F-15迎撃戦闘機七個飛行隊の完成によって、「洋上防空」や敵の策源を撃滅する「航空侵攻・制空作戦」遂行能力を飛躍的に向上させようとしている。また、F-4EJ迎撃戦闘機の改修（シユートグラン能力向上とASM-1装備、三個飛行隊）およびF-1支援戦闘機の後継機種（FS-X）の選定によつて、水上打撃戦・着上陸阻止作戦において単独または陸・海と共同して対地・対艦攻撃を遂行する「航空撃滅・近接航空支援」能力の飛躍的增强をはかるとしている。さら

に、E-2C早期警戒機の增强によつてこれらの決戦兵器の地上レーダー覆域外での有機的な指揮・管制運用のため「警戒飛行隊」を編成・拡充（一個飛行隊で三ポイント警戒体制）しようとしている。

対前年度比五・一%増、三兆二九七五億円の原案を提示した大蔵省との復活折衝において、同省もその策定期階で査定に加わっている『中期防衛力整備計画』をテコに、防衛庁は公共事業費を除く公開復活財源八

(空中警戒管制機 A W A C S の導入は次期『中防』)。

なお、これらの作戦能力を強化するため、航空機・艦船探知能力をもつ R 型 O T H レーダーの南西諸島設置および空中給油機の導入を検討することとしている。

次いで、「防空作戦」では、ナイキ対空ミサイルの後継兵器として、機動性・対処可能高度・同時多目標対処能力にすぐれたペトリオットの実戦配備（六・五個群中五・五個群）することによってその中軸兵器の一新をはかるとともに、航空基地・レーダー・サイトなどの局地防空用八一式地対空ミサイル（短 S A M ）ならびに携帶用地対空ミサイル・ステインガードの増強で縦深的防空態勢の構築を目指している。

この他、F-4 E J の改修（一七機に新型 R F 装備）による偵察飛行機の増強で偵察能力を強化しようとしている。輸送・機動力の強化としては、機雷敷設や空挺部隊輸送支援能力をもつ戦術輸送機 C-130 H の増強（三個輸送飛行隊のうち一個輸送飛行隊を構成）ならびに端末輸送用ヘリ C H - 47 の配備を進め。また、教育訓練体制の向上のために T-4 中等練習機を導入する。

②

八六防衛予算による装備調達：「航空侵攻・制空作戦」遂行の中軸となる要撃戦闘機 F-15 は、一二機を調達、六番目の飛行隊編成を可能とする。また、「防空作戦」の中軸兵器である地対空誘導弾ペリオット一個群を調達、初の実戦配備に着手するとともに、八一式短 S A M 四基、携帯短 S A M 四八基、対空機関砲一二門を調達して引き続き基地・レーダー・サイトの防空能力の縦深性強化をすすめ、抗堪性の向上を図る。機雷敷設・部隊機動展開のための戦術輸送機は C-130 H を二機調達、引き続き一個飛行隊の更新配備をすすめる。このほか教育訓練体制向上のため T-4 中等練習機一二機が調達される。

〔海上自衛隊〕

① 『中期防衛力整備計画』の戦力整備構想：「対潜海軍」から「海上防空・シーレーン防衛・三海峡封鎖」作戦を遂行する「戦略制海戦力」への変貌を企図している海上自衛隊は、「八・八艦隊」構想Ⅱ（対潜ヘリ搭載護衛艦 D D H （艦載ヘリ三機搭載）一隻十対空ミサイル艦 D D G 二隻十汎用護衛艦 D D （艦載ヘリ一機搭載）五隻を四個護衛隊各群に配備）の完成と涙滴型潜水艦 S S 一六隻体制の確立、地方隊三〇隻体制Ⅱ（五地方隊（二護衛隊）

に各六隻配備、近代化した沿岸護衛艦 D E を増強）の実現を目指して、新型艦艇建造と既存艦艇近代化を急速に進めようとしている。

このため『中防』では計九席の建艦計画を立てており、そのうち、同時多目標対処能力を飛躍的に増強させた二隻のイージス・システム搭載 D D G によって艦隊防空作戦能力の画期的向上をはかるとともに、新型 D D 一隻の建造により対潜・対艦・対空能力を兼備した汎用護衛艦の近代化を完了する。潜水艦探知・対艦支援能力を向上させたヘリ H S S - 2 B の増強および最新のデータリンク機能・情報処理能力を装備した新型艦載対潜ヘリ S H - 60 J の導入によって、他方、対潜ポイント哨戒と水上戦闘支援作戦を遂行する艦載航空隊四隊の編成を計画している。これによって、艦隊・個艦防空能力を備えた近代的な対潜・対水上打撃作戦遂行戦力としての「八・八艦隊」Ⅱ護衛艦隊三三隻体制が完成する。

また、ハープーン対艦ミサイルに加えて新たに対潜アスロツクとラム対空ミサイルを装備し対潜・個艦防空能力の向上させた近代化 D E 六隻の増強によって、海峡防衛など従来よりもより脅威の高い局地海域の防衛を企図している。この地

方隊とともに重要拠点および津軽・対馬

海峡の対潜ポイント哨戒を遂行する陸上
対潜ヘリは、HSS-2Bの増強により、

陸上航空隊四隊、海峡港湾防衛航空隊二
隊を編成する。これによつて、沿岸・局
地海域防衛の地方隊六〇隻体制が急速整
備される。

また、三海峡の監視・哨戒（三隻一組
で宗谷一隻、津軽二隻、対馬二隻を配置）
による敵原潜の探知・識別・撃破や敵策
源（基地・制海海域）への前進配備によ
る水中・水上艦艇の撃破を遂行する潜水
艦は、新型艦を五隻建艦して一六隻体制
に拡充する。

対潜広域哨戒作戦の中軸をなす対潜哨
戒機は、対艦撃破能力（ハープーン対艦
ミサイル）を備えたP-3Cの増強で一
〇個飛行隊一〇〇機体制を完成させよう
としている。これによつて、敵水上艦隊
が侵攻する海域における対潜艦艇の策
範囲外での前進哨戒・対潜制圧能力を飛
躍的に向上させる。

さらに、三海峡や沿岸重要拠点の高感
度機雷による逆封鎖に対する対機雷戦能
力の向上を図るため、音響・磁気複合掃
海具を装備した新型掃海ヘリMH-53
Eを導入、既存の対機雷航空部隊一隊を
更新するとともに一隊を新編成する。

② 八六防衛予算による装備調達：「八・ 八艦隊」の早期完成を図る海上自衛隊は、

今年度防衛予算によつて西側最新鋭の対
潜（アスロック）・対空（シースパロー、
オットーメララ速射砲）・対艦（ハープー
ン）兵器を装備し戦術情報処理・データ
リンク・新電子戦能力を備えた新型DD
(はつゆき改三四〇〇t型)を調達「八・
八艦隊」の中核となるDD-20隻体制を
完成させることとなる。艦載型対潜ヘリ
六機は、三個目の飛行隊新編成を可能と
している。

また、地方隊六〇隻体制に向けて、対
潜能力重視の旧型DE一五隻、対水上打
撃重視のいしかり型・ゆうぱり型DE三
隻に加えて、新たに個艦防空能力を兼備
したDE（いしかり型近代化一九〇〇t
級）二隻を調達、DE計二〇隻を確保す
ることになる。陸上型対潜ヘリ七機調達
は、二個目の飛行隊更新を可能とする。

うずしお型三隻、ゆうしお型九隻とと
もに一六隻体制構築を目指して建造され
る潜水艦SS（三四〇〇t）は、新高張
力鋼使用で水中運動性・潜航持続時間・
静肅性・策敵および攻撃能力（新型高性
能対潜魚雷とUSMハープーン一二発装
備）を向上させた新型艦で、潜水艦隊の
対水上艦打撃力の充実を図ることとな

る。

P-3Cは一〇機調達によつて、教育

隊と一個航空隊が新編・更新され、計六
航空隊となる。掃海ヘリMH-53Eは
一個飛行隊更新分の調達に着手する。

〔陸上自衛隊〕

① 「中期防衛力整備計画」の戦力整備構 想：自隊・地域防空、三海峡通峡阻止、 着上陸侵攻阻止・水際撃破の各作戦を遂 行しつつ、時期を見て「攻勢」に転じる 「決戦防御」の地上戦力への転換をはかる

うとする陸上自衛隊は、防空作戦能力の
向上・師団改編による青函以北の師団の
増強、対機甲火力の飛躍的増強を計画し
ている。

北部方面の陸自戦力強化を企図する
「中防」は、師団改編構想を打ち出していく。
それは、現在の三タイプ（甲・乙・
機甲）第七師団）を六タイプ（北部方面
隊の甲・乙、第六師団以南の甲・乙、第
九師団の旧乙、第七師団の機甲）に多様
化し、青函以北に機甲火力の中核兵器で
ある戦車を集中配備（第六師団以南の師
団から各一個戦車中隊合計約一四〇両を
移動、総数の約六〇%、七三〇両を集中）
しようとするものである。陸自の主力で
ある甲師団はこの師団改編によつて、北
部方面隊甲師団II普通科連隊四個（装甲

化×一、自動車化×三）+戦車大隊（戦車七四両）+対戦車隊（重MAT一六基）、第六師団以南の甲師団II普通化連隊四個（自動車化）+戦車大隊（戦車四四両）+対戦車隊（重MAT一六基、中MAT一六基）という戦力構成となる。

この師団改編と連動して、『中防』は七四式戦車を二一六両調達するほか、第三

世代に属する八八式新型戦車三〇両を導入し、「三海峡通峡・着上陸阻止」の決戦兵器である戦車の大増強・近代化を企図している。また、七三式装甲車の増強、新型装甲歩兵戦闘車の導入によって主力戦車に随伴する普通科中隊の急速な装甲機動化を図るとともに、八二式指揮通信車や新型警戒偵察車の配備によって機動的な指揮・通信・情報能力の向上を目指している。

戦車を補完する対戦車火力の画期的な充実を目指して、対戦車ヘリAH-1S四個飛行隊を方面隊に配備、師団の対戦車隊には重MAT（七九式対舟艇・対戦車誘導弾）および新型中MAT（対戦車誘導弾）を装備することとしている。

これらの対機甲火力を支援する遠戦火力は、火砲二二七門を調達、東北・西部両方面隊直轄の各特科群の二〇三mm自走榴弾砲（HSP）への更新、師団特科連

隊のFH70-1155mm榴弾砲（H）への換装によって、破壊力・射程・機動力の大増強がはかられる。

「洋上・水際撃破」作戦は、二〇三HSPPや対舟艇重MAT増強などのほかに、北海道に三個隊を新編配備する新地対艦誘導弾（SSM-1）の導入で対艦遠戦火力の中軸を形成する。

陸自の「三海峡通峡・着上陸阻止作戦」の成否を大きく左右する「防空作戦」能効は、地域防空の中軸兵器である改良ホーク四・五個群の改善II型への更新によって強化されようとしている。また、陸自師団防空のための八一式地対空ミサイル（短SAM）と特科・戦車部隊防空用

の携帯式地対空ミサイル・スティングガーノン化が可能なCH-47輸送ヘリを第一ヘリ団に更新配備し、部隊の機動作戦能力を強化することとしている。

さらに、一個普通化連隊の完全ヘリボーン化が可能なCH-47輸送ヘリを第一ヘリ団に更新配備し、部隊の機動作戦能力を強化することとしている。

② 八六防衛予算による装備調達：対機甲戦力の拡充を急ぐ陸上自衛隊は、今年度予算で青函以北の戦車大隊の大増強に着手しようとしている。また、これに対応

して、装甲車の増配による師団普通科中隊の装甲化を進める。機動的な対機甲遠戦火力の中軸をなすAH-1対戦ヘリは、三番目の対戦車ヘリ隊の新編に向けて八機を調達する。また、重MATの師団対戦車隊への配備を引き続きおこなう。火砲は、『中防』で整備予定の二七七門中六八門を調達する。

「防空作戦」兵器は、その中軸である改良ホーク地対空誘導弾の改善II型への換装に着手するとともに、短SAM・携帯短SAMを引き続き調達して、縦深的防空能力の強化をはからうとしている。

五、その他

『中期防衛力整備計画』に掲げられた正面装備の調達を進める一方、指揮・通信・情報能力の向上をはかるため、中央指揮所の二四時間運用態勢の確立、自営通信回線網の確立、海上自衛隊陸上データ通信網の整備を進めようとしている。

また、リムパック86への「八八艦隊」一個護衛隊群の派遣、日米三軍共同統合指揮所演習（八五年度末）を踏まえた日米三軍共同統合実動演習（八六年未）の実施によって日米共同作戦態勢の急速な構築を企図している。これと連動して、統合幕僚会議に企画・運用計画・防衛計画の三調整官

表-1 防衛関係費

(1) 規 模

(単位: 億円、%)

区分	61年度	60年度	増△減額	伸 率
防衛関係費 (A)	33,435	31,371	2,064	5.58
国民総生産 (B)	3,367,000	3,146,000	221,000	5.1
一般会計歳出 (C)	540,886	524,996	15,890	3.0
一般歳出 (D)	325,842	325,854	△ 12	△ 0.0
防衛関係費の規模				
(A) / (B)	0.993	0.997		
(A) / (C)	6.18	5.98		
(A) / (D)	10.26	9.63		

- (注) 1.防衛関係費、一般会計歳出及び一般歳出は、当初予算額である
(以下同じ)。
2.国民総生産は、当初見通しである。
3.計数は、原則として四捨五入によっているので計と符合しないこ
とがある(以下同じ)。

(2) 機関別内訳

(単位: 百万円、%)

区分	61年度	60年度	増△減額	伸 率
(防衛本庁)				
陸上自衛隊	1,249,517	1,161,200	88,317	7.6
海上自衛隊	793,286	733,267	60,020	8.2
航空自衛隊	870,560	827,519	43,041	5.2
内局等	101,747	92674	9,073	9.8
防衛本庁計	3,015,110	2,814,659	200,451	7.1
(防衛施設庁)	328,285	322,357	5,928	1.8
防衛庁合計	3,343,395	3,137,016	206,379	6.6
(国防会議)	154	132	22	16.7
防衛関係費合計	3,343,549	3,137,148	206,401	6.58

を新設、統幕の調整機能の強化をはかるとともに、三自衛隊統合運用態勢の構築を狙つてゐる。さらに、弾薬備蓄の強化(歳出ベース一一七九億円、一四%増)、空自予備自衛官の新設(三〇〇人)・陸自予備自衛官

の増員(一〇〇〇人増)、定員の増強(六〇六人増)によつて継戦能力の向上をはかるうとしている。この他、日本の技術力を兵器に体化する研究開発は、技術研究本部予算を拡充(歳

出化ベース六五三億円、一三%増)、師団対空情報処理システム、艦/空対艦誘導弾、格闘戦用ミサイルなどの危険な戦力開発を行なうとしている。

表-2 主要装備調達量

装備	単位	中期防衛力			86年度 達成率	総数	86年度予算			(単位: 百万円)
		整備計画A	予算B	B/A%			86完成時	中防完成	総額	
【陸上自衛隊】										
戦車	両	246	56	22.8	1,177 (約713)	約1,210 (約873) (新型30)	21,744	0	21,744	388
74式戦車	基	123	19	15.4	81	185	1,119	0	1,119	59
新型戦車(TKX)	門	277	68	24.5	2,207	-	-	-	-	-
対戦車誘導弾	門	43	12	144	67	14,045 4,315 42	0 173 0	14,045 4,142 42	327 360 3	
79式対舟艇・対戦車誘導弾(重MAT)	門	13	13	949	-	-	-	-	-	-
火砲	両	310	45	7.4	2,670	0	2,670	0	2,670	116
新型(FH70)115mm 203mm自走 弾砲(HSP)	門	23	0	-	1,866	0	1,866	0	1,866	85
64式81mm迫撃砲	両	22	-	-	-	-	-	-	-	-
装甲車	両	310	45	7.4	949	2,670	0	2,670	0	116
73式装甲車	門	23	0	-	1,866	0	1,866	0	1,866	85
新型装甲戦闘車(MICV)	門	22	-	-	-	-	-	-	-	-
82式指揮通信車	機	43	8	18.6	40	74	18,904	87	18,818	2,363
新型警戒偵察車	機	24	4	16.8	9	29	21,497	0	21,497	5,374
対戦車ヘリAH-1S	機	43	8	18.6	40	74	18,904	87	18,818	2,363
輸送ヘリCH-47	機	24	4	16.8	9	29	21,497	0	21,497	5,374
地対空誘導弾	群	4+教育0.5	0.5	11.1	0.5	4.5	14,906	264	14,642	-
改良ホーク改善II型	群	8	8	-	-	-	-	-	-	-
81式短距離地対空誘導弾(短SAM)*	基	39	0	0	0	1,400	0	100	19,100	2,388
携帯式地対空誘導弾(短SAM)*	基	54	0	0	54	1,400	100	1,300	1,300	36
地対艦誘導弾(SSM-1)	基	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(*印は中期防衛力整備計画の別表及び防衛局計画官室の説明資料に記載していないもの)

装備	備	単位	中期防衛力	86年度	達成率	総数	86年度予算		(単位: 百万円)				
			整備計画A	予算B	B/A(%)		86完成時	中防完成					
【海上自衛隊】													
護衛艦 (内ミサイル装備艦)													
甲型(対空ミサイル装備艦=D D G)	隻	9	3	33.3	59	62	43	8					
(汎用護衛艦=D D)		2	0	0	37								
はつゆき改型3400t		1	100	20	20								
乙型(沿岸護衛艦=D E)	隻	6	1	33.3	20	24	43.277	38	43.239				
いしかり型1900t		2	33.3	20									
潜水艦(S S)	隻	5	1	20.0	14	16	50.548	480	50.067				
2400t		1	20.0	1	5	39.763							
その他	隻	21	4	19.0	93	9	9.665	17	9.648				
中型掃海艇(M S C)880t		2	2	1	33.3	1	1.733	8	4.832				
輸送艇(L C U)420t		3	1	33.3					1.724				
訓練支援艦(A T S)2200t		1	1	100			14.586	39	1.733				
補給艦(A O E)		0	0						14.586				
ミサイル艇		0	0										
練習艦	機	1	0	0									
対潜哨戒機P-3C	機	50	10	20.0	58	94	107.531	0	107.531				
対潜ヘリ	機	66	13	19.7	70	102			107.531				
H S - 2 B	機	30	13	43.3	62		28.881	185	28.697				
(陸上型)		7			26				2.222				
(艦載型)		6			36	12							
艦載型新対潜ヘリS H - 60 J	機	36	0	0	0	36							
掃海ヘリM H - 53 E	機	12	4	33.3	4	12							
その他	機	6	0	0	0	6	20.023	153	19.870				
									5.006				

装備	単位	中期防衛力	86年度	達成率	総数	86年度予算			(単位：百万円)
						整備計画A	予算B	B/A(%)	
【航空自衛隊】									
迎撃戦闘機 F-15 (戦闘機)	機	63	12	19.0	124	163	119,344	145	119,198
輸送機 C-130H	機	7	2	28.6	10	320	11,408	125	5,704
輸送ヘリ CH-47	機	12	3	25.0	5	15	16,969	0	16,969
早期警戒機 (E-2C)	機	5	0	0	14	12	5,656	12	5,656
その他	機	0	0	0	212	93	35,924	305	35,619
中等練習機 T-4	機	93	12	12.9	5.5	93	60	2,994	2,994
地対空誘導弾ベリオット (4 FU)	機	5	1	20.0	1+教育0.5	5.5	96,816	60	96,756
81式短距離地対空誘導弾 (短SAM) *	機	4	4	0	1,500	0	9,100	0	9,100
携帯式地対空誘導弾 (携帯短SAM) *	基盤機	24	12	1+	100	1,400	2,275	1,400	2,275
(空中給油機)									

科学技術庁予算

第一に、「科学技術振興調整費」が11%、

「産・学・官等の連携による研究推進費」が五
1%、「科学技術情報流通の促進費」が111%、

「科学技術国際協力費」(特に先進諸国との協
力が中心)が7%と、それぞれ対前年度比で
大幅増になっている。

庶民の安全よりも大企業の利益を優

先し、わらにはアメリカとの軍事研究提携を
深めようとしている自民党政府のもとである
だけに、「産」(財界)・「官」による「学」の
誘導・統制・支配の傾向が大きくなるし、軍

事利用にむけられる研究開発が忍びこむであ
るうし、日本の軍事協力にあてられる分野が
でてくるであろう。

したがつてこれらの内容を細部にわたって
監視・調査・検討し、そのような傾向に歯止
めをかけていかなくてはならない。

第二に、通信衛星「あくみ2号」の自衛隊

による利用許可によって、宇宙の開発利用は
平和目的に限るとする国会決議や宇宙開発事
業団法の肝心な規定が破られてしまつたが、
予算をつけられている「地球資源衛星1号の

開発」は、容易に軍事スペイの目的にも利用
されかねないし、「米国宇宙基地計画予備設計
参加」等は、SD-Iの開発に協力することに
なりかねない。七人の命を犠牲にしたスペ
ースシャトルの爆発事故は、宇宙の軍事開発
に対する大きな警鐘であろう。

第三に、国民生活にとって真に不可欠な「防
災科学技術の研究開発」には依然として微々
たる予算しかつけられず、「地震予知の研究」
に九億円、「震災対策の研究」に五億円、「雪
害対策の研究」に八、〇〇〇万円といった有
様である。

第四に、相変わらずの原子力偏重予算であり、
一般会計及び産業投資特別会計三、三四五億
円のうちの五四%強と、電源開発促進対策特
別会計の科技庁分九三三億のうちのほとんど

大部分は原子力関係である。

しかし最近では、競争からおりたアメリカにかわって世界のトップランナーとなつてゐるフランスでも、状況は変つており、日本の「原子力産業新聞」さえ、「ヨーロピアン・エナジー・レポート誌」を紹介して、「仏原発計画、飽和へ。新FBR建設も計画後退」と題し、次のように報じている。

「本誌の予測が信頼のおけるものであれば、フランスは二〇〇〇年までに全欧洲の原子力発電設備の四〇%を占めることになる。同国の原子力発電は現在、全体の六〇%を占めるまでになつてきており、今後将来にわたつて大幅な拡張の余地はない。

しかしフランス政府は、原子炉メーカー、フライタム社の活力を維持していくため、少なくとも八〇年代後半では、ひきつづき原子力発電所を発注していくものと思われる。しかし、それ以降については、政府がどう考へているか不明確であり予測は難しい。ただ、確實に言えると思われる点は、フライタム社が、欧州に限らず海外で原子炉を発注することは難しいだろうということだ。

もう一つの大きな焦点は、高速増殖炉（FBR）だが、今世紀中にスーパーフェニックス（一三四万kW）の後継炉の建設がスタートする見込みはない。さらに、FBRについては、各国とも商業炉の発注はありそうもない

のが実状だ。

この大型実証炉スーパーフェニックスでも、発電コストは軽水炉の二・五倍にもなり、商業性は全くない。これに経済性をもたらせようすれば、危険性は想像を絶するほど大きくなる。FBRの経済的確立なくして、ウランの有効利用ではなく、核燃料サイクルの確立はなく、軽水炉の展望もありえない。

フランスが「ナポレオンの栄光の復活」をかけてあれほど力を注いだスーパーフェニックスも、後継炉の計画はたち消えとなり、各國とも商業炉発注はありそうもないという。

にもかかわらず、日本では今さらフランスの後を追つて、「もんじゅ」などFBRの開発に新年度も五五四億円を投じ、その燃料開発に六七億円を使うという。同様に展望のまったくない重水炉（新型転換炉）の開発に六九億円を投げるという。

軽水炉原発を中心とした「立地円滑化等」には、一四六億円を使つて建設を推進するといふ。フランスと同様、「原子炉メーカー」の「活力を維持していくため」であろうか。

ウラン濃縮については、国際的に大幅な設備過剰となつてゐるばかりか、ガス拡散法や遠心分離法はレーザー法にとつてかわられる時代になつてゐるのに、今さら遠心分離法の原型プラントを人形峰に、商業プラントを六ヶ所村に建設するという。しかも再処

理施設や放射性廃棄物貯蔵処分施設にくらべてなんの危険もないと宣伝してきたにもかかわらず、一月四日、アメリカ中部オクラホマ州にあるカーマギー社のウラン濃縮施設で、六フッ化ウランがタンクからもれ、一人死亡八人重症、住民等約百人が負傷するという事故が発生しており、この点からだけでも六ヶ所村への三点セット計画は見直す必要がある。

再処理施設にいたつては、東海村のパイロットプラントさえ、とてもまともに稼動できるしろものではないというのに、はるかに大型化した商業プラントを六ヶ所村につくるといふ。しかもフランスでも日本でも、プルトニウムの再処理精製（回収）費はきわめて高くなつき、プルトニウムの平和利用は意味をなさなくなつてゐるといふのに。ウラン濃縮開発には一三四億円、再処理対策には一九六億円がとられている。

放射性廃棄物処理処分関係をみると、低レベルの海洋投棄は国際的に不可能になつてゐるといふのに、今だに海洋処分のための調査、試験の予算が三億円余とされている。

低レベルの貯蔵処分施設と高レベルの貯蔵施設が六ヶ所村に、高レベルの貯蔵・処分センターが幌延につくられようとしている。両地区とも、近くに活断層があり、地質的には主に泥岩、砂岩等、脆弱な堆積岩の地帯で、透水性は大きく、地下水位も高く、どうみて

も不適地であることは一目瞭然であるにもかかわらず、強引に進めようというのだから重大である。

さらに重大なことは、原子力関連施設の立地計画を進めるには、知事の意見を尊重し同意を要するという不文律をほごにし、また知事の同意はもとより、周辺市町村の同意なしには立地調査にいられないという国会での約束も公然と破つて、幌延で調査開始を强行

国際経済協力予算

南北格差の拡大

南北の発展途上国は、面積及び人口では、それぞれ世界の五八%、七六%（一九八三年）と高い比率を占めている。ところが、その経済規模を示すG.N.P.（国民総生産）については世界全体の二三%を占めるに過ぎない。また、世界銀行の報告によると、一九六五～八年のG.D.P.（国内総生産）の伸び率の比較では、先進工業国の年平均増加率が三・四%であるのに対し、発展途上国においては、石油輸出国の六・九%は例外としても、高・中所得国六・〇%、低・中所得国五・二%、低所得国五・二%となつていて、ばらつきがあ

したことである。このような形式的な民主主義をさえ破壊するような予算の計上や実行は断じて許すことはできない。

原子力船「むつ」の「新定係港」建設に、相変らず七一億もとっているが、自民党政府や科学技術庁が、原子力政策全体の反省も方向転換もなく、このように猪突猛進していくは、第二、第三、第四の「むつ」が漂流することになりかねないであろう。

しかし、この程度の伸び率では、南北間の経済格差のは正という国際的目標達成への寄与として不充分である。というのは、日本のODA実績は国際目標（対G.N.P.比〇・七%）をはるかに下回る〇・三五%（一九八四年）に止まつていて、この年の各国情勢を見ると、フランス〇・七七%、オランダ一・〇二%、スウェーデン〇・八〇%、ノルウェー〇・九九%を始め、西ドイツ〇・四五%、カナダ〇・五〇%など、この国際目標を上回っている国が多い。

「戦略援助」想わせる地域的偏り

第三次中期目標

このような現状を踏まえて、政府は、昨年九月一八日、政府開発援助（ODA）の「第三次中期目標」を策定した。これは、一九九二年までの実績総額を四〇〇億ドル以上と

し、併せて一九九二年のODA実績を一九八五年実績の倍とする目標としたものである。一九八六年度のODA予算は、この「第三次中期目標」の初年度にあたる予算である。その総額は一兆四三三五億円で、対前年度比三・七%の伸びである。このうち、一般会計予算のODA予算は六、二二〇億円（対前年度比七・〇%増）で、また、外務省ODA予算は二、九五〇億円（同七・二%増）である。

日本のODA援助で問題なのは、その地域的偏りである。一九八四年の二国間政府開発援助（ODA）の地域別内訳を見ると、アジア六五・七%、中東一・八%、アフリカ一五・七%、中南米九・四%、大洋州一・〇%、欧洲一・六%、その他四・八%となつていて、

多かれ少なかれ地域別バランスのとれた欧米諸国のそれと対比して、日本のODA援助のこの極端な地域的偏りは、その商品輸出の「呼び水的性格」と「戦略援助的色彩」で際立っていると言わなければならない。アジアの紛争周辺国への援助中心主義やODA援助を「安全保障のコスト」と考えるような「戦略援助」方式は、直ちに是正されるべきである。

BHNアプローチからの後退

ODA援助は、また、援助国の「開発戦略」を巡る基本的選択を反映するものもある。日本のODA援助政策は、これまで「経済成長の極大化戦略」を反映していた。これは発展途上国の「貯蓄・投資ギャップ」と「輸出入ギャップ」という二つのギャップを外からの援助で埋めながら、被援助国である発展途上国に「経済成長の極大化」の途を選択させようというものであった。この開発戦略は、やがて、途上国側で「輸入代替工業化戦略」と「輸出志向工業化戦略」とに分化した。前者を採択したのが中南米NICS（新興工業諸国）であり、後者を採用したのがアジアNICSである。ところが、この二つの開発戦略は、いずれも近代的部門と伝統的部門の矛盾を拡大し、土地なし農民層の拡大に象徴される「農村の貧困」と巨大なスラムや都市の肥大化に表れた「都市の貧困」という「二重

の貧困」をこの両部門に累積する結果に終つた。

このような反省から、「BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）アプローチ」と呼ばれる政策が表面化してきたのである。これは経済成長の極大化のみを目指す開発戦略から、雇用の増大、農村と都市の「二重の絶対的貧困」の除去、人間としての基本的ニーズの充足、所得分配の平等化を目指す開発戦略への転換を意味している。この新しい政策のもとでは、農村及び小規模工業という「伝統的部門」や都市のインフォーマル部門、さらには家計動向により焦点があたられ、生産的雇用の増大、「貧困層」一人当たり所得の一定基準以上への引き上げ、「最低生活基準」の充足などが求められたのである。

ところが、最近では「成長を通じての再分配モデル」の名のもとに再び「成長志向戦略」への復帰が主張されるようになつた。日本の

ODA援助は、その「戦略援助」体質とともに、この「成長極大化戦略」への偏りの危険性を常にはらんでいるのである。この危険な体質への監視が必要であり、「BHNアプローチ」の重視を不斷に要求していかねばならないのである。

アフリカ援助の質的改善を

一九八五年は降雨量の回復に伴い、サハラ以南アフリカ諸国の「飢餓」問題は、アンゴラ、ボツワナ、エチオピア、モザンビック、スーザン五カ国を除いてほぼ解消されたように見える。しかし、この「食糧危機」は單にかんばつや天候不順によるものではない。それは植民地時代からの換金作物重視、食糧作物軽視の農業政策や、都市化と農村人口の減少、都市人口を中心とする人口増大、土地な

「持続的成長の回復への移行期」と位置づけ、この期間の発展途上国の経済的パフォーマンス予測を行つてはいる。これは、低成長と高成長シナリオのシミュレーションを通じて、それぞれの場合の世界経済への波及効果を計測するためのものであつた。これによると、低成長ケースでは、先進国及び途上国双方の輸出が停滞し、双方の成長率とも低くなることが予測されている。また、国際環境の悪化から資金の純流入額も抑制され、債務累積額（八、二九五億ドル、一九八四年）の増加も予想されている。ここからかりに「成長志向戦略」をとるにしても、政府開発援助の量的拡充から、貿易を通じる経済協力へ、さらには技術協力や技術移転、人材育成などソフト面での経済協力への転換が求められる。

し農民層の増大、流通・運搬機構の未整備、価格政策などの複合的要因の帰結であり、これらが未解決である限り、再燃の危険性

が大きいのである。「BHNアプローチ」など構造的協力政策を踏まえ、持続的なアフリカ経済協力政策が必要であるが、アジア中

心主義の政府のODA政策は、何の面で欠

がたまつてゐる。構造的協力政策を踏まえ、持続的なアフリカ経済協力政策が必要であるが、アフリカ中

政府開発援助

(単位: 億円、%)

	金額	1983年度		1984年度		1985年度		1986年度		政府原案 構成比
		伸 率	構成比	金 額	伸 率	構成比	金 額	伸 率	構成比	
I 贈与	4,468	△ 5.0	41.9	7,327	64.0	51.8	6,161	△ 15.9	44.6	6,443 45.0
1. 二国間贈与	2,650	11.7	2,811	6.1	3,144	11.9	3,423	8.9		
(1) 経済開発等援助	990	7.6	1,065	7.6	1,150	8.0	1,240	7.8		
(2) 食糧増産等援助	536	7.9	530	△ 1.0	594	12.0	610	2.6		
(3) 技術協力	1,125	17.7	1,216	8.1	1,400	15.2	1,573	12.4		
2. 國際機関への出資・拠出	1,818	△ 22.1	4,516	148.5	3,017	△ 33.2	3,020	0.1		
(1) 國連等諸機関	547	8.5	608	11.0	638	5.0	613	-3.9		
(2) 國際開発金融機関	1,270	△ 30.5	3,909	207.7	2,379	△ 39.1	2,407	1.2		
II 債款	6,204	11.5	58.1	6,828	10.1	48.2	7,651	12.1	55.4	7,883 55.0
(1) 海外経済協力基金	5,883	11.5	6,422	9.2	7,164	11.6	7,304	2.0		
(2) 日本輸出入銀行	70	40.0	50	△ 28.6	50	0.0	80	60.0		
(3) その他	251	5.3	356	41.9	437	22.9	498	14.0		
III 小計(事業規模)	10,671	3.9	100.0	14,155	32.6	100.0	13,813	△ 2.4	14,325	3.7
IV 収金	△ 993		△ 1,203		△ 1,265		△ 1,403		100.0	
V 合計	9,678	2.8	12,952	33.8	12,547	△ 3.1	12,922	3.0		

社会保障関係予算

社会保障関係費は、九兆八、三四六億円となり、前年度と比べて二・七%しか伸びていない（表1参照）。なお、厚生省予算は、右のうち失業対策費（労働省所管）を除き、恩給関係費等を加えたもので、九兆七、七二〇億円余、二・八%増である（表2参照）。

以下、具体的な問題点を指摘する。
一、老人医療における患者負担の強化は、医療内容の適正化努力を遅らせ、被用者健保からの拠出率の引き上げは、国の責任を旁使に転嫁するものである。

外来（一月）四〇〇→一、〇〇〇円、入院（一日）三〇〇円（二ヶ月限度）→五〇〇円（限度なし）の措置によつて、老人医療費の自己負担率は全体で一・六%から四・五%へと三倍近く引き上げられ、これによる国庫負担削減は八八七億円となる。このようない方針の背景には、患者負担を強めることによって医療費を抑制しようという考えがあるが、これは間違いで、予防、リハビリを含めて医療内容を適正化するところに重点を置かなければならない。

また、被用者健保から拠出する老人保険

料のうち、医療費按分（老人医療費の実続に応じて負担する部分）と加入者按分（老人加入率の格差による負担の不均衡の是正を図っている部分）との比が、六〇年度五五・三対四四・七であるのを、六一年六月から二〇対八〇、六二年からは〇対一〇〇にする。この結果、政管健保で四七二億円、組合健保で七八九億円、共済で二一五億円の拠出増、国保で二、九三〇億円の減となるため、これらと連動する国庫負担は、一、〇七六億円の軽減となる（六一年度）。

三、高率補助率の引き上げ（表3参照）によつて、二、二九〇億円の国庫負担が削減される。

これによつて、自治体及び利用者の負担増を招き、事实上利用者の一部をシメ出す結果をもたらすおそれがある。

厚生省は、六〇年度から「医療及び関連分野における民間活力の導入に関する研究」を始めたが、このようにして公的サービスの門戸を狭めることによって、企業による福祉の需要を高めていくと考えられる。

なお、補助率の引下げに伴なつて、①社会福祉施設への入所措置を機関委任事務から団体委任事務に変更する、②社会福祉施

びリハビリ等の担当者について十分な配置が行われるか（医療法上の施設とするが、より低い人員配置基準が考えられている）。第三は、「死への待合室」にならないよう、家庭介護員、リハビリ担当者などの家庭訪問サービスを並行整備するのかどうか（家庭奉仕員を二万、六一三人から二万三、五五五人にふやすなどにとどまつている）。

第四に、医療、福祉などのタテワリ行政を地域で統合するセンター機能をもたせるのか（現段階では方針なし）。第五に、利用者負担は重くならないか（食費、生活費の他、サービスの一部が利用者負担とされるが、細目は検討中）。

設の最低基準及び費用徴収基準の簡素合理化を図る、などとしており、自治体によつては、かえつてサービス低下、人員削減を招くおそれがある。

四、社会福祉施設の費用徴収基準を改定し、入所者負担を強化することによって、国庫補助五一億円を軽減しようとしている。

その内容は、①上限の改定（養護老人ホーム六万円→七万円、特別養護老人ホーム八万円→一〇万円）、②両老人ホームにおける扶養義務者からの徴収の合理化、③身体障害者更生援護施設における費用徴収の導入、④精神薄弱者援護施設における本人・扶養義務者合算による一本建て方式を改め、本人・扶養義務者別建て方式に、などである。

問題の第一は、負担強化に先立つて、所得の底上げを図るべきなのに、老齢福祉年金は低く（六参照）、障害者には最低賃金法の適用を除外したままになつていて、第二は、雑居部屋から一～二人部屋中心に改めるなど処遇改善のプランが伴なつていなこと。第三は、本人の所得から拠出を求めるにとどめるべきなのに、扶養義務者からも徴収する方針を改めていないこと、などである。

五、厚生年金から三〇四〇億円、政管健保から一、三〇〇億円を一般会計に貸す形（国

庫負担の繰り延べ）とした。この措置はこれが初めてではなく、政管健保で六〇年度九三九億円、厚生年金で五七年度一、八三〇億円、五八年度二、一七〇億円、五九年度一、四二〇億円、六〇年度三、〇五〇億円と、六一年度を含めて合計一兆五、〇〇〇円に上つてゐるが、返済計画が明らかにされていない。

まず、返済時期については「特例公債依存体質脱却後できるかぎり速やかに着手」するとされているだけである。

返済方法について、厚生年金の方は、その運用収入相当額をも繰戻すとし、政管健保についても、同様の措置をとるという。なお、政管健保の黒字（六〇年度末の積立金見込額三、九〇〇億円）は、財政悪化に備える部分を除いて、保険料率の引き下げないし給付の改善に充当すべきであるにもかかわらず、六一年度は保険料率八・四%を八・三%（四一八億円分）としたほか、成人病健診の対象を八四・五万人→一一・五万人にふやし、日帰り人間ドックを新設（対象一〇万人、ただし自己負担七、〇〇〇円）したにとどまつてゐる。

六、年金改定については、昨年の通常国会で成立した改悪が、早くも姿をのぞかせたものになつてゐる。

改定内容（給付改定はすべて四月実施）

は、①厚生年金：三〇年加入の夫婦の場合、月一五万八二〇〇円→一七万一三〇〇円、②国民年金：二〇年加入の夫婦の場合、月八万七一八四円→八万九五三四円（二・七%増）、③老齢基礎年金（六一年度から減額くりあげ受給者が発生するものの、満額受給者は、六六年度からになる）：一人月五万円→五万一九〇〇円（三・八%増）、④老齢福祉年金：月三万六五〇〇円→二万七二〇〇円、二万三八〇〇円→二万四〇〇〇円、⑤障害福祉年金改め障害基礎年金：（一級）月三万九八〇〇円→六万四八七五円、（二級）二万六五〇〇円→五万一九〇〇円、⑥母子・準母子福祉年金改め遺族基礎年金：月三万四五〇〇円→六万七四六七円、⑦福祉年金の所得制限：本人については、支給率維持。ただし遺族基礎年金のみすえ置き。扶養義務者については、すえ置き。ただし、障害基礎年金については廃止。⑧保険料：厚生年金保険料率は、男子一二・四%（六〇年一〇月に引き上げたばかりですえ置き）、女子一一・三%→一一・四五%（一〇月から）、国民年金保険料は、六七四〇円→七一〇〇円（四月から）。

なお、年金積立金還元融資（一兆五〇〇億円）のうち三〇〇〇億円程度を年金福祉事業団を通じて高利・自主運用することとしたのは、一步前進である。さらに、今

後の高利・自主運用の拡大をめぐつて、厚生・大蔵両省は検討を進める合意ができる。いる。

七、国立病院・療養所を六一年度から十年がかりで統廃合する。これは、公的サービスの無原則な後退を象徴するばかりでなく、国民共有の資産を維持・管理する国の責務を放棄するものである。

国立病院・療養所は、現在二五三施設。これを統合によって四〇減、移譲によって三四減、計七四施設を減らす方針の下で、六一年度は九ヶ所（八カ所減）に着手する。

問題は、第一に、地域の一般的医療から撤退するというが、国立のモデル的な地域中核病院が必要なこと。第二に、経営移譲に当たって、自治体には無償で譲渡すべきこと（その条件は、厚生省で検討中）。第三に、自治省は、自治体がこれを引受けけることにブレーキをかけているが、勇み足といわねばならないこと（六〇年六月六日、自治省事務次官通達参考）、などである。

八、以上のほか、社会保障行政がかえつて人権侵害をひき起こしている事実に対し、その克服に効果を疑われる施策や、逆効果となるおそれのある施策が、次の事例をみると、数多くある。

① 母子保健法の改正によつて、母性手帳

の交付・活用による先天異常の発生予防の強化などが企画されているが、女性の個人情報の集中管理にも「母性」に障害発生の原因を求める態度にも、人権上問題がある。

② 身体障害児者実態調査が予定されているが、その方法に注目する必要がある。前回五四年は者だけで成功したもの、前々回五〇年は児者の両方を対象として、一三都道府県で実施不能となつた。これは、障害児をもつ親の立場に対する無理解な方法をとつたためである。

③ 精神衛生法改正にむけた検討が始まられる。この際、国連人権小委などが指摘する入院患者の「人権擁護適正手続」を直ちに具体化するなど、精神病院のあり方を改善するとりくみの方を先行させなければならない。

④ 山谷、釜ヶ崎などいわゆる寄せ場労働者の弱味につけこむ業者には、社会保険を適用しないものが多い。職安法違反の「手配師」をなくすこととあわせて、特段の努力が必要なのに、何らの措置もとられていない。

(表1) 社会保障関係費

(単位：億円)

	60年度 予算額	伸率	61年度 予算額	伸率	構成比
社会保障関係費	95,736	2.7	98,346	2.7	18.2
生活保護費	10,815	△ 5.1	11,101	2.6	2.1
社会福祉費	20,042	0.3	19,001	△ 5.2	3.5
社会保険費	56,584	5.8	59,640	5.4	11.0
保健衛生対策費	4,621	△ 1.0	4,961	7.3	0.9
失業対策費	3,673	△ 0.0	3,642	△ 0.9	0.7

(表2) 社会保障関係費以外の厚生省予算

単位：百万円

	60年度 予算額	61年度 予算額	差引増 減△	対前年度 伸率	構成比
(文教及び科学振興費)					
科学技術振興費	26,333	28,015	1,682	6.4	0.1
(恩給関係費)					
遺族及び留守 家族等援護費	148,429	154,336	5,907	4.0	0.3
(公共事業関係費)					
下水道環境衛生 等施設整備費	154,834	153,214	△ 1,620	△ 1.0	0.3
経済協力費	6,220	5,775	△ 445	△ 7.2	0.0
その他の事業経費	50,605	53,823	3,218	6.4	0.1
厚生省所管合計	9,502,763	9,772,086	269,323	2.8	18.1

(表3) 社会保障における国庫補助率の見直し

☆ 補助率の見直し

	補助率の推移		
	59年度	60年度	61年度
I 生活保護等			
生活保護	8 / 10	7 / 10	7 / 10
結核・精神	8 / 10	7 / 10	7 / 10
児童扶養手当	10 / 10	8 / 10	7 / 10
特別障害者手当等(旧福祉手当)	8 / 10	7 / 10	7 / 10
II 措置費等			
老人ホーム・保育所			
身体障害者・精神薄弱者	8 / 10	7 / 10	1 / 2
施設への入所措置等			
III 在宅福祉サービス			
ショート・ステイ事業			
ティ・サービス事業	1 / 3	1 / 3	1 / 2
心身障害児通園事業			

☆ 補助率の見直しによる国庫負担削減額

60年度 8 / 10 → 7 / 10

△2,550 億円

61年度

措置費等 △2,264 億円 -

児童扶養手当 △ 36 億円 - △2,290 億円

在宅福祉サービス 10 億円 -

農林水産関係予算

一九八六年度農林水産関係予算はきびしいマイナスシーリングのなかで、一九八五年度予算三兆三〇〇八億円を四・八%（一五七九億円）も下回る三兆一四二九億円となつた。この四年連続のマイナス予算は、削減額・率とも過去最大であり、各省庁別でも最大の削減率である。また、国的一般歳出に占める割合も一〇%を割り込み、文字どおり戦後最低の農林予算となつた。国の予算に占める最近の農林水産関係予算の割合をみると八三年度一一・一%、八四年度一〇・六%、八五年度一〇・一二%とやっと一〇%台を維持したものの、八六年度はついに一〇%台を大きく割り込み、自民党政治のなかで突出した防衛予算のしわ寄せにより福祉、教育予算とともに農林水産関係予算のウエイトは年々低下をつづけている。そして八六年度は国の予算のなかに占める農林水産関係予算と防衛予算の割合が逆転し、戦後はじめて防衛予算割合が農林水産関係予算の割合を上回つてゐる。つまり、国内農業の生産振興対策を放棄し、アメリカのアジア戦略の片翼を荷う軍事大国へ突きすすむ中曾根内閣の姿がはつきり

あらわれたものとみなければならない。

さらに、この年々低下する農林水産関係予算の背景となつてるのは、臨時行革路線にもとづく食管制度の解体と補助金の削減、そして農政審答申にもとづく農業の縮小・合理化の道をさらに強く押し出されたものとみなければならない。集中豪雨的な工業製品の輸出のことで、いま経済摩擦解消の大合唱のもとで農畜産物の自由化、輸入枠拡大、そして関税引き下げ等が強く迫られている事態のなかでわが党が農水省の概算要求に当たつて申し入れた「食糧管理制度の充実・強化」「第三期水田利用再編対策の見直し」など二二項目にわたる「八六年度農林水産省概算要求に関する」申し入れとは、ほど遠いものとなつてゐる。

具体的な内容と問題点

1 一般歳出のうち圧縮・削減が大きいものは食糧管理費であり、戦後最大の削減率だった八五年（一四・五%）を上回り、八六年は、九九一億（一六・六%）削減となり、総額で五九六二億円。農林水産関係予算の

削減額のなか六三%を占めている。また、農林水産関係予算総額に占める割合も二〇%台を割込み一九%まで低下した。これは生産者米価を据置く一方で消費者米価を三年連続して引き上げ、売買逆ザヤを〇・三%まで縮小して約三三五億円の財政負担を転嫁し、また、昨年の生産者米価決定期に先送りとなつて良質米奨励金を七・七%削減し六三億円をカットしたことなどによつている。これによつて良質米生産者の生産意欲を大きく減退させることになつた。

臨調行革の最大の目的となつている食管制度の解体は売買逆ザヤの解消、生産奨励金の削減、減反政策の強化などによつているが、連続豊作により三年まえのような需給ひつ迫という事態は解消されているものの単年度需給を基本とする減反政策がつづくかぎりは米の備蓄制度が確立されないまま構造的ひつ迫、米に対する供給不安は解消されない。一九八四年七月、国会において「米の安全と安定供給に関する決議」により、減反政策の見直し、備蓄制度の確立が全会一致で決議されている。それだけに食管制度の解体につながるような一方的な削減は国会決議を無視したものといわなければならぬ。

減（一・九）が行われ、削減された主なものは高率補助金である新農業構造改善事業（二一・一%減）新沿岸漁業構造改善事業など構造改善事業（五・六%減）や、新地域農業生産総合振興対策（一三・九%減）畜産総合対策（二〇・六%減）など生産対策の総合・メニュー事業となつていて。こうした構造・生産対策については政府自民党のいう「価格政策より構造対策」「需要の動向に応じた生産性の高い農業」の唱い文句のもとで打ち出されたもので三年目にして早くも大幅後退している。なかでも、畜産総合対策の後退は、農畜産物の自由化、輸入枠拡大の圧力のなかで最も強い圧力を受けている部門であり、さきの牛肉の輸入枠拡大によつてわが国の畜産農家が重大な打撃を受け、その経営の立直りには長期を要するといわれているだけに再び大きな打撃を受けることになろう。しかも、現在、畜産農家にとって経営改善の足かせとなつてゐるのは、ぼう大な「固定化負債」である。この固定化負債解消のための緊急措置のうえに手厚い生産対策費が組まれなければ、わが国の畜産は大きく後退することになる。

3 また、高率補助の対象である公共事業は、補助率が五%削減となり、国庫補助率が平均五五%に引き下げられ、事業費は一・一

%減一兆三七四五億円とほぼ前年なみとしている。しかし、親規事業にとぼしく、七年連続の据置で単価の上昇等を考えると林水産関係基盤整備事業は大幅に停滞することになり、構造政策は看板倒れといえそうである。

その公共事業のおくれをカバーするため、一般会計の国営土地改良事業について都道府県負担分を国が財投から借り替えていたのを直接県が財投から借り入れる仕組みを導入することで、その分の財源、事業量を確保するため「特定土地改良工事特別会計制度」を改正し、「国営土地改良事業特別会計」を創設することとなつた。

とくに、構造対策のおくれが注目されるなかで「土地利用型農業の推進」の目玉として「構造政策推進会議」が全国、都道府県段階に設置されることになり、また、「農地情報データーバンク」「面的利用集積促進事業」など構造対策関連事業が打ち出されているが現在の構造対策のおくれの真の原因が、兼業の実態を無視した中核農家育成に焦点を合わせた農業再編成に重点を置くかぎりはなかなかむづかしい。いま必要なことは専・兼業を含めた地域複合経営と協同・共同化の視点をふまえた構造政策のあり方を市町段階を基礎として展開し、同時に個々の農家の経営改善資金と合わせた総

合施策として実行されなければならない時代を迎えているといえよう。

4 一般事業費、公共事業費が軒なみ削減されているなかでも、バイオテクノロジー、先端技術など開発・普及関係予算是、八五年度に比較して三二%増の二五億七九〇〇万円。これまでの基礎研究を中心とした推進体制を一歩すすめ、実用化をめざすために「遺伝資源、種苗センター」の新設、民間研究を支援するための「農林水産技術開発促進センター」の設置、さらに都道府県レベルの研究開発をすすめるための「地域バイオテクノロジー研究開発の推進」が柱となつていて。たしかにバイオテクノロジー等先端技術開発・研究の時代に応えなければならないが、そのなかでも民間技術開発、研究の促進、同時に減反で遊休地化している水田の積極的な活用と米の多用途利用のために超多収穫米の研究・開発など積極的にすすめなければならない。またバイオテク等先端技術が企業等の独占的技術にすることなく、広く公開されるような措置がとられなければならない。

林業関係予算

六一年度林業予算（一般会計）政府原案は、公共事業、二八五八億円（対前年度比九八%）非公共事業六三五億円（対前年度比一〇七

%、総額三四九四億円でほぼ前年度並の九・六%となつてゐる。「森林・林業・林産業活性化五カ年計画」に基づく予算措置六〇億円及び国有林野事業の要員削減対策費五億円が含まれており、実質的には五八億円のマイナス予算となつてゐる。

内容的には各事業費とも軒並前年度を下回つており、活性化五カ年計画についても当初計画の一〇〇億円を大きく下回つており、これでは今日危機を深めている日本の森林・林業、林産業の活性化と山林振興には程遠く、国際森林年（六〇年）はかけ声倒れといえよう。

また、昨年四月の木材、合板関税引き下げにともなう「森林・林業・木材産業活力回復五カ年計画」にもとづく緊急対策費「八七億円」が決められたが、木材産業等からの現状から前倒し実施のための増額がはかられなければならない。

六一年度国有林野事業特別会計予算は、総額五六三六億円で前年度対比3%の伸びとなつていて、借入金の返済及び支払い利息が二七七億円増となつてゐることから、実質的歳出は一〇八億円のマイナス（-2%）予算となつていて、五六三六億円のうち自己収入は土地売払の六一五億円を含め二九七二億円の五三%弱、一般会計からの繰入れは一〇億円（-2%）にすぎず、四二%の二三七〇

億円が借入金、という常識外ともいべき内容となつていて、しかも木材売払収入の二三五七億円は実績からみて落ちこむことが考えられます。

歳出の最大費目は借金返済。支払利子一〇四九億円、元金五七九億円と歳出の二九%を占め、まさに「サラ金地獄」そのもので国有林野事業再建はおぼつかないものとなつてます。また事業諸経費の前年度比八九%、新植面積の一〇%圧縮にみられるように森林づくりの一層の後退となつてあらわれることは必至といえましよう。

水産関係予算

一九八六年度水産予算は、総額をみるとまずまずの予算額であつたといえよう。総額は三〇一一億五四〇〇万円（対前年比九八・八二%）うち政策予算ともいふべき非公共予算は一〇七一億八七〇〇万円（九八・四九・九九%）と対前年比で見るかぎり、ほぼ前年通り確保されたといえる。

農林水産予算全体で九〇〇億円の減額となつてゐるにもかかわらず、水産予算は僅か三七億円の減額に止まつてゐるし、しかも今年度水産予算の特徴は、新規予算として①その絶対額は少なく不満は残るが、沿岸漁業関係者が待望していた「マリノフォーラム21」

の発足にたいする補助（一・八億円）や②マグロ漁業など二百海里体制下において構造的不況にあえいでいる漁業の経営対策として漁業経営再建資金（融資枠三〇〇億円）などの予算が新たに設けられたことは、一応評価してよい。

このことは、日米、日ソ漁業交渉の難航に象徴されるように、日本の漁業が二百海里体制下において一般と厳しくなつてきた、その危機意識が水産予算に反映されたものである。

しかし、いつものことながら水産予算が体

質的にもつ基本的な問題は、依然として解決されていない。その第一は、政策予算ともいふべき非公共予算（三六%）の比率が低いことである。日本漁場の現状は、二百海里体制を迎えてすでに九年目になり、その影響も当初の余剰原則にもとづく実績確保が困難になつてきていることは、誰の目にも明らかであり、漁業制度の見直しやわが国二百海里内の漁業開発など勇猛果敢な政策展開が要求されているにもかかわらず、政策予算がこのようない有様ではどうしようもないである。

第二は、第一との関連でせつかく産・官・学三者連携による二百海里開発促進技術導入事業「マリノフォーラム21」を発足させながら、その役割分担がいまだ明確でないこと。

I 総括表

(単位: 億円)

区分	60年度予算額	61年度概算決定額	対前年度比
農林水産予算総額	33,008	31429	95.2%
(内訳)			
1. 公共事業費	14,102	13,746	97.5
一般公共事業費	13,664	13,509	98.9
災害復旧等	438	237	54.2
2. 一般事業費	11,953	11,721	98.1
3. 食糧管理費	6,953	5,962	85.7
食管特別会計繰入等	4,561	3,638	79.8
水田利用再編対策	2,392	2,324	97.1

(注) 係数生理の結果、移動を生ずることがある。

業とともにとづく栽培漁業、さらには沿岸漁業構造改善事業と深くかかわる性格の事業であるにもかかわらず、「民活」導入という国の責任逃れによつて、その関連性を遮断していること。

第三は、価格政策が欠如していること。サングなど多獲性魚と豚肉、マグロと牛肉といつたように、消費者の需要が魚と競合する畜産については、価格対策費として五八〇億円を計上しているにもかかわらず、水産物の価格対策については僅かに一二億九四〇〇万円が計上されているに過ぎない。

第四は、日米サケマス協議の決裂、日ソ漁業交渉の難航にみられるように、中小漁業を

一九八六年度の通商産業関係予算は概算要求総額八〇三七億四二〇〇万円（うち石炭石油等特別会計繰入れ四七五〇億円）に対し、内示額は七八二〇億六一〇〇万円（うち石特会計四五五〇億円）となつた。前年度より、一二一億一三〇〇万円の減額であり、一・五%のマイナスとなつてゐる。大臣折衝までのぼり復活した予算の主たるものは以下の通りである。

中小企業関係予算

主体とするわが国の沖合・遠洋漁業は、減船を軸とする計画的な生産構造の再編整備が必要な時期にきているにもかかわらず、いまだ減船補償制度は確立されず、漁業者の負担による「とも補償」と漁業金融のみで対処しており、漁業者は依然として借金地獄から抜け出せそうにないこと。

などなどの問題である。こうした基本的な問題点を依然として指摘せざるをえないのは、政府・自民党に漁業にたいする将来展望が描げず、したがつて政策もなく、その予算措置も前年度横並びすることのみに汲汲していると批判されても仕方がないであろう。

- ① 円高の影響を受けている中小企業の特別調整対策として、年利五・五%の低利特別融資を一二月二日にさかのぼつて実施し、六一年度も続け、融資総額は二カ年度で三〇〇〇億円となっている。
- ② 産業政策関係では、次期民間航空機（YXX）開発に六億四七〇〇万円上積みして七億九〇〇万円、また民間航空機用ジェットエンジン（V一五〇〇）開発に七九〇〇

万円上積みして三九億八五〇〇万円となつてゐる。

(3) エネルギー関係では内外の石油自主開発事業への投融資に五〇億円上積みして九〇〇億円となつた。

このように、通産省の三本柱である産業政策、中小企業政策、エネルギー政策に対し、航空機対策、円高対策、石油対策とそれぞれに予算の増額がなつてゐる。これを個別に見ると。

通商・産業予算

通商・産業対策は、

(1) 「新次元の国際化を目指し」た最初の項目については新産業社会基盤施設整備の調

査に八〇〇〇万円(新規施策)、世界経済(の積極的貢献のために大型工業技術研究開発(極限作業ロボット)、発展途上国貿易促進協力事業費などが前年度より増額となつてゐる。また、新規として対日理解促進啓蒙普及事業がつくなど、全体として貿易摩擦の緩和を目指した予算分配となつてゐる。

(2) 「技術開発・情報化の推進」では、次世代産業基盤技術研究開発として、新材料、バイオテクノロジー、新機能素子などの三

分野十三テーマの開発や、大型プロジェクトとして、マンガン塊採鉱システム、科学技術用高速計算システムなど九テーマの

開発に総額二一六億八九〇〇万円をつぎ込むことになつてゐる。通産予算の石特会計・中小企業予算をのぞく一般会計の一割以上を、この技術開発費ということになる。

その他、民間航空機開発(YXX、V-25〇〇)、第五世代コンピュータ開発など、さまざまな技術開発にも予算がついており、こうした開発費が通産予算のほとんどを占めている。

このように、通商・産業予算は、貿易摩擦を回避しつつ、新らたな技術開発を重点的に進めることで、それがまた新らたな摩擦をはらんでゆくという構造的な循環となつてゐる。

エネルギー予算

エネルギー関係特別会計予算は、石特会計が六〇七九億円と前年比一・六%の伸び、電源特会も二七〇八億円と前年比九・二%の伸びを示している。

これは、石特会計でみると、国家石油備蓄に負うところが大きく、「基地建設の着実な推進及び六三年度三〇〇〇万klに向けて三〇〇万klの備蓄用原油積増し」に石特会計の半分近くを使うことになる。また、電源特会では、原子力関係に大きなウエイトを置いている。一方、代替エネルギーの太陽エネルギーや地熱エネルギー、燃料電池などはすべて前年度より減額となり、新エネルギーの総合研究は大きく後退しており、省エネルギーの推進は遅々としている。

うところが大きい。

その他の項目とでは、前年度と同じように、中小企業団体補助金の割合が中小企業対策費の六〇%以上を占め、また、商工会、商工會議所などの人件費や維持費などが二五%以上と、中小企業対策費という名目でありますながら、直接、中小企業者へ支出されるものは年々、そのウエイトが低下している。中小企業対策費の評価は、額の増減といった量的な評価にとどまらず、その予算効果が検証されるときである。

運輸省関係予算

国民の日常生活に欠かせない公共交通が次々と撤退しているが、政府は「望ましい交通体系の形成は、各交通機関の競争と利用者の自由な選択が反映されることを原則とすべきである。……国鉄再建監理委による『国鉄改革に関する意見』から」という基本的考え方すべての分野に貫かれている。したがつて、新年度予算においても、こうした姿勢が随所に見られるが、主な特徴点は以下のとおりである。

一、一般会計の行政経費はマイナスシーリング国鉄助成の減により前年比二六・二%減と大幅に減少している港湾・空港などの公共事業費も前年比一・四%減となり運輸省全体の一般会計予算は前年比で二〇・九%と大幅減少となっている。これに対し財投は一五・二%の大増であり、これで見るところ一般会計経費の圧縮と財投依存型の予算となっている。

二、国鉄については、すでに政府は、一九八七年四月からの分割・民営化の方針を確定し、そのための法案提出の準備を急いでいるが、予算そのものは、まさにその先取り

予算的性格を示している。先ず経営費については二五二一八億円減という大幅減でありこれは要員を圧縮するということでもあります。また、予算の計上にあたつては「円滑な民営化移行のために必要な投資に重点化」ということをもあきらかにしている。また、来年度においても、運賃値上げを予定し、七五〇億円の增收を見込んでいる。さらに分割・民営化を実施する迄に約二万人の希望退職を推進することとしているが、そのための財源を財投に求めていることも問題である。そして長期債務についてはすでに棚上げしている五兆五九九億円については、直接一般会計が処理することとしたが、その他の分についてはいまだに方針が固まらないままになっている。

五、貨物流通関係では、五〇%増と大幅に増えており情報システム化への対応した姿となっている。

六、気象庁関係予算では、台風・集中豪雨対策等観測予報の強化が八・八%減となつており前年度は五八・四%減と併せるときわめて低額に抑え込まれている。

七、こうしたなかで、航空関係では、関西空港については、国出資分二〇五・九%、財投で二一五・四%の大増であり、新東京国際空港では出資分二五%、財投分二三・

なっているが、さらに外航船舶等の整備予算についても前年比一〇%減であり、不況のなかで一層縮減化の傾向が続いている。

四、地域交通関係では、①地下高速鉄道網及びニュータウン鉄道の整備促進予算が財投で一二・二%増となつていてが一般会計

〔資料〕 昭和61年度予算重要施策事項表

(単位：百万円)

事 項	前 年 度 予 算 額	6 1 年 度 予 算 額	対前年度比 (%)	備 考	頁
第1 国有鉄道関係					
1. 日本国鉄道の債券対策の推進	602,500	375,200	62.3	財政投融資	6
	1,386,000	1,558,800	112.5		
2. 日本鉄道建設公団による鉄道新線の整備	79,931	31,889	39.9		8
	185,300	219,700	118.6	財政投融資	9
3. 本州四国連絡橋の建設	2,187	2,047	93.6	財政投融資	9
	69,000	74,100	107.4		
4. 日本国鉄道地方交通線代替輸送事業対策	225	621	276.0	財政投融資	10
第2 運輸政策局関係					
1. 船舶整備公団による内航船舶等の整備	30,000	24,200	80.7	財政投融資	11
2. 運輸新技術開発の推進	0	—	—	財政投融資	11
3. 國際交通博覧会事業参加	654	—	—		12
	364	270	74.2	一般会計	
	145	—	—	港湾整備特別会計	
	145	—	—	空港整備特別会計	
第3 國際運輸・觀光局関係					
1. 海運不況に対応した船舶解撤促進対策	0	—	—	財政投融資 (既存基金の活用による債務保障制度創設)	13
2. 外航船舶の整備	100,000	90,000	90.0	財政投融資	13
	6,863	6,889	100.4		
3. 國際觀光振興会による國際觀光事業の推進	2,043	2,003	98.0		13
4. 觀光レクリューション地区の整備	285	270	94.7		14
第4 地域交通局関係					
1. 都市交通対策の推進					
(1) 地下高速鉄道網及びニュータウン鉄道の整備促進	46,710	44,027	94.3		15
	25,500	28,600	112.2	財政投融資	
(2) 民鉄の安全対策の強化及び輸送力増強	68,000	75,000	110.3	財政投融資	16
(3) 都市バスの整備	254	250	98.4		16
2. 地方交通対策の推進					
(1) 中小民鉄対策の推進	1,251	1,013	81.0		17
(2) 地方バス運行の確保	9,812	9,877	100.7		17
(3) 離島航路の維持	3,936	3,514	89.3		18
第5 貨物流通局関係					
貨物流通対策の推進	20	30	150.0	財政投融資	19
	—	—	—		
第6 海上技術安全局関係					
1. 船舶輸出の確保	65,000	38,000	58.5	財政投融資	20
2. 造船業経営安定対策	1,290	1,147	88.9		
3. 船員雇用対策及び船員教育体制の整備	210	291	138.6		21

(単位：百万円)

事項	前年度額	61年度額	対前年度比(%)	備考	頁
第7 港湾局関係					
1. 第7次港湾整備5か年計画の策定及びその推進	—	4兆4,000億円	—		22
(1) 第7次港湾整備5か年計画の策定	257,318	255,544	99.3	国庫債務負担行為 港湾整備特別会計	22
(2) 第7次港湾整備5か年計画の推進	159,131 98,187 52,326	157,506 98,038 58,847	99.0 99.8 112.5	運輸省所管 総理府所管 財政投融資	22,700
2. 港湾機能総合整備事業の推進	0	—	—	財政投融資	24
3. 第4次海岸事業5か年計画の策定及びその推進	—	1兆円	—		25
(1) 第4次海岸事業5か年計画の策定	28,810	28,477	98.8	国庫債務負担行為	25
(2) 第4次海岸事業5か年計画の推進	24,556 4,254	24,253 4,224	98.8 99.3	運輸省所管 総理府所管	675
第8 航空局関係					
1. 第5次空港整備5か年計画の策定	—	1兆9,200億円	—		27
2. 関西国際空港の整備	4,940 11,700	15,110 36,900	305.9 315.4	空港整備特別会計 財政投融資	27
3. 新東京国際空港の整備	3,200 20,000	4,000 24,700	125.0 123.5	空港整備特別会計 財政投融資	28
4. 東京国際空港（羽田）の沖合展開及び一般空港の整備	83,923	100,185	119.4	空港整備特別会計 国庫債務負担行為	29
5. 空港周辺整備の促進	0 63,196	27,000 41,001	— 64.9	財政投融資 空港整備特別会計	8,011 30
第9 海上保安庁関係					
1. 広域的哨戒体制等の充実・強化	9,846	7,956	80.8	国庫債務負担行為	32
2. 航路標識の整備	8,705	8,170	93.9		8,842 33
第10 気象庁関係					
1. 台風・集中豪雨雪対策等観測予報体制の強化	2,662	2,428	91.2	国庫債務負担行為	34
2. 地震・火山対策の強化	723	330	45.6		8,250 35

五%の増で第二期工事の下準備予算となつてゐる。また羽田の沖合展開は一九・一%増であり全体の縮小傾向のなかできわ立つた伸びを示している。

こうしたことから、全体的には、総合交通

体系のための一体化の予算とはほど遠く、陸・海・空バラバラであり、限られた予算の中で大型プロジェクト偏重の予算であり、公共的義務の放棄につながる生活切り捨て予算と言える。

郵政省関係予算

一、NTT株式の“売却”は拙速

郵便、貯金、簡保・年金の三事業の運営から、電気通信、放送、電波、ニューメディアに至る郵政行政の範囲はきわめて広い。それだけに、高度情報化社会の進展する中で郵政省の予算案、施策、制度の改革がどのようにつくられているのか、以前にも増して、その動に強い関心が集つてゐる。

したがつて、わが党は一九八六年（昭和六一年）度予算編成の早い段階から「シルバーポジションの創設」や「郵政省による郵便貯金資金の直接運用」など、内容とした盛り込むべき予算要求と制度改革の具体化を迫つてきただ。しかし、今国会に提出された予算案をみると、いずれの分野とも要求実現にほど遠いものであるといわざるを得ない。

二、一般会計——ニューメディア関連など 軒並み減額

また、郵政省関連の予算案とは直接関係するものではないが、八六年度中にNTT（日本電信電話株式会社）の株式、一九五万株を売却することができると「特別会計予算総則」に明記したことのあまりにも拙速すぎる点をここで強く指摘しておきたい。それは、NTT株式売却にあたつては、先の電電改革三法案の国会審議の中で明らかにされたとおり、

いささかの疑惑をまねくことのない十分な検討が行なわれ、国民的合意を得た後でなければならぬからである。NTT発足一年目の決算も出されていないこの段階で、しかも売却の方針、価格、あるいは特定個人・法人に株式集中を防ぐ方法など、いずれも重要な課題は検討中である。にもかかわらず、財源不足のアナリズムのため、ともかく売却を急ぐとする政府の姿勢は許されるべきでない。

そこで以下、郵政省関連の予算案である一般会計、郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の概要と主な問題点を指摘しておきたい。

郵政省がここ数年来、高度情報化社会の牽引力として期待し、すでに全国三四地域をモデル指定したテレピアの直接の予算といえども、郵政省本省における調査研究費約三〇〇万円と地方電気通信監理局における調査研究費四五〇万円である。その他いっさいは、財政投融资としてニューメディアの育成振興四五〇〇億が用意してあり、これを利用して民間活動力を発揮してほしいというものである。

融資の対象として、テレビジョン文字多重放送設備の整備や輸入衛星用の地上設備、周波数の有効利用促進を新規に認め、ニューメディア設備のリース事業者、第二種電気通信システム、テレトピアのソフト購入、開発に融資枠が拡大もされている。また、安全対策を施した電気通信事業用システムに最優遇特利による融資を認めるとしている。しかし、高度情報化社会の進展の中で、郵政省は融資の“おまづき”の印を押すのみで、少なくとも予算面でみるとかぎりすべてを“民活”に頼るという姿勢は間違っている。今日、ニューメディアの“影の部分”克服に大きな立ち遅れのないようになることが緊急の課題であることから考へても、予算面からの抜本的改革を急ぐ必要があろう。

その他、国際協調・国際協力の推進四八〇〇万円（一〇〇〇万円の増）、放送行政の推進一二二億九四〇〇万円（七〇〇万円の減）、電波

資源の開発六三〇〇万円（三三〇〇万円の減）宇宙通信政策の推進六億六七〇〇万円（八八〇〇万円の減）が主な内容である。

三、郵政事業特別会計——続く、きびしい事業環境

歳入歳出とも四兆七三九七億三八〇〇万円で、前年度に比べて二七八六億六七〇〇万円の増となっている。しかし、この中には郵便事業の収入不足六三二億円（損益ベースでみると四三三億円の欠損となる）。八六年度末の欠損額の累積は八七五億円）を含むなど、事業のおかれているきびしい一面を見ることができる。

またサービス改善という観点からみると、電子郵便の機器設置局が現在一八八局から一八八局に拡大される。郵便局舎の整備は、普通局三七局、特定局七〇局で改善が図られ、普通局二〇局、特定局六〇局で土地の解決がすすめられる。機械化の面ではATM（現金自動預け支払い機）八五〇台、CD（現金自動支払機）六五〇台、大型コンピュータ三台が導入される。郵便サービスの改善と需要の拡大のため、大都市エキスプレスマールの新設や小包の集配改善、移動郵便車の午後五時以降の定期巡回など取り組むべき課題は多い。

ただ、これまで毎年度計上してきた給与改

善原資を八六年度予算案に計上していない点へのきびしい追及が必要である。

四、郵便貯金特別会計——みるべき改革の成果なし

歳入七兆六六七九億円で前年度に比べ六五〇六億円の増加。しかし最近不振をかこつている郵便貯金の状況に明るい変化の気配はみられず、増加目標額七兆円の達成も、よほど真剣に取り組まなければむずかしいものと思われる。

しかし、わが党は高齢化社会と金利自由化の進むなかで、郵便貯金の新たな役割には非常に大きなものがあると考えている。したがって予算編成の段階から、是非でもシルバーゾーンの創設、預入限度額の引き上げ、住宅積立貯金の改善、郵便貯金資金の自主運用を強く主張してきた。とくに郵便貯金資金の直接運用のため一定額の国債引き受け、また新たに地方財政投融資制度をつくり、地域活性化に寄与するため資金の地方還流を図ることの実現を求めてきた。これらの改善、改革 자체、わが党と郵政省の間に考え方の大きなズレはない。しかし、出来上がった予算案では、わが党の主張は、ほとんど盛り込まれていない。こんど、キャッシュレス化の進展に対応する郵貯の役割を含め、国民の期待に応える施策に積極的に取り組むことが重要である。

五、簡保・年金特別会計——簡保改善で一步

前進

歳入六兆八三六三億円（前年度比四六九〇

億円の増）、歳出四兆四五九七億円（前年度比

一六六八億円の増）で、差引過剰金二兆三七

六六億円は法律にもとづいて積立金として積

み立てられる。

また、年金の歳入は一七一八億円（前年度比二九一億円）、歳出三〇八億円（前年比一〇二億円の増）で差引過剰金一四一〇億円は積立金として積み立てられる。

簡保・年金とも順調といえる。

わが党は、簡保・年金制度について、加入者の利益増進のため、新規サービスの開始、ニーズに沿った加入限度額の実現などを要求してきたが、このうち、一定年齢の者で加入後四年を越した場合三〇〇万円まで加入限度額の上乗せが条件つきとはいえ認められたことは評価してよい。

労働省関係予算

一、山積する諸課題とはかけ離れた予算

マイクロエレクトロニクス（ME）を中心とする新技術革新の進展、産業・就業構造の変化、高齢社会化、女性の社会的進出、国際経済摩擦の激化等の社会的経済的变化の中で、労働行政の課題は山積している。しかし、

わが党の主張に沿った新規施策や従来施策の予算案をみると、これらの諸課題に対応し、拡充も若干みられるが、それらにしても取組みの遅れが目立ち、質量ともに不十分である上、後退しているものも少なくない。これは、労働行政上の責任を回避しようとする自民党内閣の姿勢を反映したもので、「軍事費優先・国民生活切捨て」政策の一環として、きびしく追及されなければならない。

二、一般会計の縮小化と労働保険特別会計への依存の深化

① 労働省独自財源（一般会計）が年々縮小し、それに伴つて、労働省の施策が、ますます労働保険特別会計（労災保険及び雇用保険）への依存を深めていること、このた

め、

② 本来一般会計が負担すべき労働省職員人件費や施設整備費、事務費等の多くが、労働保険特別会計の負担とされていること、

また、

③ 保険料収入があたかも政府（労働省）の収入であるかのように扱われ、労働保険事業が（国会承認が前提となっているとは言え）行政側のその時々の財政的・政策的都合で、いわば恣意的に運営されていること。

——など、労働省関係予算の最も基本的な問題点は、一向に改善されていないだけではなく、六一年度予算案において、そうした傾向・問題性はさらに強まっている。

例えば、①労働省関係予算全体に占める労働保険特別会計の割合は八八・〇一%（前年度予算では八七・七八%）にものぼつており、②労働省職員人件費のうち一〇・三七三人分、約六五六億八六〇〇万円が労働保険特別会計の負担とされている（前年度は一万、四〇四人分、約六二八億三四〇〇万円）が、これは労働省職員全体の四一・六七%、人件費全体の三八・四八%にあた

る（前年度はそれぞれ四一・六五%、三八・〇九%）。このほか、石炭勘定で一〇人分、一億三九〇〇万円を負担）

施策内容では、①一般会計の職業転換訓練費交付金の減額分（一八億九四〇〇万円）が労働保険特別会計に肩代わりされ（離職者等職業訓練費交付金を同額増）、②中退金共済法の改正で、一般会計による退職金給付費補助（六〇年度予算額は二三億一〇〇〇万円）を労働保険特別会計による掛金助成に切り替えること（ことし一二月から実施）が予定され、③婦人労働能力活用事業費補助金も（零細補助金切捨て問題とからむようではあるが）労働保険特別会計の負担に振り替えられている——といった具合である。

三、失業対策の後退（表1参照）

(1) 失業対策事業における六五歳線引きの強行

労働省は、失業対策事業における年齢制限（六五歳線引き）の段階的実施にみきり、六一年度は七〇歳以上が強制引退される（ことし八月一日実施）。このため失業対策事業の吸収人員は、六〇年度の四万三、七〇〇人に対し、六一年度は上期（七月まで）四万二、〇〇〇人、下期（八月以降）二万七、二二〇〇人となつており、従来の失

る（前年度はそれぞれ四一・六五%、三八・〇九%）。このほか、石炭勘定で一〇人分、一億三九〇〇万円を負担）

業対策費は（後述の補助率引き下げ等の影響も含め）一五八億〇四〇〇万円の減となつてゐる。

もつとも労働省は、年齢制限の実施に伴う激変緩和策として、引退者に対し特別給付金（一五〇万円二分の一補助）を支給する等の措置を講じており（それらのための費用約二三一億三八〇〇万円）。そのほか高齢者労働能力活用事業費等補助金の中に新設される高年齢者就業機会開発事業費の一つとして、失対引退者団体委託援助事業費九億六六〇〇万円を計上）、その結果、これららの費用を含めた失業対策事業費としては、約七三億三三〇〇万円の増となつている。

(2) 高率国庫補助率の引き下げ

昭和六〇年度予算編成の際、①失業対策事業費補助金（労力費、事務費及び管理監督費）、②特定地域開発就労事業費補助金、及び③職業転換訓練費補助金のうち訓練手当——の三つの高率補助金の補助率が三分の二から十分の六に引き下げられたが、六一年度予算案ではさらに二分の一に引き下げられている。この措置による影響額は、失対事業における年齢制限の実施を前提としてもなお、七五億八七〇〇万円にものぼる。これらは他省庁関係補助金の削減分とともに自治体にシワ寄せされ、結局は、失

業対策の大半を占める（六〇年度予算では七九・八%）のが雇用保険国庫負担金であるが、来年度予算案では、前年度比一〇一億一三〇〇万円減と、大幅減になつてゐる。事務費負担金が昭和五四年度以来の据え置きとなつてゐる一方、失業給付費負担の方は受給者が減つたのに伴つて大幅に減つたものであるが、これは一〇一国会において成立した改正雇用保険法により受給制限が強化されたためである。

三、行政執行体制の後退

(1) 第一线職員の削減

労働基準監督官等、労働行政の基本的な任務の遂行に必要な職員の不足が改善されるどころか、相変わらず減らされ続けている（表2）。特に労働基準監督官の場合、定期監督実施率約五%（違反事業場率は約六割）という現状を改善するため、大幅な職員増を計画的に進める必要がある。また、男女雇用平等の推進にあたる都道府県婦人少年室の職員も、男女雇用均等法の施行に伴い一六人が増員されてはいるが、それでも一県平均三・九六人では少なすぎる。

雇用情勢の悪化、流動化に対応して大幅に増員する必要がある公共職業安定所の職員

(3) 雇用保険法改悪のツケ

失業対策費の大半を占める（六〇年度予

表Ⅰ 失業対策費（注1）

項目	昭和60年度（当初） 千円	昭和61年度予算案 千円	前年 度費 千円
1. 失業対策事業費 うち従来施策分 新規施策分<注2>	(46,664,667) 46,664,667 (46,664,667) (—)	(53,997,800) 53,997,800 (30,859,800) (23,138,000)	(7,333,133) 7,333,133 (△ 15,804,867) (23,138,000)
2. 特定地域開発就労事業費	(6,063,000) 6,063,000	(5,408,000) 5,408,000	(△ 655,000) △ 655,000
3. 職業転換対策事業費 (1) 就職促進手当 (2) 職業転換特別給付金 (3) 職業転換訓練費補助金 (4) 高年齢者労働能力活用事業費等補助金 うち従来施策分<注3> 新規施策分<注4>	(21,289,205) 5,011,878 791,859 5,139,720 1,966,700 (1,966,700) (—)	(21,495,514) 4,875,793 632,994 4,464,122 6,037,887 (3,604,887) (2,433,000)	(206,309) △ 136,085 △ 158,865 △ 675,598 4,071,187 (1,638,187) (2,433,000) △ 2,894,330
4. 雇用保険国庫負担金 ① 求職者給付費 ② 業務取扱費	(293,122,000) 292,272,000 850,000	(283,009,000) 282,159,000 850,000 0	(△ 10,113,000) △ 10,113,000 0
計	367,138,872	363,910,314	△ 3,228,558

<注1> ここに掲げたのは労働省所管分で、政府の失業対策費としては、上記のほか、運輸省所管の船員雇用促進対策事業費282,221千円（60年度予算は210,207千円、72,014円増）がある。

<注2> 失業対策事業における年齢制限の実施（61年8月）に伴う激変緩和措置として、①引退者への特例給付金の支給（22,360,000千円。1/2補助）、②職業生活指導員の配置（278,000千円。1/2補助）、及び③小規模事業主体特例措置（500,000千円）が講じられる。

<注3> 高年齢者労働能力活用事業費等補助金の中には、婦人労働能力活用事業費（60年度予算額は12,000千円）は、61年度予算では、労働保険特別会計・雇用勘定に振り替えられている（予算計上額は20,259千円）。

<注4> 高年齢者労働能力活用事業費等補助金の中に高年齢者就業機会開発事業費が新設された（シルバー人材センター委託援助事業費1,467,000千円、失対引退者団体委託援助事業費966,000千円、計2,433,000千円。1/3補助）。

表2. 労働基準監督署等の職員定数

	60年度予算	61年度予算案			増減
		計 画 削 減 分	定 員 増 減 分		
労働基準監督署	人 2,773	△ 36	19	人 2,756	△ 17
都道府県婦人少年室	170	△ 1	17	186	△ 16
公共職業安定所	8,472	△ 77	41	8,436	△ 36
中央労働委員会	73	△ 1	0	72	△ 1
公共企業体等労働委員会 事務局	43	△ 2	0	41	△ 2

も、労働者派遣法の施行に対応して担当指導官二五人（このほか各都道府県に二人、本省に専門官等二人、計二九人）の定員増措置が講じられてはいるものの、総数では、逆に減らされている（三六人減）。

(2) 行政事務の委託化

労働省職員の削減が進められているのに伴つて、引き続き労働省の行政事務の委託化が進められている。中高年法の改正により、高年齢者就業機会開発事業費（新設）のシルバー人材センター委託援助事業費及び失対引退者団体委託援助事業費（いずれも三分の一補助）については、高年齢者雇用開発協会にその支給を委託することが予定されている。

五、予算関連法案について

第一〇四回通常国会への提出が予定されている法案は、中高年齢者雇用促進法改正案、中退金共済法改正案、労災補償保険法改正案及び、職業安定所職員の身分移管に関する職安法改正案（継続）の四本である。このうち予算関連法案は、前二本とされ、労災法改正案は除外されているが、同法案は、施行日の関係で確かに来年度予算には影響がないとしても、再来年度予算には関連するものである。そのほか、国鉄改革に関連して運輸省と共管の「日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の

促進等に関する特別措置法案」（仮称）が提出される予定である。

中高法改正案は、定年年齢を六〇歳まで引き上げるべきことを法律に盛り込むことについては評価できる半面、①「六〇歳定年」は事業主の単なる努力義務とされていること、②高齢者雇用率制度を廃止すること、③高齢者就業機会開発事業（新設）の業務を高年齢者雇用開発協会に委託することにしていること等の問題点がある。

中退金法改正案は、①掛金の引き上げ、②通算制度の導入、③加入促進のための助成等、評価できるものが盛り込まれている半面、退職金給付に対する国庫補助を廃止し、掛金助成費を労働保険特別会計から支出させるという問題点がある。

労災保険法改正は、一九八二（昭和五七）年以来、労災保険審議会で検討されてきた問題で、論点は多い。予想される法案は、年齢別最低保障額の制度化等、評価すべき点もあるが、①使用者の意見具申の制度化は労災補償制度をゆるがしかねない問題であるほか、②最高限度額の設定、③メリット制の強化、④一部給付制限の導入、⑤一人親方、家内労働者等特別加入時の健康診断書提出義務付け等、問題点は多く、それぞれ実情を十分ふまえた慎重な審議が必要である。

公共事業関係予算

④ その他

河川局関係では、流水占用料制度改悪の試みが、少なくとも八六年度に関しては見送られた。なお、第四次海岸事業五箇年計画も策定されている。

I 建設省

① 総論

表-1が、建設省関係予算事業費・国費総括表である。特徴は、第一に国費の抑制であり、第二に補助率カットと地方負担の強化による事業費の「拡大」であり、第三に、財政投融資の（項目によつては概算要求額を上回るような）高い伸びである。

② 住宅局関係

第五期住宅建設五箇年計画については、グラフを参照していただきたい。公営住宅と公団住宅が大幅に削減されている。住宅局関係の重点事項に関しては、「高齢者に対する住宅対策の推進」・新規事業の「地域優良木造住宅建設促進事業」が、注目される。前者は、住宅金融公庫において、「老人同居等」と「二世帯住宅、老人同居多人数世帯等」の割増貸付額をそれぞれ四〇万円づつ引き上げ、戸当り五〇万戸の「老人・身体障害者用設備工事に対する割増貸付」を新たに実施するものであり、後者は、八六年度については五、〇〇〇戸の木造住宅につ

いて、住宅金融公庫から戸当り二百万円を貸し付けるか、都道府県により民間ローンまたは住宅金融公庫融資に対し、五年間利息補給しようというものである。

③ 道路局関係

道路予算是、一般道路が、事業費三兆〇五四八億円（対前年度比一・〇九倍）、国費一兆九五九二億円（一・〇三倍）、有料道路事業が、事業費二兆〇二二九億円（一・〇八倍）、国費一七七〇億円（一・〇三倍）、財政投融資資金一兆九八七八億円（一・一〇倍）である。「民間活力を活用した大規模プロジェクト」として、東京湾横断道路となつていている。

明石海峡大橋の「建設に着手する」こととなつてている。

なお、第四次特定交通安全施設整備事業五箇年計画が策定されている。

II 国土庁

表-4が、国土庁関係の予算総括表である。政策課題としては、「一九八六年を目途に」策定される第四次全国開発総合計画、「一九九五年度を目標年次とする国土利用計画（全国

公園面積 (m ² /人)	下水道普及率 (%)	八〇年度末 (実績)	八五年度末 (計画値)	同上 (実績)	九〇年度末 (試算)
四・一	三〇				
五・〇	四四				
四・九	三六				

計画) の推進、普及、沿岸域等海洋利用の推進、借地制度の見直しと関連して行われる住民の意識調査、長期水需給計画の策定、大都市圈整備計画、首都改造計画の推進、新しい近畿の創造計画、二一世紀中部圏計画の策定、東北開発株式会社の八六年一〇月を目途とした民営移行、半島振興対策、豪雪地帯対策の推進、地震・活動火山対策の推進等が注目される。

III 「住宅減税」の概要

① 建設省住宅局による「住宅三減税」案

八六年度予算に対する概算要求に伴い、建設省住宅局の提出した「住宅三減税」(既

存制度の単純な延長を除く住宅減税)案は、以下の通りである。

1 住宅投資促進税制の創設 (所得税・法

人税)

これは、西ドイツの持家・減価償却制度の影響のもとに作られたもので、労働四団体の主張とも共通する点がある。

建設省住宅局の要求した「住宅投資促進税制」は、個人又は法人が一定の新築住宅を自己の居住の用又は貸家の用に供するため取得し又は建築した場合は、毎年度当該住宅の取得費又は建築費の一%を五年間にわたり税額から控除するものである。

2 住宅取得控除制度の適用期限の延長及び制度の改善 (所得税)

同制度における減税額 II (一年当たりの民間住宅ローン返済額等一足切り額) ×控除率であるが、これについて、建設省は以下の改善を要求したのである。(1) 適用期限の延長(2)控除率の引き上げ(現行一八%→三五%) (3)控除期間の延長(現行三年→五年) (4)控除限度額(最大減税額)の引き上げ(現行一五万円→五〇万円) (5)足切り額の引き下げ(現行三〇万円→二〇万円) (6)所得要件の引き上げ(現行八〇〇万円以下→一〇〇〇万円以下)

建設省住宅局による「住宅三減税」案は、それ自身、不十分なものであるが、以下の通りである。

② 八六年度政府予算案における「住宅二減税」案

建設省住宅局の提出した「住宅三減税」案は、そのまま引き継がれているので、ここでの説明は略す。

(7)適用住宅の規模上限の引き上げ(現行一六五m²以下→二〇〇m²以下)。

3 住宅資金贈与制度の適用期限の延長及び改善 (贈与税)

同制度における贈与税額 II (贈与を受けた金額×三〇〇万円) ×一／五×贈与税率×五である。改善等の内容は政府案にそのまま引き継がれているので、ここでの説明は略す。

適 用 時 期	居 住 用 財 産 譲 渡 所 得 の 特 別 例 と の 重 変	控 除 対 象	控 除 額	控 除 对 象 債 還 期 間 が 一〇 年 以 上 の 住 宅 取 得 資 金 借 入 金 等
一九八六年一月一日以降に居住の用に供するものについて適用する。なお、一九八五年一〇月から一二月三一日までの間に住宅を取得等して居住の用に供した場合については、一九八五年分は改正前の制度を適用し、一九八六年分及び一九八七年分は改正後の制度を適用することが出来るとしている。	不適用	合計所得金額一〇〇〇万円以下	（年末における民間住宅ローン等の残高十年末における公的住宅ローン等の残高× $\frac{1}{2}$ ）に一%を乗じた額）	（年末における民間住宅ローン等の残高十年末における公的住宅ローン等の残高× $\frac{1}{2}$ ）に一%を乗じた額）
		対 象 住 宅	所 得 要 件	（年末における民間住宅ローン等の残高十年末における公的住宅ローン等の残高× $\frac{1}{2}$ ）に一%を乗じた額）
			控 除 期 間	（年末における民間住宅ローン等の残高十年末における公的住宅ローン等の残高× $\frac{1}{2}$ ）に一%を乗じた額）
			控 除 对 象 債 還 期 間 の 残 高 限 度 額	（年末における民間住宅ローン等の残高十年末における公的住宅ローン等の残高× $\frac{1}{2}$ ）に一%を乗じた額）

以後の予算編成の過程でさらに後退、変質し、以下の「住宅二減税」となった（この他に、「住宅の取得及び住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の税率等の特例」適用期限が三年間、「新築住宅の取得に対する不動産取得税についてのみなし取扱の特例」が二年間、「給与所得者が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例」が二年間、それぞれ単純延長される）。③ 住宅取得促進税制の創設（所得税）

（要旨）現行の住宅取得控除制度を改め、二年間の措置として、新築または既存の居住用住宅の取得費のうち、公的資金を含むローン等残高を対象として、その1%を三年間にわたって税額控除する。

④ 住宅資金贈与制度の適用期限の延長及び制度の改善（贈与税）

ア、住宅資金贈与制度の適用期限（一九八六年一二月三一日）を二年延長する。

イ、適用対象に既存住宅の取得の対価に充てるための金銭の贈与を追加する。

ウ、所得要件を合計所得金額八〇〇万円以下（現行五〇〇万円以下）に引き上げる。

IV 基本的問題点

① 財政の縮小均衡路線のもとで公共事業費の抑制は地域経済に大きな悪影響を与える。六一年度においては、六〇年度に続

き補助率カットによる国費削減と地方債への振替えが行われたが、この結果、地方単独事業が圧迫されることはまちがいない。

② 公共住宅政策の後退は第三期五カ年計画以来如実であり、戸数削減と家賃値上げは大都市居住者の生活を圧迫している。特に、昨年の行革審答申においては借地借家法の見直しが示され、借家全体への政策後退の動きは、土地・住宅価格上昇等、わが国の

住宅・土地政策全体への悪影響が心配される。

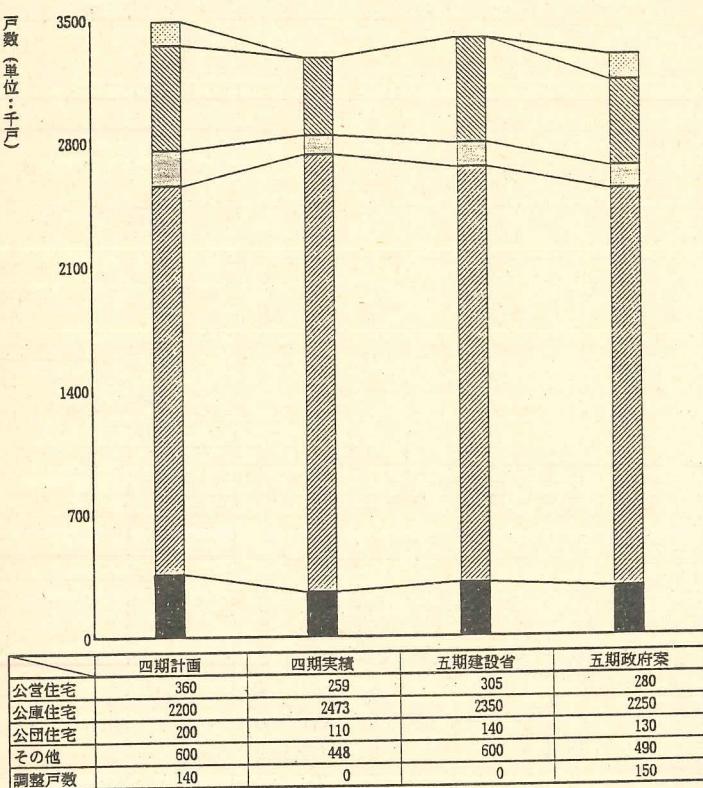
③ 公共事業への民間活力の導入は、公共事業への利潤制の導入につながり、また、国公有地の払い下げは自治体の都市計画行政、環境行政に大きな影響を与えるとともに、談合や利権の疑惑を拡大させることとなる。

④ 「四全総」の策定が予定されているが、

住宅建設五箇年計画の推移グラフ

（第四期～第五期）

■公営住宅 ■公庫住宅 ■公団住宅 ■その他 ■調整戸数



（建設省資料に基づく）

表1 昭和61年度建設省関係予算総括表

1 昭和61年度建設省関係予算事業費・国費総括表

(単位:百万円)

事 項	事業費		国 費		摘要 要	
	61年度 (A)	前 年 度 (B)	対前年度 倍率 (A/B)	61年度 (C)	前 年 度 (D)	
道 路 整 備	5,077,708	4,693,890	1.08	1,787,568	1,826,000	0.98
一 有 料	3,054,812	2,815,389	1.09	—	—	—
治 治 山 治 水	2,022,896	1,878,501	1.08	—	—	—
急 海 傾 斜 地	1,474,094	1,450,454	1.02	863,795	869,591	0.99
都 市 計 画	1,370,575	1,347,713	1.02	807,547	813,320	0.99
公 下 市 街 地 再 開 發	4,505,8	4,481,0	1.01	26,857	27,171	0.99
都 市 都 市 開 發	5,846,1	5,793,1	1.01	29,391	29,100	1.01
住 宅 対 策	1,476,957	1,345,861	1.10	776,444	780,169	1.00
一 般 公 共 事 業 計	2,19,229	2,00,653	1.09	886,93	896,79	0.99
(除く住宅金融公庫)	(9,426,509)	(8,921,011)	(1.057)	671,377	677,895	0.99
災 害 対 策	1,167,869	1,069,589	1.09	1,21	1,25,74	1.30
都 市 開 發	67,315	55,619	1.21	0	—	—
合 計	2,25,544	2,00,000	1.13	0	—	—
合 計	5,494,280	4,793,102	1.15	756,711	757,721	1.00
公共事業關係	8,170,5	1,56,675	0.52	6,256,1	1,16,573	0.54
老 地 對 策 費	13,604,744	1,243,998,2	1.09	4,247,079	4,350,054	0.98
官 廳 營 繕 修 費	66,990,0	67,803,2	0.99	1,790	1,804	0.99
建設行政經費	2,846,3	2,896,7	0.98	2,1018	2,1853	0.96
合 計	5,320,4	5,023,8	1.06	51,563	48,654	1.06
合 計	751,567	757,237	0.99	74,371	72,311	1.03
合 計	14,356,311	13,197,219	1.09	4,321,450	4,422,365	0.98

表-2 第6次下水道整備五箇年計画(案)

(単位:億円)

区分	第6次計画(案) (61~65年度)(A)	第5次計画 (56~60年度)(B)	倍率 (A/B)
一般公共事業費	6,6,800	7,7,900	0.86
地方単独事業費	3,3,000	3,4,200	0.96
計	9,9,800	11,2,100	0.89
調整費	2,2,200	5,900	3.76
総事業費	12,2,000	11,8,000	1.03

(注) この計画は、今後の社会経済の動向、財政事情を踏まえ、3年後に見直しを行うことを検討することとしている。

表-3 第4次都市公園等整備五箇年計画(案)

(単位:億円)

区分	第4次計画(案) (61~65年度)(A)	第3次計画 (56~60年度)(B)	倍率 (A/B)
一般公共事業費	13,000	14,000	0.93
地方単独事業費	12,400	12,900	0.96
計	25,400	26,900	0.94
調整費	5,700	1,900	3.00
総事業費	31,100	28,800	1.08

(注) この計画は、今後の社会経済の動向、財政事情等を踏まえ、3年後に見直しを行うことを検討することとしている。

表-4 昭和61年度予算総括表

(単位:百万円)

区分	61年度 (A)	前年度 (B)	比較増減 (A-B)	倍率 (A/B)
1. 公共事業関係費	20,651.8	20,719.4	△ 676	1.00
水資源開発事業費	6,019.9	5,964.3	556	1.01
離島振興事業費	13,569.6	13,680.9	△ 1,113	0.99
農村総合整備計画調査費	282	289	△ 7	0.98
国土総合開発事業調整費	10,341	10,453	△ 112	0.99
2. 行政部費	27,319	28,271	△ 952	0.97
(1) 國土計画の推進	1,080	1,110	△ 30	0.97
(2) 総合的土地対策の推進	13,534	14,083	△ 549	0.96
(3) 総合的な水資源対策の推進	199	206	△ 7	0.97
(4) 大都市圏整備の推進	703	830	△ 127	0.85
(5) 地方振興の推進	5,424	5,821	△ 397	0.93
(6) 地域振興整備公団の事業 の推進	1,803	1,821	△ 18	0.99
(7) 災害対策の推進	912	911	1	1.00
(8) その他の	3,664	3,489	175	1.05
合計	23,383.7	23,546.5	△ 1,628	0.99

(注) 離島振興事業費には、他に道路整備特別会計及び空港整備特別会計の直入分
5,103百万円(前年度3,629百万円)がある。

東京一極化の進展のもとで過疎地等の低滯の深刻化が顕著である状況に対する対策は後退しているとさえいえる。また都市、自

然災害の激発のもとで防災対策の推進は予算抑制のもとで足踏みを余儀なくされている。

六一年度地方財政計画の規模は、五二兆八四五六億円、計画の伸び率は四・六%，一般歳出の伸びは四・七%となっている（国の一般会計の伸び率は三・〇%増、一般歳出は〇・〇%減）。

八六年度地方財政対策の基本的問題

一、地方財政対策の概要

六一年度においては、六〇年度に引き続き国庫補助負担率の引き下げが行なわれることとなつた。これによると地方財政への影響額は、経常経費系統六一〇〇億円、投資的経費系統五六〇〇億円の計一兆一七〇〇億円となる。なお、この国庫補助負担率の引き下げは、今後三年間の暫定措置として行なわれることとなつた。

この措置に伴う地方財源対策は、「表」の通りであるが、経常経費系統については、地方税の増額（地方たばこ消費税引き上げ分、交付団体・不交付団体計一二〇〇億円）、交付税の特例加算（国のたばこ消費税率引き上げ分一二〇〇億円）、建設地方債の増発（三七〇〇億円）とされ、投資的経費系統については、全額建設地方債（臨時財政特例債四二〇〇億円、調整分一四〇〇億円）で措置するとされ、建設地方債の増発は合計九三〇〇億円となつ

た。また、交付団体分の経常経費系統負担増四八八〇億円の半分は、六一年度において現金で補填とし（地方税+交付税特例加算十六六年度以降交付税に加算四〇〇億円）、残りについては暫定的に六六年度以降加算するとされた。更に、従来、交付税に加算すべき額（既往利差臨特六四六億円、既往地域特例臨特一〇四億円、既往臨時財政特例債分一〇七億円、財対臨特五〇〇億円）一三五七億円についても六六年度以降加算とされた。

なお、国庫補助負担率の引き下げ等の内容は、「表」とおりである。

以上の結果、六一年度に地方へ交付される交付税総額は、九兆八三〇九億円となり、前年度に比し三八一〇億円、四・〇%の増となる。（算定基礎は「表」参照）。

なお、六〇年度補正予算関係で、六〇年度国税収入の減収に伴う交付税のおちこみ約一四〇四億円については減額補正を行なわず、六二年度以降の交付税から減額することとしは、「表」の通りである。

二、地方財政の骨格

三、地方税改正の概要

税制改正の主なものは、①個人住民税（生活保護費の関係から所得割の非課税限度額引き上げ二〇二万一〇〇円から二二三万五〇〇円へ）、また、同居特別障害者扶養控除額の引き上げ三〇万円から三四万円へ）②事業所税（資産割税率の引き上げ一m²につき五〇円から六〇〇円へ）、③不動産取得税（暫定税率の三年間延長等）、④固定資産税（非課税措置の整理等）、⑤たばこ消費税（従量割の税率引き上げ千本につき四五〇円）、となつてい

る。特徴としては、社会保険診療報酬に対する非課税措置の適正化について、政府税調がただちに撤廃と主張したのに対し、自民党税調が引き続き検討とした結果、見送りとなつたこと、また、税制改正大綱が決定した後、突如として補助負担金カットとの兼ね合いとしてたばこ消費税の引き上げが行なわれることとなつた点があげられる。

四、地方財政の基本的問題点

五七年度当初計画を除き、五〇年度以来、地方財政は毎年多額の財源不足をきたしている（表）参照）。そして、六〇年度において地方財政が收支均衡となつたとんに国庫補助負担率の一率カット措置により、五八〇〇

億円の負担転嫁が行なわれ、六一年度においては一兆一七〇〇億円に及んでいる。しかも、その補填措置は前述の通りであり、七九・四%は地方の借金（地方債）とされた。過去の財源不足も借金とされてきたため、六一年度の交付税は名目は一〇兆一八四九億円であるにもかかわらず、実体は九兆八三〇九億円、実質交付税率は三一・二%に落ち込んでいる。六〇年度補正予算、六一年度地方財政は、こうした交付税の空洞化を更に助長し、交付税の財源保障機能を減退させ、地方財政は借金体质を益々拡大させている。

また、こうした傾向は地方税においても指摘でき、社会保険診療報酬課税・利子配当所得課税の適正化の見送りをはじめ自主税源の拡充はほとんど手をつけられず、不足は借金という傾向が定着している。こうした結果、公債費負担急増団体が急増し、地方の借金は六一年度の一般財源の一・七倍にいたつている。

政府の地方財政への負担転嫁は、「地方裕福論」を開拓し、国の負担を軽減させるものであるが、一方では防衛費等、不要不急の予算増に見られるように政治性をもつたものであり、福祉・文教等の削減、国民負担増に見られる通り、全般的な国民生活に対する締め付けでもあり、また、こうした財政に対する姿勢は地方行革大綱の押しつけや地方自治法改

悪（職務執行命令訴訟制度の見直し）の動きと密接な関係をもつ、すなわち、臨調II行革線にあつては、財政の縮小均衡と地方自治への侵害を通して戦後の民主主義の見直しを図るものと言つても過言ではない。六一年度の国庫補助負担率のカットは、六〇年度の「一年限りの特例措置」とは異なり、三年間の暫定措置とされている。このことは、地方財政への財政転嫁路線が定着することを意味するとともに、シャープ勧告以来の税制改革を志向する政府にあつては、「増税なき財政再建」をかなぐり捨てた増税路線、地方財政制度へのさらなる切り込みをも警戒しなくてはならない。

（六一年度地方財政に対する党の主張については「政策資料」二三〇号、二三三号参照）

61年度地方財政対策概要

単位:億円、()内は60年度

財源不足	総額 11,700(5,800)	
内訳	(1) 経常経費系統 6,100(2,600)	(2) 投資的経費系統 5,600(3,200) *交付・不交付とも
	交付団体分 不交付団体分 4,880(2,000) 1,220(600)	
61年度における地方財源措置	①地方税の増額 1,200(0) 地方税の増額 地方税の増額 850(0) 350(0) ②交付税の特例加算 1,200(0) 交付税 特例加算 1,200(1,000) 0(0) *66'以降加算400 ③建設地方債の増発 3,700(1,600) 建設地方債の増発 建設地方債の増発 2,830(1,000) 870(500) *2,440は「暫定的に66年降加算(60'の1,000も同様)	建設地方債 5,800(3,200) ①調整分 ②臨時財政特例債 1,400 (1,200) 4,200 *地方債の起債の充当を元利償還調整 1/2国負担
地方債の区分と増発額合計	調整分 3,700 + 1,400 = 5,100 (1,600 + 1,200 = 2,800)	臨時財政特例債 4,200 (2,000) 建設地方債の増発計 9,300(4,800)
元利償還の交付税措置	財対債として算入	臨時財政特例債として算入

(注) 経常経費系統の交付団体分4,880億円については、半額を現金で措置するとし(850+1,200+390=2,440)、丸めて400億円は66'以降加算とされた。残りの2,440億円と上記の390億円の計2,830億円が交付団体の地方債増発分。地方税・交付税加算財源はたゞ消費税増税。

その他	61年度の地方交付税に関する既往地元大蔵大臣覚書に基づく下記の合計額1357億円に相当する額は、法律の定めるところにより、66年度以降加算する。 ア既往利差臨時646億円 イ既往地域特例臨時104億円 ウ既往臨時財政特例債分107億円 エ財対臨時500億円 計1357億円(85'はウを除き786+69+500=1355億円)
-----	--

昭和61年度の地方交付税総額の算定基礎

(単位: 億円・%)

区分	昭和61年度予算額 A	昭和60年度			増減額		増減率	
		当初 B	補正	最終 C	A-B D	A-C E	D/B	E/C
地方交付税	国税三税(ア)	314,990	299,690	△ 4,390	295,300	15,300	19,690	5.1 6.7
	(ア) × 32%	100,797	95,901	※ 0	95,901	4,896	4,896	5.1 5.1
	精算分	△ 147	-	-	-	△ 147	△ 147	- -
	特例措置分	1,200	1,000		1,000	200	200	20.0 20.0
	返還金	6	20		20	△ 14	△ 14	△ 70.0 △ 70.0
	借入金等利子充当分	△ 3,547	△ 3,694		△ 3,694	147	147	4.0 4.0
	計	98,309	93,227		93,227	5,082	5,082	5.5 5.5
	前年度からの繰越分		1,272		1,272	△ 1,272	△ 1,272	- -
	合計	98,309	94,499		94,499	3,810	3,810	4.0 4.0
内訳	普通交付税	92,404	88,810		88,810	3,594	3,594	4.0 4.0
	特別交付税	5,905	5,689		5,689	216	216	3.8 3.8

(注) ※印は、「昭和60年度分の地方交付税の給付額の特例等に関する法律(案)」の規定に基づく措置である。

歳入歳出総括表

(単位：億円・%)

区分	昭和61年度 (A)	昭和60年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) / (B)	昭和60年度 増減率
(歳入)					
地方税	240,720	225,185	15,535	6.9	10.6
地方譲与税	4,832	4,620	212	4.6	▲ 0.6
地方交付税	98,309	94,499	3,810	4.0	10.9
国庫支出金	99,636	102,026	▲ 2,390	▲ 2.3	▲ 1.1
地方債	44,290	39,500	4,790	12.1	▲ 17.0
使用料及び手数料	9,580	9,130	450	4.9	3.0
雑収入	31,091	30,311	780	2.6	1.6
計	528,458	505,271	23,187	4.6	4.6
(歳出)					
給与関係経費	158,598	149,528	9,016	6.0	5.6
一般行政経費	110,288	105,398	4,890	4.6	3.8
補助費	51,101	48,893	2,208	4.5	3.1
単独	59,187	56,505	2,682	4.7	4.4
公債費	58,736	56,677	2,059	3.6	9.8
維持補修費	6,780	6,583	197	3.0	2.8
投資的経費	170,584	166,343	4,241	2.5	1.5
補助費	83,284	82,197	1,087	1.3	1.3
単独	87,300	84,146	3,154	3.7	1.7
公営企業繰出金	13,372	12,088	1,284	10.6	7.2
不交付団体水準超経費	10,100	8,600	1,500	17.4	30.3
計	528,458	505,271	23,187	4.6	4.6

昭和50年度以降の財源不足額とその補填措置

(単位：億円)

年 度	財源不足額	補 填 措 置		
		地方たばこ消費税の税率引上げ	地方交付税の増額	地方債の増発
昭和50年度(補正)	21,831		11,199.8	10,632
51(当初)	26,200		13,700	12,500
52(〃)	20,700		10,350	10,350
53(〃)	30,500		17,000	13,500
54(〃)	41,000		24,600	16,400
55(〃)	20,550		10,250	10,300
56(〃)	10,300		3,400	6,900
57(補正)	27,119		15,433	11,686
58(当初)	29,900		16,654	13,246
59(〃)	15,100		3,049	12,051
60(〃)	5,800		1,000	4,800
61(〃)	11,700	1,200	1,200	9,300

(注) 昭和60年度及び昭和61年度の「財源不足額」の欄は、国庫補助負担率の引下げに伴って地方財源措置を講ずることが必要となった額である。

I 経常経費系統

1. 国庫補助負担率の引下げ

所管	補 助 金 等 名	59補助率	60補助率	61補助率	備 考
防衛施設庁	(目) 施設周辺整備助成補助金 (防音助成のうち庁舎改造)	7.5/10	2/3	2/3	
	(目) 道路改修等事業費補助金 (8条のうち改良) (本土分) (沖縄県分)	8/10 10/10	7.5/10 9.5/10	7.5/10 9.5/10	61年度事業なし
環境庁	(目) 交付地方債元利償還金等補助金 (60年度買上げ分) (61年度買上げ分)	(8/10) (8/10)	7/10 (7/10)	7/10 6.5/10	
	(目) 自然公園等施設整備費補助金 (目細) 国定公園等施設整備費補助金 (琵琶湖総合開発)	5.5/10	5/10	5/10	
国土土木庁	(目) 國土調査費補助金 (目細) 地籍調査費補助金 (地籍調査管理事業補助金) (地籍調査費補助金)	2/3 2/3	6/10 6/10	1/2 5.5/10	
	(目細) 土地分類細部調査費補助金	2/3	6/10	1/2	
	(目細) 土地分類基本調査費補助金	2/3	6/10	1/2	
	(目細) 都道府県水調査費補助金	(2/3)	6/10	1/2	
	(目) 小笠原諸島振興費補助金 (目細) 小笠原諸島振興費補助金 (生活再建貸付資金補助金)	6/10	5.5/10	1/2	61年度事業なし
	(目) 小笠原諸島振興事業費補助 (目細) 交通施設整備費補助 (道路整備) (港湾整備(水域外郭))	3/4 10/10	2/3 9/10	6/10 9/10	
	(目細) 産業振興・観光開発費補助 (農業生産基盤整備) (漁業基盤整備(用地)) (漁業基盤整備(水域外郭))	7/10 8/10 10/10	6.5/10 7/10 9/10	6.25/10 2/3 9/10	
	(目細) 生活基盤施設整備費補助 (生活環境等施設整備(医師住宅、診療所))	2/3	6/10	1/2	
	(教育施設(高等学校))	2/3	6/10	5.5/10	
	(教育施設(小中学校))	4/5	7/10	2/3	
	(目細) 防災・国土保全費補助 (砂防)	2/3	6/10	5.5/10	61年度事業なし
	(目) 地方都市整備事業費等補助金 (目細) 花と緑の都市モデル地区整備事業費補助金(新規分)	1/2	1/2	1/3	
	(目) 田園都市構想モデル事業費補助金 (目細) 地域行動推進事業費補助金(新規分)	1/2	1/2	1/3	
	(目) 過疎地域集落等整備事業費補助金(リフレッシュふるさと推進モデル事業費補助金(新規分))	1/2	1/2	4/10	

所管	補助金等名	59補助率	60補助率	61補助率	備考
	(目)豪雪地帯対策特別事業費補助金 (克雪生活圈整備事業(新規分)) (基幹的事業) (準基幹的事業) (その他)	1/2 1/2 1/2	1/2 1/2 1/2	1/2 4.5/10 1/3	
	(目)振興山村開発特別事業費補助金 (目細)山村地域資源高度活用促進等モデル事業費補助金(新規分) (基幹的事業) (準基幹的事業) (その他)	1/2 1/2 1/2	1/2 1/2 1/2	1/2 4.5/10 1/3	
国 土 庁	(目)離島振興特別事業費補助金 (目細)離島開発総合センター建設費等補助金 (離島開発総合センター建設事業(新規分)) (コミュニティーアイランド推進事業(新規分))	1/2 —	1/2 1/2	4/10 4.5/10	
外 務 省	(目)海外技術協力推進団体補助金 (目細)地方公共団体補助金 (技術協力事業)	3/4	2/3	1/2	
文 部 省	(目)要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 (目細)学用品費(産炭加算分) (目細)修学旅行費(産炭加算分) (目細)学校給食費 (産炭へき地加算分) (目細)医療費(産炭加算分) (目)へき地児童生徒援助費等補助金 (高度へき地修学旅行費) (目)高度へき地学校児童生徒パンミルク給食費補助金 (本土分) (沖縄分) (目)高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金(夜食費) (目)学校教育設備整備費等補助金 (理科教育等担当教員研修用設備) (目)義務教育費国庫負担金 (共済費追加費用、恩給費) (目)公立養護学校教育費国庫負担金 (共済費追加費用、恩給費)	6/10~8/10 6/10~8/10 6/10~8/10 6/10~8/10 6/10~8/10 2/3 8/10,10/10 10/10 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	5.5/10~7/10 5.5/10~7/10 5.5/10~7/10 5.5/10~7/10 5/10~7/10 5/10~7/10 7/10,9/10 10/10 1/2 1/2 1/2 1/2	5.5/10, 2/3 5.5/10, 2/3 5.5/10, 2/3 5.5/10, 2/3 5/10, 2/3 5/10, 2/3 5/10, 6/10 9.5/10 1/3 1/3 1/3 1/3	財政力指数 0.2以上 0.5未満の団体5.5/10, 0.2未満の団体 2/3 財政力指数 0.2以上 0.5未満の団体5.5/10, 0.2未満の団体 2/3 財政力指数 0.4未満 財政力指数 0.7以上の団体5/10, 0.3以上 0.7未満の団体6/10, 0.3未満の団体7/10 財政力指数0.3 未満の団体 ほかに不交付団体に係る調整措置強化(退職手当分)

所管	補助金等名	59補助率	60補助率	61補助率	備考
厚生省	(目) 保健事業費等補助金 (目細) 感染症等予防対策費補助金 (特殊感染症予防費)	定額(2/3)	定額(6/10)	定額(1/2)	目名変更(←疾病予防対策事業費補助金)
	(目) 医療施設運営費等補助金 (目細) へき地医療対策費補助金 (へき地診療所運営費)	2/3	6/10	1/2	
	(目) 医療施設等設備整備費補助金 (奄美群島医療施設、へき地患者輸送車等)	2/3,3/4	6/10, 2/3	1/2	
	(目) 医療施設等施設整備費補助金 (へき地診療所)	2/3	6/10	1/2	
	(目) 結核医療費補助金 (目細) 医療費補助金(従業禁止・命令入所患者費)	8/10	7/10	7/10	
	(目) 精神衛生費等補助金 (目細) 精神障害者措置入院費補助金	8/10	7/10	7/10	
	(目細) 麻薬中毒者入院措置費補助金	8/10	7/10	7/10	
	(目) 生活保護費補助金 (目細) 保護費補助金	8/10	7/10	7/10	別に生活保護臨時財政調整補助金 200億円
	(目細) 施設事務費補助金	8/10	7/10	7/10	
	(目) 身体障害者保護費補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目細) 厚生病療給付費等補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目細) 厚生援護施設事務費等補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目) 老人保護費補助金 (目細) 老人福祉施設保護費補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目) 婦人保護費補助金 (目細) 婦人保護施設運営費等補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目) 世帯厚生貸付等補助金 (世帯厚生貸付金)	2/3	6/10	1/2	
	(目) 社会福祉施設等設備整備費補助金(過疎地域等)	2/3	6/10	5.5/10	
	(目) 社会福祉施設等設備整備費補助金(過疎地域等)	2/3	6/10	5.5/10	
	(目) 児童保護費等補助金 (目細) 児童保護措置費補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目細) 精神薄弱者援護措置費補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目細) 身体障害児援護費等補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目) 母子保健衛生費補助金 (目細) 未熟児養育費等補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目細) 妊婦乳児健康診査費等補助金 (妊娠婦乳幼児保健指導費)	8/10	7/10	1/2	
	(目) 特別障害者手当等給付費補助金	8/10	7/10	7/10	名目変更(←福祉手当給付費補助金)

所管	補 助 金 等 名	59補助率	60補助率	61補助率	備 考
厚 生 省	(目) 児童扶養手当給付費負担金 (目) 児童保護費等補助金 (目細) 児童福祉事業対策費等補助金(児童相談等特別事業費) (目) 母子保健衛生費補助金(健全母性育成事業費、療育指導費)	— — 1/2	8/10 1/2 1/2	7/10 1/3 1/3	
農 林 水 産 省	(目) 農業振興事業推進費補助金 (目細) 土壤保全対策費補助金 (小規模公害防除対策事業費) (目細) 植物防疫対策費補助金(病害虫診断技術調査等特別事業費のうち広域特殊調査) (目) 農業改良普及対策費補助金 (目細) 農業改良普及推進事業費補助金(普及活動特別事業費のうち地域健康生活対策特別事業費) (目) 野菜価格安定対策費補助金 (野菜生産出荷安定資金造成費) (一般野菜) (需給調整野菜) (目) 森林病害虫等防除費補助金 (目細) 森林病害虫等駆除費補助金 (目) 漁業近代化資金利子補給等補助金 (目細) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金 (漁業経営維持安定資金、漁業構造再編整備資金) (60貸付分) (61貸付分) (目細) 漁業用燃油対策特別資金利子補給補助金(60貸付分) (目) 農林水産試験研究費補助金 (目細) 沖縄県試験研究機関整備費補助金(施設費) (目) 山村等振興対策事業費補助金 (目細) 第3期山村振興農林漁業振興対策事業費補助金 (目細) 農村地域定住促進対策事業費補助金 (目) 農業構造改善事業費補助金 (目) 地域農業生産総合振興事業費補助金 (目) 畜産総合対策事業費補助金 (目) 林業構造改善事業費補助金 (目) 沿岸漁業構造改善事業費補助金	2/3 2/3 2/3 2/3 70/100 75/100 2/3 2/3 (2/3) (2/3) (2/3) 10/10 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	6/10 6/10 1/2 6/10 65/100 2/3 6/10 6/10 6/10 (6/10) 6/10 10/10 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	5.5/10 1/2 1/2 60/100 65/100 5.5/10 6/10 6/10 6/10 1/2 6/10 9.5/10 4.5/10, 1/2 1/3, 4/10, 1/2	61貸付分は廃止し、漁業経営再建資金(6/10)を創設 基盤整備 1/2(現行どおり) 簡易な事業についてはメニュー除外 近代化施設 基幹的施設1/2(現行どおり) 準基幹的施設4/10(第3期山村4.5/10、生産総合及び畜産総合4/10、1/3) その他 メニュー除外 環境整備

所管	補助金等名	59補助率	60補助率	61補助率	備考
農 林 水 産 省	(目) 食糧品等流通消費改善対策費補助金 (目細) 食品流通等対策指導推進費補助金(都道府県指導推進費のうち分析機器) (目細) 食品等流通対策事業費補助金(地域食品振興対策事業費のうちオープンラブトラトリー施設整備費) (目) 林業生産流通振興対策費補助金 (目細) 林業集落振興対策事業費補助金(林業集落振興条件整備事業費) (目細) 林業後継者育成対策等事業費補助金 (21世紀の森整備事業費) (目) 水田利用再編対策推進事業費補助金	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	1/3 1/3 1/3 4/10,1/2 4/10,1/2 4/10,1/2 1/3,1/2	集会施設 300 m ² 以下の部分 1/2(現行どおり) 300 m ² ~1,000 m ² の部分 1/3(第三期山村 4.5/10) 1,000 m ² 以上の部分 メニュー除外 集会施設以外 基幹的施設 1/2(現行どおり) 準基幹的施設 4/10(第三期山村 4.5/10) その他 メニュー除外 機械 1/3, 1/2, 4/10(第三期山村 4.5/10) メニュー除外(融資措置等に振替) 基盤整備 1/2(現行どおり) 施設整備 基幹的施設 1/2,(現行どおり) 準基幹的施設 4/10 その他 メニュー除外 基幹施設 (現行どおり) その他 4/10 基幹整備 1/2 現行どおり 集団営農用等施設 基幹的施設 1/2(現行どおり) その他 1/3 集団営農用機械 基幹的機械 1/2 準基幹的機械 1/3 その他 メニュー除外

所管	補助金等名	59補助率	60補助率	61補助率	備考
通商産業省	(目) 旧廃止鉱山災害防止等工事費補助金 (亜炭鉱放置坑閉そく工事)	2/3	6/10	5.5/10	目細廃止
運輸省	(目) 離島航路補助金	75/100	2/3	2/3	
労働省	(目) 失業対策事業費補助金 (除く資材費分等)	2/3	6/10	1/2	61年度から措置される特例 給付金については1/2(56年 度特例措置 1/3)
	(目) 特定地域開発就労事業費補助金 (目) 職業転換訓練費補助金 (目細) 就職促進訓練費 (訓練手当)	2/3	6/10	1/2	目細統合(←(目細) 就職 促進訓練費及び(目細) 職場 適応訓練費)
自治省	(目) 消防施設等整備費補助金 (目細) 市町村消防施設等整備費補助金(過疎、離島) (目細) 特殊災害用消防施設等整備費補助金(過疎)	2/3	6/10	5.5/10	
		2/3	6/10	5.5/10	

(注) 1 (目) 水田利用再編対策推進事業費補助金は、地方公共団体を経由する補助金であるが、地方負担を伴わないものである。

2 今後精査の結果、若干の訂正がありうる。

2 一般財源化

(単位: 百万円)

所管	補助金等名 (補助率)	60予算額	備考
厚生省	(目) 疾病予防対策事業費等補助金 (目細) 結核予防費補助金(1/3)	2,793	
	(目) 老人医療給付費等補助金 (目細) 老人保健法事務費補助金(1/2)	1,694	
通商産業省	(目) 診断指導事業交付金(定額)	2,411	職員設置費分を一般財源化 事業費分は定額補助金化(→(目細) 指導事業費補助金のうち診断事業費)
文部省	(目) 地方文化振興費補助金 (目細) 地方芸術文化活動費補助金(1/3)	201	

II 投資的経費系統

1. 公共事業の国庫補助負担率の引下げ

事 業	59補助負担率	60補助負担率	61補助負担率
河 川			
中小河川改修費 (一級河川)	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
" (大規模分)	3 / 4	2 / 3	6 / 10
砂 防 (一般分)	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
治 山			
治山事業費 (山地治山)	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
" (総合治山)	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
海 岸			
高潮対策費 (特定海岸)	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
侵食対策費 (特定海岸)	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
道 路			
一般国道道路改築	3 / 4	2 / 3	6 / 10
地方道改築	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
交通安全施設 (通学路)	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
街 路 (一種改良)	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
港 湾			
特定重要港湾 臨港道路 (新交通システム)	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
" 水域・外かく (貿易)	6 / 10	5.5 / 10	1 / 2
避難港	3 / 4	2 / 3	6 / 10
漁 港			
漁港修築費 外かく・水域 (4種)	3 / 4	2 / 3	6 / 10
" " (特3種)	7 / 10	6.5 / 10	6 / 10
" " (3種)	6 / 10	5.5 / 10	1 / 2
" けい留 (特3種、4種)	6 / 10	5.5 / 10	1 / 2

事 業	59補助負担率	60補助負担率	61補助負担率
空 港			
第二種空港 (B)	3 / 4	2 / 3	6 / 10
下水道			
公共下水道 管きょ	6 / 10	5.5 / 10	1 / 2
" 終末処理場	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
流域下水道 管きょ	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
" 終末処理場 (第1種)	3 / 4	2 / 3	6 / 10
" " (第2種)	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
公 園			
用地 (児童公園10,000m ² 以上1,200m ² 未満)	1 / 3	1 / 3	3 / 10
農業基盤			
広域農道	6.5 / 10	6 / 10	5.5 / 10
農地開発	6.5 / 10	6 / 10	5.5 / 10
防災ダム	6.5 / 10	6 / 10	5.5 / 10
干 拓			
6.5 / 10	6 / 10	5.5 / 10	
林 道			
広域幹線林道	6.5 / 10	6 / 10	5.5 / 10
峰越連絡幹線林道	2 / 3	6 / 10	5.5 / 10
沿岸漁場整備			
漁礁設置 (大型)	6 / 10	5.5 / 10	1 / 2
人工礁漁場造成	7 / 10	6.5 / 10	6 / 10

2 公共事業の採択基準引上げ

事業	60年度	61年度
通路 橋りょう整備事業費（県） 連続立体交差	5百万円 なし	20百万円 430百万円
河川 局部改良 下流河道整備	30百万円 なし	40百万円 30百万円
治山 山地治山（全体計画） 漁港 局部改良 港湾 局部改良	8百万円 2億円未満 なし	9百万円 10百万円以上 2億円未満 12百万円

（注）主要なもののみをあげた。

文教関係予算

一、八六年度予算の性格

一九八六年度の文教関係予算（文部省所管の一般会計）は、軍事費が六・五八%と前年（六・九%）に続き異常な突出をみせた反面、なんと伸び率はマイナス〇・〇四%と、教育

改革が叫ばれているなかで、教育切り立ての

路線が続いていることは、中曾根内閣の教育臨調の矛盾が示されているといわなければならぬ。しかも、臨調行革路線の下で毎年施設設備費が大幅に削減され、八六年度は更に人勧のベア分のしわ寄せを受けるなどいつもう人件費の占める割合が高まり、実に一般会計予算の七四・六%（前年度七二・八%）にものぼり、このまま推移すれば文部省予算の大半は人件費となり、文部省は、『教育公務員給与支払機関』になり下がるとさえいつてよい。

他方、後述のように、私学助成が抑えられ、また国立大学の授業料が値上げされるなど、教育費の父母負担を強めると同時に、自治体に負担を転嫁させるものといわざるをえない。そして同時に、伸び率をマイナスとしない。それ増となっている。

二、内容と問題点

がらも、臨教審の先どりともいうべき予算が計上されていることは極めて問題であるといわなければならない。また、教育関係だけではなく、引き続いて文化やスポーツの予算も削減されていることも重視されなければならない。

また、極めて問題であるのは、人勧にたる給与改善の平年度化分一六〇〇億円のしわ寄せを受けたことである。義務教育費国庫負担金のうち「共済費追加費用」（旧恩給時代に就職した者についてその期間を共済組合期間を合算するために不足する財源を補てんする費用）と「恩給費」の国庫負担分二五二六億円の三分の八四二億円を一般財源化し、残りを公立学校施設整備を大きく削るなどして補つた。

ゆきとどいた教育のために不可欠である

「四〇人学級」は緊急の課題である。父母・

国民の強い要求で八〇年度からスタートし

た四〇人学級は、一二年という長期計画であつた。それすら発足後間もなく臨調行革

路線によつて凍結、抑制されたが、ようやく児童の減少市町村を中心とした四〇人学級に手がつけられ、九一年度までに

すべての小学校で四〇人学級を完成させる

のが文部省の計画である。そのためには減少市町村で八六〇八八年に中一～中三の学年進行で、それ以外の市町村で八九〇九一年にし、小学校では八六〇九一年ですべてを完成するというもので、そのためには、

八六年度で中学校の四〇人学級に手をつければ、計画自体が破綻する。周知のよ

うに、先進諸国の学級編成基準は二〇人～三〇人であり、ゆきとどいた教育のために

は九一年度を待たずに四〇人学級を完成させ、三五人学級に着手しなければならない。

ところが大蔵原案では、中学校の四〇人学級はゼロであったためわが党は強力に対政府交渉を行なつたがその結果、中学校でも三二一人ついた。

また、財政当局が意図した学校事務職員・栄養職員の国庫負担適用除外については、院内外のねばり強いたかいで阻止できることは大きな成果である。

一、公立学校施設整備費補助金は八六年度も

また大きく削減され、マイナス九・一一%の二八二三億五三〇〇万円、事業量は四八〇万五〇〇〇m²→四二一万六〇〇〇m²となつた。なお、わが党が強く延長を求めていた過大規模分離促進を含む急増用地費補助と高校数増設建物費補助は復活の段階で継続となつた。

次に、学校給食施設設備整備費はマイナス一〇・八〇%の六五億八〇〇万円、これも臨調路線下で一貫して削減され、学校給食の「合理化」がすすんでいる。

一、私学助成費については今年も予算編成時の焦点となつた。内示段階で私立大学等の経常費補助は対前年度マイナス五%、私立学校等の経常費助成費はマイナス九%であった。わが党をはじめとする強い要求で復活折衝の過程で大学は前年同額の二四三八億五〇〇〇万円、高校は〇・五六%増の七二〇億円となつた。八五年度も大学、高校とも前年同額であり、このような私学助成の抑制は、私学経営を圧迫し、授業料値上げにはねかえることは必至で、父母負担が強まることになる。他方、国立大学の整備費はマイナス一〇・七一%の一三六一億一五〇〇万円とこれも一貫して大きく削減されている。また、大学の新增設は一つも認められていない。私学助成の抑制、国立大

学整備費のうち続く大幅削減の政策は高等教育に対する無責任な姿勢を示すものといわなければならない。

教育費切りまでの実態が文教施設など物的条件を対象としていると同時に、弱い層にひと際強く及んでいる。八五年度では定期制及通信教育振興費が大幅に削減されたが、要保護、準要保護児童生徒援助費はマイナス五・八六%、へき地教育振興費がマイナス八・五三%と削減されている。

一、社会教育、文化予算も大きく削減されるがこれも臨調行革路線によるものである。

まず社会教育では、公立社会教育施設の整備がマイナス一五・八三%、九三億八七〇〇万円と大幅削減、社会教育事業の充実はマイナス一・七二%、四四億五七〇〇万円、視聴覚教育の振興はマイナス二・二九%、民間社会教育活動振興費補助はマイナス三・一一%。

体育・スポーツ関係では、社会体育施設はマイナス一三・四七%、七一億八三〇〇万円、学校体育施設はマイナス九・六五%の七七億三四〇〇万円と大きく切りこまれている。なお、体育・スポーツ指導者要請はマイナス四・七六%、学校体育の充実はマイナス三・二四%である。

文化予算では、国立文化施設整備が実にマイナス七九・一五%、二〇億円にすぎない。

い。地方文化財保存施設等整備はマイナス一三・一%、五億四〇〇万円。

なお、留学生交流の拡充は一六・一六%も削られたことも、「国際化」の主張とは逆行するものである。このように、社会教育や文化予算を毎年のように削減するのは「切りやすい」ということであろうか。二一世紀に向けてこれらの充実が求められていることからして、まったく恥ずべき安易な姿勢といわざるを得ない。

一、このような反面、「教育改革の推進」の予算が二億三八〇〇万円計上されている。とくに、「六年制中等学校」などを含んだ臨教審先どり予算は極めて問題がある。また、「重要基礎研究の推進」など、基礎研究が重視されねばならない時に予算が大幅に削減されているのに、臨調行革のいう産、官、学協同の具体化である「民間等との共同研究等の促進」は大幅に伸び、「共同研究」は四三・三四%、「受託研究」は二七・二%も伸びている。

一、最後に、国立大学の授業料が二五万二〇〇〇→三〇万円に、四万八〇〇〇円に引き上げられる、このように、八六年度文教予算案は、「金は出さないが口は出す」中曾根教育臨調の本質を示すもので、負担をいっそう父母・国民と自治体に転嫁するものである。

表：政府予算に占める文部省所管シェア

	五年度	五一年度	五二年度	五三年度	五四年度	五五年度	五六年度	五七年度	五八年度	五九年度	六〇年度	六一年度	(政 府)	(文 部 省)	(全 体)	(歳 出)
	一一・五九%	一一・二九%	一五・一七%	一五・一七%	一五・一七%											
	一〇・三三%	二四・五〇%	三五・四八%	二四・五〇%	二四・五〇%											
	九・八六%	一四・一三%	一四・八二%	一四・一三%	一四・一三%											
	六・一八%	一七・三六%	一三・八一%	一七・三六%	一七・三六%											
	二・六〇%	一四・〇六%	一四・〇六%	一四・〇六%	一四・〇六%											
	九・二三%	一〇・〇〇%	一三・九〇%	一〇・〇〇%	一〇・〇〇%											
	九・〇〇%	一四・〇三%	一三・八八%	一四・〇三%	一四・〇三%											
	八・七二%	一四・〇四%	一四・〇四%	一四・〇四%	一四・〇四%											
	八・四五%	一四・〇三%	一三・九〇%	一四・〇三%	一四・〇三%											

一九八六・一・三〇

II 国鉄改革法案概要

日本鉄道株式会社法案要綱（骨子）

第一 目的及び事業

一 日本鉄道株式会社（以下「会社」といふ。）は、全国的な鉄道事業並びにこれに関連する自動車運送事業及び連絡船事業を經營することを目的とする株式会社とすること。

二 会社は、一の事業を営むほか、これに附帯する業務及び運輸大臣の認可を受け、その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、一の事業に附帯する業務に関し必要な事項は、運輸省令で定めること。

第二 会社の責務

会社は、わが国における旅客及び貨物の基幹的輸送機関である全国ネットワークの

鉄道による輸送その他の公共的輸送を担う企業体として、徹底的な分権化及び関連事

業の積極的な実施等による事業の活性化と効率化を図ることにより、国及び地方公共団体が中心となつて進める総合交通体系の整備確立に寄与するとともに、あわせて関係労働者の雇用の安定に努め、もつて公共の福祉の増進と国民経済の発展に寄与する責務を負うものとすること。

第四 本社及び支社

一 会社は、本社を東京都に置くこと。
二、会社は、北海道、東北、首都圏、中部、関西圏、四国及び九州にそれぞれ支社を置くものとすること。

第五 経営委員会

一 会社に、経営委員会を置くこと。
二 会社の経営の基本方針及び次に掲げる業務執行に関する重要な事項は、経営委員

会の議決を経なければならないこと。

事業計画

鉄道新線の建設

営業線の廃止

基本運賃の決定又は変更

大規模な関連事業の開始又は廃止

運輸省令で定める重要な財産の譲渡又は担保への提供

大規模な海外投資及び海外協力の業務の開始又は廃止

大規模な海外投資及び海外協力の業務の開始又は廃止

大規模な海外投資及び海外協力の業務の開始又は廃止

経営委員会の委員は、学識経験者、経済界、労働界、地方公共団体及び利用者の代表等で構成すること。

四 経営委員会の委員は、株主総会の意見を聴き、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

五 内閣総理大臣は、経営委員会の委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとときは、株主総会の意見を聴き、国会の同意を得て、これを罷免することができる。

第六 地方経営委員会

一 支社に、地方経営委員会を置くこと。

二 支社の業務執行に関する重要な事項については、地方経営委員会の議決を経なければならないこと。

三 地方経営委員会の委員は、経営委員会

の委員に準ずる者をもつて構成すること。

と。

四 地方経営委員会の委員は、経営委員会の意見を聴いて、支社の代表者が選任すること。

五 会社の取締役及び監査役は、経営委員会の同意を得て、株主総会が選任し、又は解任すること。

第七 取締役等の選任等

会社の取締役及び監査役は、経営委員会の同意を得て、株主総会が選任し、又は解任すること。

三 政府は、毎年、予算の範囲内において、鉄道新線の建設に要する費用、地方交通線の運営に要する費用又は災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができること。

第八 事業計画

会社は、毎営業年度開始前に、その営業年度の事業計画を定め、運輸大臣の認可を受けなければならないこと。これを変更しようとするときも同様とすること。

第九 財務諸表

会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を運輸大臣に提出しなければならないこと。

第十三 その他

一 税制上の減免措置を講ずること。

二 労働三権を保障すること。

三 配当の制限に関する規定を設けること。

四 所要の罰則規定を設けること。

第十 社債発行限度の特例等

一 社債発行限度の特例を設けるとともに、会社の社債権者に会社の財産に対する先取特権を認め、会社の社債発行について便宜を図るものとすること。

第十一 助成等

一 政府は、会社の債務について保証契約をすることができる。

二 政府は、会社に対し無利子貸付けを行うことができる。

第十二 監督

会社は、運輸大臣の認可を受けなければ、新株等の発行、定款の変更、重要な設備の譲渡等を行うことができないものとする等会社の監督について所要の規定を設けるものとすること。

第一 施行期日

施行期日に関する規定を設けること。

第二 会社の設立

運輸大臣は、設立委員を命じ、会社の設立

一九八六・一・三〇

立に関して発起人の職務を行わせるものとする等会社の設立に関し所要の規定を設けるものとすること。

二 前項の規定により国鉄の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対しては、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しないこと。

日本国有鉄道の解散及び長期債務の処理等に関する法律案要綱（骨子）

第一 目的

この法律は、日本国有鉄道の解散並びにこれに伴う権利及び義務の承継並びに長期債務の処理等について定め、もって日本国有鉄道から新日本鉄道株式会社への円滑な業務の承継を図ることを目的とすること。

第三 権利及び義務の承継

第二の規定により国鉄が解散の時に有するその一切の権利及び義務のうち、長期の資金に係る債務で政令で定めるもの（以下「特定長期債務」という。）以外のものは、政令で定めるところにより、会社が承継するものとすること。

第五 清算

国鉄は、解散した後においても、清算（特定長期債務の処理）の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなすこと。

第六 清算人の任命等

一 運輸大臣は、第二の規定により国鉄が解散したときは、遅滞なく、解散前の国鉄の役員の中から清算人を任命しなければならないこと。

二 運輸大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができます。

三 清算人が欠けたときは、運輸大臣が清算人を任命する。この場合においては、

第二 日本国有鉄道の解散

日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）は、新日本鉄道株式会社（以下「会社」という。）の成立の時において解散するものとすること。

第四 職員の承継

一 会社の成立の際に国鉄の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものとすること。

解散前の国鉄の役員以外の者の中からも任命することができる。

第七 清算人の代表権

清算人は、国鉄を代表すること。

第八 清算人の職務権限

一 清算人は、特定長期債務の弁済及び政府からの交付金等の受け入れの職務を行うこと。

二 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の行為をすることができるること。

第九 清算事務の監督

一 清算人は、就任の後、遅滞なく、国鉄の債務の現況を調査してその結果を運輸大臣に報告し、その承認を受けなければならぬこと。

二 清算人は、運輸大臣の定める清算計画に従つて清算を行わなければならないこと。

三 運輸大臣は、必要があると認めるとき

は、清算人に対し、清算に関して必要な事項を命ずることができる。

第十 清算終了の届出

清算人は、清算が終わったときは、遅滞なく、運輸大臣に届け出なければならないこと。
清算人は、清算が終わったときは、遅滞なく、運輸大臣に届け出なければならないこと。

第三 日本国有鉄道法の廃止に伴う経過措置

一 日本国有鉄道法は、第二の規定にかかわらず、国鉄の解散及び清算に関する法律の施行後も、なおその効力を有すること。

二 その他国鉄の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

第四 その他

権利義務の承継に伴う経過措置等を設けること。

一 政府は、前二項に定めるもののほか、特定長期債務について、国鉄に対し、財政上の措置その他の措置を講ずるよう特別の配慮をするものとすること。

附 則

第一 施行期日

施行期日を定めること。

第二 日本国有鉄道法の廃止

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）は、廃止すること。

いて所要の規定を設けること。

鉄道事業法案要綱（骨子）

第四 次の法律は廃止すること。

第一 目的
この法律は、鉄道運送の秩序を維持し、
鉄道事業の健全な発達を図り、もつて公共
の福祉を増進することを目的とすること。

第三 本法の内容
鐵道事業を通じて、事業の開始、免許、
運賃又は料金その他必要な業務の規制につ
く

- 一 鉄道国有法
- 二 鉄道敷設法
- 三 地方鉄道法
- 四 鉄道営業法
- 五 国有鉄道運賃法
- 六 その他

一九八六・一・三〇

日本鉄道(株)の設立と国鉄の解散及び長期 債務の処理に係わる立法化について（メモ）

第一 新しい事業体は、全国ネットワークの鉄道を有する国民共有の企業体で、これに民営的経営手法を取り入れて企業の活性化効率化を図ろうとするものである。
その手法として、株式会社に組織替えをするものとする。

第二 この法律において「鉄道事業者」とは、
鉄道事業を經營する者をいうこと。
この法律において「地方鉄道事業者」
とは、地方鉄道事業を經營する者をいうこと。

第三 この法律において「地方鉄道事業」と
は、一の地方の交通を目的とする日本鉄道株式会社以外の者が行う鉄道事業をい
うこと。

第四 この法律において「新会社」とは、
新会社は、株式会社にするといつても純
然たる私企業にしようとするものではな
い。
新会社の株式は、将来にわたって七割を
は、新会社が眞に全國民的な基礎の上にた

の会社は国有会社といつてよい。

第三 国の所有する会社ということから、また、
その事業の公共性にかんがみ、國の監督を
受け、また特別の助成（債務保証、無利子
貸付け、新線建設や地方交通線の運営、災
害復旧事業の費用について）の特典が与え
られる。

第四 新会社への國の監督は人事、財務、業務
運営等で最小限のものとする。
新会社への國の監督は人事、財務、業務
運営等で最小限のものとする。

第五 経営委員会を特に設けることにした趣旨
は、新会社が眞に全國民的な基礎の上にた

つて経営されることを担保するために、また、このようないわゆる權威の高いものを行なう。会社の内部組織として設けることにより行はれることは、當時の政治権力による支配からの相対的な独立性、中立性を確保することである。

六 経営委員会のメンバー、権限について

1 民間的経営による活性化、効率化を実現することができるよう見地からみて、高度の識見、経験、能力を有する者を選任すべきである。

2 実質的に国有であるということ、あるいは事業の公共性ということについて深い理解を有する者でなければならぬ。国民の各界各層の中からそれぞれを代表する形で選任されるべきものとする。

3 任命は、主務大臣ではなく、内閣総理大臣とする。

4 任命は、主務大臣ではなく、内閣総理大臣とする。

5 任命に当たって国会の同意を得るものとする。

6 経営委員会の権限については、会社の業務執行の重要な事項は、その議決を経なければならないことをする。

7 経営委員会の権限と取締役会あるいは代表取締役、取締役との関係について

1 株式会社の機関として商法に定められている株主総会、取締役、取締役会及び

監査役についての基本的な構造はそのまま維持して、その上に経営委員会の制度を設けることとする。

2 基本的な構造はそのまま維持しているということは、具体的にどのようなことかというと、例えばNTTとか日本航空とか新関西空港の場合をみると、いずれも取締役、代表取締役は商法の定めるところにより株主総会で選任することとし、ただそれが主務大臣の認可がないと効力を生じないとされているに止まる。

その点については新しい会社でも経営委員会の同意を得る必要はあるが、株主総会において選任するという基本においては、同じである。

3 これに対して、新事業体ではNTTなどと同じ仕組みを基本にしながら経営委員会に、その立法の趣旨にかんがみ、極力重要な役割を担わせることに配慮し、その委員については国会の同意を要するものとしてこれが実質的に、最高の意思決定機関的な役割を果させようとすることである。

八 なお、この経営委員会と株主総会の関係であるが、形式的に株主総会の最高機関性は失っていない。

九 会社は本社を東京におき、北海道、東北、首都圏、中部、関西圏、四国、及び九州に

それぞれ支社をおく。(本社、支社の所掌範囲、権限の内容については別途定める)

十 国鉄は解散することとし、その際一切の権利及び義務のうち、長期債務で政令で定めるもの(特定長期債務)以外は新会社が引き継ぐ。

十一 会社の成立の際現に国鉄の職員についてはすべて引き継ぐ。

十二 国鉄は解散した後においても清算(特定長期債務の処理)法人の目的の範囲内で存続させる。

十三 政府は特定長期債務について清算計画を立て国鉄に対し、その償還に要する資金を交付する。

一九八六・一・二七

第一〇四回通常国会闘争方針

日本社会党国会対策委員会

第一〇三臨時国会において、「昭和六一年度予算編成においても、一%枠を守る」との答弁をひき出しましたが、防衛費突出の昭和六一年度予算案は明らかに専守防衛から攻撃型への転換であり、予算委員会において厳しく追及し、軍事大国化への道を阻止するとともに、非核三原則、武器輸出三原則ならびに宇宙の平和利用の国会決議を厳守させるための闘いを開いています。

の大幅減税、暮らせる年金制度など福祉水準

二、国民みんなが豊かな暮らしを

の向上、賃金、労働時間、雇用の改善などによる個人消費、需要の喚起をはじめ、住宅・環境の整備等、貿易摩擦解消と内需拡大への経済政策の転換を強く求め、社会党案を対置して闘いを開いています。

昨年暮に中曾根第二次再改造内閣が発足しましたが、まさに政権基盤が弱体化した内閣であります。社会党は「中曾根政治総決算」「中曾根内閣打倒」の国会とすべく、院内にあつては野党の結束を強め、院外の広範な力を結集し、衆・参一体となって、中曾根内閣の

政治と対決し、反核・軍縮・国民生活の向上、民主主義擁護のため国民の期待にそつ決意で、

戦後政治の総決算を謳い文句としてきた三年間の、中曾根内閣の実態は米ソ首脳会談にみられる軍縮・平和への世界の流れに逆行し、防衛費突出の予算を編成するなど、軍事大国化を進めるとともに、一方では新国家主義による行政、教育、社会の再編にいどみ新防衛力整備計画の決定、靖国神社公式参拝の強行や、国家秘密法（国民総スペイ法）の再提出、国鉄の解体策の強行、自治体と国民生活を犠牲にする臨調行革など、憲法と民主主義にとつて極めて危険な道を歩んでおります。

また国の予算は財政赤字を口実にして、緊縮方針を強行、国民の生活と経済に深刻な圧力を加えております。このことは明らかに経済政策の失敗です。

社会党は所得減税を中心とする2兆円以上

一、あくまでも防衛費の対GDP比一%枠を守らせ、平和な国づくりを

国民不在の国鉄解体に反対するとともに、地方交通線の存置、国鉄労働者の雇用確保を含む「五〇〇〇万署名」の実現を背景に、国

鉄関連政府案の不当性を徹底的に追及し、社会党の対案を提出して、真の国鉄再建の方向を明らかにしていきます。

四、地方自治と地方分権を守ろう

政府は住民と自治体への負担増及び裁判抜きの代執行を企図するなど、地方自治を全面的に否定し新中央集権化をめざす臨調路線を押しすすめています。

社会党は行財政の地方分権化をすすめ民主・公正・効率な行政の確立をめざして、国民のための行政改革を推進します。このため補助金の大幅削減に反対します。

五、教育基本法を堅持。人権を守る

国会軽視のやり方で発足した、臨時教育審議会は中曾根総理の意のままに「教育基本法の見直し」を論じ、「教育改革から国家統制」を行なおうとする反動的な答申を企図していますが、社会党はこの臨教審路線に反対し、憲法、教育基本法にもとづいた平和と民主主義、人権尊重の真の教育改革を推進します。また、政府自民党は国家秘密法（国民総スパイ法）及び拘禁二法の再提出を狙っていますが、社会党はあくまで再提出を阻止し、基本的人権を守る闘いを進めていきます。また部落解放基本法の制定と人権差別撤廃条約の早期批准をめざして闘います。

六、労働者の生活と権利を守る。婦人に実効ある男女平等

政財界一体となつての賃金抑制政策に反対します。特にスト権など労働基本権の制限の代償として設けられた、人事院勧告と仲裁裁定については完全実施の実現を迫ります。また社会党はさらに政府の労働基準法改悪の企みを許さず、時間短縮の実現、雇用の安定化を図ります。

なお社会党は、「二二世紀」をめざす婦人年として、批准された差別撤廃条約の内容、男女雇用均等法の問題点を国会質疑を通じて解明し、さらに実効ある男女雇用平等をめざし、闘いを進めます。

七、緑の大地、漁場の確保

米の減反をはじめ、農畜産物の生産抑制を強行した結果、食糧の海外依存を強め世界最大の輸入国となつており、加えて食管制度の見直し、市場開放策などによって、農民を犠牲にするばかりか消費者をも不安におとし入れています。

社会党は減反政策の見直し、食糧備蓄制度の確立など、農業・食糧政策の抜本的な転換を図り、さらに乱開発と乱伐による森林資源の減少等かつてない危機を克服し「緑豊かな自然環境」をつくるために取り組みます。さらにきびしい情勢にある漁業問題につい

ては、海外での漁場確保のため粘り強い話し合いと、協定実現のため全力をあげます。

八、小選挙区制反対

護憲の党として、違憲判決のあつた定数は正については今国会で実現し、国会が全国民から信頼されるよう全力を傾注します。その際二人区の創設は選挙制度の改悪であり反対の立場を貫きます。また定数是正の判断を下した裁判所に対する、中曾根総理の「司法のオーバー・ラン」発言については徹底的に追及します。

九、国会の形骸化に反対

わが国の議会制度を形骸化する諮問機関偏重などの中曾根内閣の手法に反対し、議会制民主主義を守り抜きます。

各部会の重点活動

第五に、政府・自民党が画策している「人勧見送り」＝人勧体制の空洞化・済し崩しの解体を阻止すると共に、反国民的な行革路線下の公務員制度の諸改悪、合理化に強く反対していく。

（内閣部会）

一、基本的課題——マイクロエレクトロニクス革命を基軸とする国内および国際経済体制の再編成、激動する米ソの戦略的相互関係、それに伴う国際社会におけるわが国の政治・経済的役割の飛躍的増大という内外情勢に対し、国家行革と行政権限の統合・強化、専守防衛戦略の転換と日米共同作戦態勢の構築、国家戦略の確定とそのイデオロギー的支柱の確立を企図する中曾根内閣の「戦後政治の総決算」の継続的な路線化を阻止することが、今国会の基本任務である。

二、個別重点課題——第一は、中曾根・自民党政府の国家戦略展開の重要な基軸の一つである軍事戦略の転換を阻止することである。専守防衛戦略から「前方防衛・反撃戦略」への転換を策動し、日米共同作戦態勢のもとに三海峡封鎖・シーレーン防衛作戦用、兵器システムの整備を目指して策定された「新防衛力整備計画」（八六・九〇年）

の分析・批判を通して、その初年度予算にあたる八六防衛予算の削減と代替的平和保障政策を提示する。

第二は、政治・軍事・経済上の国家的危機に対する統一的な政策形成と国家戦略発動の意思決定過程の迅速化をはかるために危機管理を内閣・総理に集中・一元化する国家安全保障会議の設置などの「内閣の総合調整機能」強化策（行政改革の推進に関する当面の実施方針）八五年一二月二八日閣議決定）に強く反対し、危機管理の国民的合意形成を図る。

第三に、「靖国神社公式参拝」、国旗・国歌としての「日の丸」・「君が代」の強要・定着化など中曾根・自民党政府の国家戦略発動のための反動的なイデオロギー的支柱形成を阻止する。

第四に、八六年度行革の実施方針に掲げられた国と地方の機能分担に関する機関委任事務及び許認可権限等の整理・合理化に対しては、地方自治の強化・充実を追及する立場で対処する。

（地方行政部会）

臨調II行革新路線に基づく中曾根内閣の「戦後の総決算」政治は、昨年の国会における国庫補助金の一律カット、共済年金制度の改悪、民活等規制緩和、地方事務官身分改悪法案、給与制度の見直しなどの法制度の改悪を矢継ぎ早に進めつつ、地方自治体に対し地方行革を押しつけてきている。

今一〇四国会においては、国庫補助金の一律カット等を更に拡大するもとの延長をはじめ地方自治法の改悪法案上程など、昨年に引き続き「地方行革」国会ともいうべき重要課題が山積しており、わが党は地方自治の後退を許さず、分権・自治の推進の立場から、関係諸団体と協力し、以下の重点課題を中心には強力な取組みを行なう。

一、分権・自治に基づく住民のための地方行革の推進を図る。

(1) 地方自治法の改悪（国の代執行権の強化）の阻止をめざす。

(2) 自治体の自主的行革を阻害する「地方行革大綱」の押しつけをやめさせる。

- (3) 自治体職員の給与等に対する国の介入に反対し、自主的・民主的給与決定制度の確立を追求する。
- (4) 公営事業の民営・下請等に反対し、事業の豊富化による住民サービスの拡充をめざす。
- (5) 機関委任事務・許認可の大幅な廃止・整理を追求する。
- (6) 地方事務官の身分改悪法案の廃案をめざす。
- (7) 国公有地の公共的有効利用の推進をめざし、民間への払い下げに反対する。
- (8) 消防職員の労働条件の抜本的改善をめざす。
- (9) 警察行政の民主化を追求する。

二 地方財政の拡充・強化を図る。

- (1) 国庫補助金の一括カット等の拡大・延長に反対するとともに、六〇年度の減額分については国に完全補填させる。
- (2) 六〇年度補正予算における交付税、地方税の減額補正について、その減額分の国による完全補填（交付税の特例交付と財源補填債の元利償還）をめざす。
- (3) 恩給費・共済追加費用の国庫負担金の削減、保険医療関係補助金の一般財源化等の削減・一般財源化に反対する。
- (4) 自治体の起債権限の強化をめざすこと

もに、公債負担比率の急増している団体の対策として、借換え等償還対策を図る。

(5) 地方税の拡充による自主財源の豊富化をめざすとともに、個人住民税・固定資産税・零細企業の均等割等の住民の税負担の軽減を図る。

(6) 水源税の創設・流水占用料の改悪に対する。

(7) 共済年金の充実をめざし、地方公営企業における公的負担の適正化を追求する。

(8) 公共交通としての国鉄の改革をめざしとともに、自治体に対する負担転嫁に対する。

(9) 公営企業に対する一般会計からの的確な繰り入れを確保する。

△法務部会△

一、政府提出予定法案について

① 「外国弁護士の日本国内における法律事務の取扱いに関する法律案」（仮称）

（内容）企業活動の国際化に伴い、外國の弁護士が日本国内に事務所を開設して一定の法律事務を処理することができるよう、必要な事項を定める。

② 刑事施設法案および同法施行法案

（内容）八三年暮の衆院解散で廃案になつたこの法案の再提出を、政府は企図している。一九〇八年に制定された監獄法を全面改正するもの。刑事施設法案の最大の問題点は、別に提出が予想される留置施設法案とあいまつて、悪名高い代用監獄を明文で規定し、半永久的に存続させようとしていることである。国民の人権擁護の立場からみて、代用監獄を廢止することこそ改正法の最重要課題でなければならぬ。

また被疑者・被告人と弁護人との面会及び信書の発受に際して刑事施設の長の一方的裁量により「罪証の隠滅の防止又は刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる」としているのは、刑事訴訟法第三十九条の実質的な改悪であり、被疑者・被告人の防禦権を著しく侵害するものである。

（党の態度）反対の態度を堅持する。

③ 裁判所職員定員法改正案

（内容・党の態度）判事を八名、裁判官以外の裁判所職員を一名増加するも

定の問題も多い。また国会における与野

党は從来賛成してきた。

(4) 扶養義務の準拠法に関する法律案（仮称）

（内容）扶養義務の準拠法に関する一九七三年のハーベス条約の締結に伴い、夫婦、親子、その他の親族関係から生ずる扶養義務の準拠法に関し必要な事項を定めるもの。党の態度は検討中。

二、社会党提出の左記法案についてはその実現のために、更に努力を継続する。

① 外国人登録法改正案

在日外国人に不当な差別的取扱いを強要している法を改め、⑦指紋の押捺義務の廃止、⑧登録証明書の常時携帯義務の廃止、⑨刑事罰の廃止、を図るもの。

② 再審法改正案——獄中から無実を訴える者たちの再審の要件を緩和し、その救済を図るもの。

〈外務部会〉

今年一九八六年は、米ソ首脳会談による「核不戦・核軍縮」への相互約束を実行するための画期の年でなければならない。外務部会は「中期防衛力整備計画」や米国のSDI（戦略防衛構想）への加担に見られるような中曾根内閣の軍拡・西側同盟外交への監視を強めるとともに、ジュネーブの「米ソ包括的軍縮交渉」や今年開催予定の「米ソ首脳会談」での

核軍縮を強く促す立場から、宇宙兵器、戦略核、中距離核を巡る軍縮政策の立案、提言を基本課題とする。

一、西側・同盟政策にかわる「核軍縮、平和・非同盟・中立政策」の展開

防衛費の「対GNP比1%枠」突破や「中期防衛力整備計画」策定など中曾根内閣の軍拡、西側・同盟外交への追及を強めるとともに、それのかわる「核軍縮・平和・非同盟・中立政策」の展開を図る。とくに、

米ソ核軍縮の画期的展開を促進するため、核軍縮政策の展開に積極的に取り組む。

二、南北問題への対応とODA倍増計画への取組み強化

サハラ以南のアフリカ諸国の「飢餓」問題はなお基本的な解決を見ていない。このほかに、長期債務の累積問題、一次産品輸出国の経済停滞、新興工業諸国との成長鈍化など発展途上国は多くの経済的困難を表面化させている。こうした南北問題への対応のためには「政府開発援助」の倍増計画の推進が急務だが、中曾根内閣の「戦略援助政策」はむしろ格差拡大を強めるだけである。このような動きをチェックし、平和経済協力を推進する立場から独自の経済協力政策の展開に努力する。

三、アジア外交の積極的推進と緊張緩和への寄与

南北間の対話と緊張緩和の機運の強まっている朝鮮半島情勢や、ASEAN諸国、対外開放政策と経済改革推進の中国、日ソ関係改善への意欲を強めるソ連などの積極的アジア外交の展開に寄与するための政策提言に取り組む。

四、条約審議への取組み

提出予定の二国間・多国間条約の審議に取組み、日本の対外関係の積極的打開に寄与する。

〈大蔵部会〉

「増税なき財政再建」を理念とし、歳出削減による予算を編成してきた中曾根内閣も戦後税制の根本的改革を口実に増税路線に転換しようとしている。また、大量の国債残高と国債発行問題さらに金融の自由化・国際化の進展が絡み、金融面での新たな対応も迫られている。したがって、つぎの諸点を重点にして委員会審議を深める。

一、シャウブ税制の見直しすなわち直間比率の見直しをはかるため、政府は大型間接税の導入を具体的日程にのせようとしている。現行不公平税制の徹底的是正をはかるとともに所得税の公平な負担の実現のための減税および社会の変化に対応した政策減税の実施を求める。

二、来年度末の国債残高は一四三兆円にのぼ

り、国債費の増加は予算運営にあたつての政策選択の幅を狭めている。国債減額の方針とその計画を政府に明らかにさせる。また、短期国債の発行と消化、償還財源の確保と国債整理基金のあり方等国債管理政策の確立を求める。

三、金融の自由化、国際化と福祉的金融の充実、地域に密着した金融の確立等金融問題を深める。

四、歳出削減に偏重した超緊縮予算編成による地方自治体に対する補助金削減の全く不当な継続、削減の拡大、民間活力導入のための国有地払い下げ、等々の措置は国民生活の安定と向上につながらないことを具体的に指摘し、その方針転換を求める。

五、急激な円高に対処するための国内対策、内需拡大策について政府の姿勢を問いただす。

六、財政投融資計画は二二兆五五一億円で、前年度比六・二%増とされ、内需拡大の要請から公共事業実施機関への投融資が大幅に増やされたが、大型プロジェクト優先、

大企業の利益誘導が基軸とされる。国民生生活密着型の財政投融資計画とするよう要求していく。

（文教部会）

陰湿な“いじめ”に示される教育の荒廃は、

ますます深刻になっている。校内暴力が沈静化のきざしが見える反面、いじめが社会問題化していることは、対症療法でしかも力で押さえ込んでも、矛盾が別の形で噴出し、教育荒廃そのものは何ら解決されないことを示している。今日の教育問題は、能力主義による差別と選別の点数序列主義の教育に、また管理主義の教育にあることが明らかであり、そのことに具体的に一つひとつメスを入れることが問われている。わが党はこのような基本的視点でわが党の教育改革案を対置しながら、教育荒廃の克服と民主教育・平和教育の確立をめざす。

一、臨時教育審議会は、昨年六月の第一次答申にひき続き本年五月頃に「基本答申」を出すスケジュールとなつてある。昨年の第一次答申は、「個性重視」の原則を打ち出し、目玉として「六年制中等学校」や大学の「共通テスト」を提起したが、今日の教育荒廃の原因にメスが入れられず、したがつて個別の改革項目が荒廃克服のためにどのような役割を果たすのか明らかではない。そのためには臨教審に対する父母・国民の期待は薄らいでいる。しかも臨教審は「問題教師」の排除をねらう「教職適性審議会」の設置など、あたかも今日の教育問題は教師の問題のみにあるかのような審議をし、基本答申の柱とすることは容認できない。臨教審

による教育改革のねらいを徹底的に追及し、中曾根首相主導による教育臨調の本質を明らかにする。

三、八五年度文教予算の性格と内容を明らかにし問題点を追及する。とくに、「四十人学級」の早期完結と「三五入学級」の着手、過大規模校の解消、私学助成の拡充など、ゆきとどいた教育のための条件整備をめざす。

四、臨調行革路線の下ですすんでいる教育の切り立ての実態を解明し、学校給食や社会教育の下請け、民営化に反対する。また教育費の父母負担、自治体への転嫁に反対し負担の軽減をはかる。

五、過大規模校の分離・促進をめざす「義務教育施設国庫負担法」の一部を改正する法律案など、教育条件の整備ならびに教職員の労働条件の改善をはかる、わが党提出の八法案の成立をめざす。

（社労部会）

○労働関係

一、マイクロエレクトロニクスを中心とする新技術革新の進展、高齢化社会、女性の社会的進出等に伴ない、社会構造の変化、産業・就業構造が大きく変化しつつあり、雇用・労働分野においても様々な課題が山積している。新技術革新対策（労使協議の義

務付け、新たな労働災害対策を含む一定の社会的コンタロールの実現)、中高齢者対策(定年延長、年齢による雇用差別禁止)、雇用における男女差別の撤廃(実効性のある男女雇用平等法及び全職種を対象とする育児休業法の制定)、パートタイマー等不安定労働者の雇用・労働条件の確保)、失業者・離職者対策(雇用対策法の強化改正、構造不況業種・構造不況地域対策、失業対策事業の確保、職業紹介・職業訓練体制の強化拡充)、賃金抑制策の転換(最低賃金の引き上げ、人勧・仲裁の完全実施などのほか、特に今日、労働時間の短縮(週休二日制)、週四〇時間労働制等のための労基法改正)

は、右の諸課題への対応策としても重要であるとともに、国際貿易摩擦の解消の観点からも、早急に実現しなければならない課題である。党は、これらの諸課題について、それぞれ必要な法案を提出し、政府に有効な施策を迫っていく。

二、一方、今国会には、政府から中高齢者雇用促進法改正案、労災補償保険法改正案、中小企業退職金共済法改正案及び職員の身分移管に関する職業安定法改正案(継続)の四法案の提出が予定されているほか、国鉄改革関連で、「余剰人員」再就職促進法案が運輸・労働両省共管の形で提出される可

能性もある。また、政府予算案では失業対策事業について六五歳線引き(来年度は七〇歳以上除外)を実施し、補助率を削減する(6/10→1/2)などの問題がある。党は、これらの法案及び予算について、労働者の生活と権利を守る立場から、十分な審議時間、慎重審議を要求し、院外の大衆行動と連携しつつ闘う。

○厚生関係

① 老人保健法改正による患者・労働者負担増に反対するとともに、老人保健施設(いわゆる中間施設)の問題を明らかにする

⋮⋮とくに、医療費の抑制は患者負担を強めることによるのでなく、予防を含む医療内容の適正化によるようにしてこと、国保に対する国の補助率引き上げによって、被用者保険の拠出率を高める必要をなくすこ

と、などが必要である。

② 高率補助率の引き下げは、自治体と利害者・住民の負担増をもたらすため、その実態を明らかにしつつ反対する⋮⋮生活保護(8/10→7/10⇒六〇年度から)各種社会保障施設の措置費(六〇年度に7/10にしたものをさらに5/10へ)などの変更が、利用者のシメ出しにつながることを実証する必要がある。

③ 社会福祉施設における費用徴収基準の改定(入所者負担の強化)に反対するととも

に、老齢福祉年金の基礎年金水準への引き上げ、障害者雇用における最賃法の適用、授産施設等の「工賃」の賃金化などをめざす⋮⋮負担増よりも、収入の安定を先行させるという趣旨である。

④ 社会福祉施設の運営について、国の機関委任事務から団体委任事務に変えるに当つて、施設最低基準の全面的な改善を促進する⋮⋮とくに、定員一〇名程度の小規模化や共同住宅タイプにまで居住性を高めることが必要である。

⑤ 予算案においては、厚生年金から三〇四〇億円、政管健保から一三〇〇億円を一般会計に借す形としたが、その返済計画を明らかにさせるとともに、政管健保会計の黒字はすべて給付改善なしし保険料率引き下げに活用させる⋮⋮政管健保は六〇年度九三九億円、厚生年金は五七年度一八三〇億円、五八年度二一七〇億円、五九年度二四二〇億円、六〇年度三〇五〇億円を同様の扱い(国庫負担の繰り延べ)としている。

⑥ 国立病院の統廃合(一〇年計画で一二二二施設対象)を許さず、やむをえない場合でも、自治体病院として再生できるよう国が支援するようにする⋮⋮高度・専門医療の機能を直ちに獲得できない場合でも、地域中核病院のモデルとして再生する方向をめざす。なお、自治体病院(七二七施設)の

累積赤字（三九三〇億円＝五九年度決算）

の棚上げを求める。

⑦ 社会保障分野における人権侵害を除去ないし防止する努力する……たとえば、精神衛生法の抜本的改正を促すこと、母性手帳の交付・活用が、女性の個人情報の集中管理を導く危険を防ぐこと、児童扶養手当の対象となる母子家庭のプライバシー侵害をなくすこと、身体障害児者実態調査については、人権侵害の恐れのある方法はとらないこと、山谷、釜力崎などいわゆる寄せ場労働者への社会保険適用などに有効な措置をとること、などである。

⑧ 厚生省が六〇年度に始めた「医療及び関連分野における民間活力の導入に関する研究」は、社会保障制度その他公的サービスを崩壊に導く恐れがあるので、早期から対応する。

⑨ 食品衛生法体系を見直し、添加物の規制強化、その内容表示の厳密化を進める。

⑩ 乾電池など有害廃棄物、空カンなど散乱性廃棄物の対策を確立する。

農林水産部会

一、農業再建・食糧自給向上のたたかい——
わが国農業は、自民党政府の食糧の海外依存政策がつづけられるなかで縮小化の一途をたどり、しかも、農産物の自由化・輸入

枠拡大、関税の引き下げ圧力のなかで、食糧の基本である穀物自給率は三〇%に落ち込み、世界最大の輸入国となっている。しかも、一九八六年（昭和六一年）度の農林水産関係予算は防衛予算の突出のなかで四年連続のマイナス、戦後最低の予算となっている。なかでも食管会計は二年連続豊作を理由に良質米奨励金をはじめ減反政策がさらに強化されようとしており、他の農畜産物も生産抑制が強行されている。アフリカの飢餓問題にみられるように八〇年代は世界的に食糧の不安定時代を迎えようとしている時、国民食糧の安定確保が最重要な課題であり、農業再建・食糧自給向上のため次のとりくみを行う。

二、農業——①農業再建・食糧自給向上のためわが党が提案している「農業生産振興法案」「総合食糧管理条例案」「農民組合法案」の成立をはかり農政の抜本的転換をはかる。②減反政策の根本的な見直しを迫り、備蓄米制度の確立、エサ米など他用途米を含む米の生産体制を確立させる。③畜産・果樹の生産振興対策を積極的に行わせる。

④農業の体質強化をはかるため、農業関係補助金の切捨てに反対し、長期・低利の政府融資の実現、農業の固定負債の解消をはかる。⑤消費者に安全な食品を供給するための有機農業、低農薬農業の推進を迫る。

三、林業——①森林を守り育て、山村振興、

地域経済活性化のため、わが党提案の「地域林業振興法案」の成立をはかり、その財政的措置を裏付ける「林業振興基金法案」を提出し成立をはかる。②林業労働力の確保、雇用安定、労働条件の改善、労働災害の未然防止のためわが党提案の「林業労働法案」の成立をはかる。③営林署等の統廃合、要員の削減など山荒し行政改革に反対し、森林資源、公益的機能の充実、木材関連産業の育成・強化のため国の助成を拡充する。④国有林野事業に対する国の財政措置の強化のため、一般会計からの繰入れ、借入金の償還条件の改善をはかる。

をあるべき姿に再編整備するため、減船補償制度の確立をはかる。

（商工部会）

一、国際貿易摩擦の解消、高度情報化社会への対応、安定したエネルギー供給、疲弊した地域経済の建て直し、中小企業の経営安定化など商工部会に課せられた問題は多く、これらの問題に対し積極的に取り組むことが必要となっている。また、中小小売業の経営の安定化を図り、大型小売店の出店に対し調査を行うことを目的とした大規模小売店舗調整法案や、豊田商事問題の被害者の救済やマルチまがい商法の取締りを目的とした訪問販売法の改正案など、わが党が先の国会に提出している法案があり、この法案の成立に努力しなければならない。

二、今国会における政府提出予定法案は七本あり、その内容は以下の通りである。

① 情報処理促進法（予算関連）

特定プログラムの作成に対して、産業投資特別会計から融資を行い、ソフトウエア生産工業化事業、高度プログラム安定供給事業を行う。

② 航空機工業振興法の改正（予算関連）

航空機分野の国際共同開発事業を行う。

③ 中小企業指導法及び中小企業近代化資

金助成法（予算関連）

中小企業の情報化の総合的推進のため、中小企業地域情報センターの機能の拡充

情報化アドバイザーの養成などをを行う。

④ 新産業基盤整備法

特定産業信用基金の産業基盤信用基金への改組による新産業基盤施設整備事業に対する債務保証

⑤ 行革関連一括法

行革・臨調及びアクションプログラムにともなう法改正（消費生活用品安全法、高圧ガス取締法、液化石油ガス法、電源開発法、日本電気計器検定法、計量法、投資育成会社法、特定工場における公害防止法、火薬取締法の以上九法律）。

⑥ 化学物質審査法

P C Bにおける審査の改正。

⑦ 中小企業特別調整対策法

円相場の高騰及びその他の各種の国际的環境変化の影響を受ける業種に対する事業転換対策の拡充・強化。

以上七本の他に現物まがい商法の取締法など検討中の法案がある。

こうした政府提出の法案について、関係委員会や基本政策委員会などと十分に連携しながら慎重審議を行なつてゆく。

三、中小企業の活性化のため、中小企業の調査の報告をふまえ、円高による影響を受けている中小企業に対し、政府案を補強するため、下請関係の法改正や、官公需法の改正を進める。

（運輸部会）

一、国鉄を解体し国民の生活と関係労働者に重大な危機を与えるを得ない、国鉄の分割・民営化のための諸法案の成立を阻止し、国民の足を守り、労働者の雇用を安定させながら国鉄を国民総ぐるみで再建を進めるため各方面からの積極協力を得ながら、具体的な対案を準備し、院内外の多数派を形成してその実現を図る。

二、国民の公共交通を安全で快適なものとして系統的に整備するため、先きの国会から継続案件となっている「地域交通整備法案」、「都市交通の環境整備法案」、「交通事業における公共交通の国庫負担に関する法律案」の成立をはかる。また、過疎地における住民の足を守るために現行の助成案を一段と強めるとともに「地方バス生活路線維持整備特別措置法」を提案し、その成立をはかる。

三、公共交通の秩序確立と安全の確保のため政府が進めている規制緩和措置を厳しく監視するとともに、交通労働者の環境を改善するため運転労働時間等の短縮のため二七通達の法制化等を推進する。

四、交通安全対策の徹底をはかるため、陸・

海・空における施設および事業の点検を強化するとともに、安全基準の改善等を積極的に進める。

五、貨物自動車運送における輸送秩序を確立するため、第九八国会での決議の具体化について一層の強化をはかる。

六、造船、海運の不況対策を強め、外国用船中心の現行の海運業の体質改善をはかる。

七、国民のための観光政策を確立する。

八、航空行政全般を点検し、空の安全に万全を期す体制の確立をはかる。

（通信部会）

郵便貯金、簡保・年金、郵便事業の在り方や、競争原理が導入された電気通信事業、さらには放送、電波など、進展する高度情報化社会の中で取り組むべき課題は、重要かつ多い。

また、これら課題に関連して政府は今国会に九件（うち予算関連法案は一件）の法案提出を準備しており、一九八六年度N H K予算案、八五年度N H K決算、継続審査となつてゐる八三、八四年度N H K決算とともに、これらを審議することになる。また、政府は八六年度政府予算案にN T T（日本電信電話株式会社）株の売却益を計上している。したがつて、わが党は、国民・利用者の立場に立つた予算案審議、法案審議、一般質議をすすめ、山

積する郵政事業、行政の課題に積極的に取り組んでいく。

一、政府が提出を予定している法案

① 郵便法の改正案 II 普通扱いの小包郵便物の損害賠償の実施、料金受取人払い制度の改善など。

② 簡易郵便局法の改正案 II 委託事務の範囲に厚生年金保険の給付の支払事務を加えるなど。

③ 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の改正案 II 郵便の利用上必要な品物を販売できるようにするなど。

④ 郵便貯金法の改正案 II 行政改革の実施方針にもとづき郵便貯金振興会を民間法人化するなど。

⑤ 簡易生命保険法の改正案 II 簡保の加入限度額管理の方法を改めることや、増額変更の制度を設けるなど。

⑥ 郵便年金法の改正案 II 終身年金の年金継続受取人に終身にわたり年金を支払うことができるようとするなど。

⑦ 民間活力による電気通信高度化基盤の整備法案（仮称） II 電気通信の地域高度化、研究開発に係わる施設の早期かつ重

⑨ 電波法の改正案 II 日米M O S S（市場重視型分野別協議）で結着をみた電気通信分野に関して法改正案が検討されている。

二、重要な課題

① 郵便、郵貯、簡保年金事業について、國民に多様なニーズに応えていくため一層取り組みを強めていく。とくに小額貯蓄者保護のためにある非課税制度の堅持、郵貯資金の“簡保なし”自主運用の拡大の実現に取り組む。

② 高度情報化社会を展望する中で、電気通信事業、放送、電波など当面する課題に取り組んでいく。

③ N T T株式問題については、売却の在り方など、先の電々改革三法の審議の中で明らかにされてきた諸点が守られるよう強く迫っていく。

（建設部会）

一、基本方針

今国会では、予算委員会、建設委員会等を通じて、「内需拡大、住宅・社会資本整備」をいかに公正かつ効果的に行うかについて、活発な政策論争が行われるものと予想される。われわれ建設部会は、この様な社会経済政策論争は、議会制民主主義を活性化させ、「審議会政治」の悪弊を断ち切り、

国民の声を行政に反映させる絶好の機会であると考える。われわれは建設委員会を中心としてこの論争を積極的に展開し、わが社会を有する政党であることを具体的行動により明らかにする。

二、闘いの重点

1 住宅・社会資本整備のための諸計画について

第四次全国総合開発計画(四全総)、首都改造計画、国土利用計画(新規)、第二次長期水需給計画、及び、住宅建設、都市公団等整備、下水道整備、海岸事業、特定交通安全施設等整備の新五箇年計画について、二一世紀に向けて、高齢化、情報化、国際化等の社会変動に対応できるものになつていているかどうか、批判・検討し、必要に応じ修正を求めていく。

2 提出予定法案について

今国会では、建設委員会に十本前後の内閣提出法案が提出されると同時に、各野党も、議員立法に意欲的に取り組むものと予想される。われわれは閣法のな

かでも、「特定都市開発整備事業促進法案」、「新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案」、「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案」(仮称)の「民活」、関連三法案、下水道事業の委託化を促進

する「日本下水道事業団法の一部を改正する法律案」、特殊法人を民営化する「東北開発株式会社法の一部を改正する法律案」を重要法案として位置づけ、社会的成长の実現、活力ある福祉社会の創造にとってプラスか否かという観点から、密度の濃い審議を行う。

また、党として「住宅保障法案」を提出することとし、その法文は、これまでの経緯を踏まえつつ、必要に応じ、当面する課題にふさわしいものに改善することもあり得ることとする。

3 国・公有地の払い下げ等について

「新宿西戸山再開発」に代表される中曾根流の国・公有地払い下げの問題点を一般質問等により明らかにし、自治体への払い下げ等による公共住宅、福祉施設、公園、広場等の建設・設置を中心とする社会党の国・公有地利用政策を対照しつつ闘う。

放射性廃棄物の処理処分に関する現行法では、「発生者責任の原則」を規定しているが、電力会社等の直接責任を免責し、別につくられる「廃棄事業者」が責任を負うこととするというものである。

今までさえ、放射性廃棄物の処理処分の研究開発については、国の予算におんぶし、電力会社等は将来の処理処分に必要な経費の積立でさえしてこなかつたのに、今後責任は別会社に転嫁されるということになれば、いつそう無責任体制となり、安全性の確保も困難になる。

低レベル廃棄物のそそ切り区分や、無拘束限界値などの設定も問題となろう。また民間による原子力施設の検査代行制度の導入も、責任体制と安全性にとつて大きな問題となる。

一方、予算をみると、相変らずの原子力偏重である。

なかでも、知事や隣接市町村の反対にもかかわらず、国会答弁や不文律を破って、事前調査開始を強行した幌延における動燃

科学技術部会

一、今国会には重大な法改正(改悪)案が提出される。「核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」「原子炉等規制法」の改正案である。

放射性廃棄物の処理処分に関する現行法では、「発生者責任の原則」を規定しているが、電力会社等の直接責任を免責し、別につくられる「廃棄事業者」が責任を負うこととするというものである。

事業団、科学技術庁の行動は、厳しく追及されねばならないし、きちんと中止させねばならない。

同様に下北半島における再処理、廃棄物貯蔵処分、ウラン濃縮の三施設の計画に多額の予算があてられ、県民の不安をよそに、「むつ」の新定係港建設とあわせて強行されようとしていることも重要な問題である。

三点セットの中では最も安全で問題なしと言われてきたウラン濃縮工場でも、アメリカのオクラホマ州で正月四日に、放射性ガスが漏れ、百余人が死傷する事故が起つており、この問題も十分に解明されねばならない。

高速増殖炉はレーガンのアメリカでさえ開発が中止され、最も熱心に推進してきたフランスでは、軽水炉にくらべ数倍も高くなるために実性炉ステップエニックスの後継炉の建設見込が消えてしまったというのに、動燃が「もんじゅ」建設を强行するのも問題である。

二、宇宙開発については「平和目的に限り」の国会決議等がますます大きく破られ、SDIへの協力さえ強行されようとしているのは言語道断である。これら国会闘争の課題はいよいよ大きくなっている。

〈環境部会〉

一、「環境保全長期構想」の策定作業を本格化させている環境庁は、この「構想」を取りする意味で、近年施策全体の基本目標を集約して、「環境保全型社会の実現」を標榜している。

この「環境保全型社会」とは環境庁によ

れば、OECDが従来主張している、「あらゆる社会、経済プロセスへの環境配慮の統合」という考え方や、西独、フランスなどの「エコロジー」と同趣旨のものとされている。が、このような環境保護への主体的、実践的な意義づけがなされているにもかかわらず、環境行政の実態は公害被害者救済、公害規制、環境破壊未然防止などの諸分野にわたって縮小、後退しており、個別の公害規制行政から環境管理行政への飛躍は阻害されたままである。

二、現状の環境行政は、明らかに単なる環境情報提供行政へと後退しており、生産、流通、消費、廃棄のあり方を総合的に制御し、個別対処療法治的な事後対策から、国民が求められる良質な環境を積極的に創造していく、予見的で総合的な環境保護政策の展開は望むべくもない。

「民活ブーム」を演出する中曾根内閣のもとにあって、従来の環境保護政策の支柱であつた乱開発＝環境破壊を防ぐ諸々の規制の緩和がなし崩し的に推進されようとしている。

（予算部会）

政府は、「増税なき財政再建」「昭和六五年度までに赤字国債依存体質から脱却」という

ている状況で、臨調行革下の縮小、後退を既定の路線とした環境行政の根本的改悪・再編を阻止することが今国会の当部会の基本課題であり、また任務でもある。

三、以上の観点から、個別課題への対応として次のことが挙げられる。

- ①住民参加、公開、公正な機関による審議を原則とするアセスメント制度の法制化の促進。
- ②原生的自然環境破壊の現状回復、維持を図り、ナショナルトラスト運動の促進とその諸施策を講ずる。
- ③公害健康被害補償制度の改悪阻止。
- ④バイオテクノロジー、IC等新らしい科学技術の新展開が生む、汚染の変化に対応したテクノロジー・アセスメント、リスク・アセスメントの事前・事後体制の整備と、従来の汚染物質に加えた新たな有害物質についての監視、評価体制の確立を図る。
- ⑤「民活ブーム」にのつた大型プロジェクトの構想、検討段階からの環境配慮、保全対策がとられるような措置を講じ、乱開発を阻止する。
- ⑥水質汚濁、大気汚染、騒音対策の強化、寒冷地におけるスパイクタイヤ粉じん公害対策など諸対策の実現を推進していく。

政治スローガンを保持し続け、それに沿つて緊縮財政を堅持しながら、その枠内で対外経済摩擦に対処するための内需拡大策を展開しようとしている。しかしこれでは「二兎を追う者は一兎も得ず」の言葉通り、「増税なき財政再建」が実現不可能であるばかりでなく、「内需拡大」までも遂行できないことが、誰の目にも明らかになつていて。政府は空虚な政治スローガンで政策の破綻を糊塗し、福祉社会の建設を放棄するとともに、軍縮・平和の世界的潮流に逆行する軍拡予算を編成した。こうした政府の態度を厳しく追及していくとともに、政府予算案の修正を要求していく。また、わが国戦後民主主義の解体を目指す、現在推進されている臨調行革路線は軌道修正を図っていく。

一、わが国経済は輸出依存により何とか五%前後の実質経済成長を達成してきたが、大幅な貿易収支の黒字の持続的拡大が、米国をはじめとした海外からの集中的な批判を浴びるところとなり、経済成長を支えてきた一方的な輸出拡大を放置しておくことは困難な状況に陥っている。対外に配慮した急激な円高是正、無策な輸入拡大は、産業間、企業規模間、地域間の格差を拡げ、厳しいなつた条件下で世界市場競争戦に対処するためのさらなる減量合理化の推進は、雇用の不安定化を増大させることになる。

また、政府の「内需拡大」策は、大企業の利益誘導の性格が強く、国民生活向上の視点が欠けている。いまこそわが党が主張してきた大規模な所得税減税、福祉社会建設をめざす生活基盤整備のための積極的な公共投資が実行されなければならぬときである。こうした点をふまえ、経済政策、財政政策の論争を展開していく。

二、防衛関係費は六年連続優先増額され、GDP基準年改定による数値の変更により何とか当初予算でGDP比〇・九九三%と政府の設定した一%枠内におさまつてはいるものの、対米追随の軍拡路線を続けていく限り、一%枠突破は時間の問題である。中曾根内閣のレーガンと一体となつた宇宙戦争計画、新中期防衛力整備計画の推進といった軍拡路線の危険性と誤りを厳しく指弾していくとともに、非核三原則、武器輸出三原則を遵守し、軍事費を削減し、わが国が世界の軍縮・平和の先頭に立たなければならぬとの立場から、論戦をいどむ。

〈決算部会〉

参院選をひかえ、貿易摩擦解消の内需拡大、国鉄改革、「増税による財政再建」の画策など難問山積の今一〇四国会は、懸案の衆院定数是正に伴う解散総選挙問題も加わり、緊迫したものになるとみられる。

一、しかし、党決算部会は、あくまで「増税なき生活向上」を基本に対処するとともに、決算委員会の活性化を図ることを強調したい。

現在の審査状況は、参院では昭和五八年度分を審査中であるが、衆院は同五七年度分（農水、内閣、大蔵の三省が未審査）が先の臨時国会から持ち越され、審査が急がれているところである。

決算は、時の政府の政策実態、政治の姿

連の支出を大幅に削減し、他方、增收を目的としない社会経済情勢の変化に対応した税制の抜本的改革をめざすとしながら、大型間接税導入による大衆増税路線への転換を企図している。国民生活安定のための財政再建と公平な税制、公正な負担を基本とした税制改革推進の立場から、政府の税財政改革路線の誤りを明らかにしていく。

五、国鉄再建監理委員会の「分割・民営」の答申に沿つた政府の非民主的国鉄改革を厳しく追及していく。

三、ODAは前年度比七・〇%と特別配慮されただが、対外経済協力は発展途上国の自動的な社会経済開発を支援するためのものとするよう質的改善を求める。

四、政府は、一方すでに破綻が明らかな「増税なき財政再建」という欺瞞的政治スローガンを掲げ続けることによつて国民生活関

勢ならびに倫理観等が計数的に「足跡」として残されるものであるため、同委員会では、それらをありのままに、またより正確に捉え、厳しく審査しなければならないが、さらに決算委を納税者国民の立場から充実させるために、つぎのような諸点について改革あるいは強化する方針である。

1 「予算・決算」は財政の表裏であると

ころから、予算と同様、決算も国会での承認案件とすべきだが、憲法上の制約があるため、審査のあり方にについて（審査権の保障等）制度化し、決算委を活性化させること。

2 会計検査院の機能を強化するために会

計検査法等関係法令の改正をはかる。

3 異常に遅滞している（とくに衆院）審

査状態を開示し、党国対委全体の協力を

求めて審査の促進を強力にすすめる。

4 決算委の審査実績が後年度予算編成等

に生かされているかどうかを調査、分析

し、行政改革の正常化と「国民のため

5 通称「内部監査」といわれている各省

庁、公社、公団、出先機関等々の各会計

内部監査制度の不備、弱体をも納税者の

立場から大幅に改革、強化し、会計検査

院、決算委員会（国会）と相まって国家

財政の公正、効率、民主化を実現する。

二、以上、五点のほかに決算委の充実、活性化には、政府与党による審査日数、時間等の積極的な保障と総理はじめ全閣僚の二日間以上の審査協力義務の励行、さらに休会期間中の審査の保障等々を指摘しなけれ

一九八六・一・二三

臨教審の「審議経過の概要（その三）」の公表にあたつて

日本社会党教育文化局長

河上民雄

一、臨教審は、今年四月末に予定している第二次答申にむけた「審議経過の概要（その三）」を公表した。

それは、先きの第一次答申と同様、教育

改革の理念を明確にすることなく、教育基

本法に言及しながらも、これを形骸化し、

中曾根首相の「戦後政治の総決算」にそつ

たもので、国民大衆の願いからかけ離れた

教育論議のまとめであるといつても過言で

はない。

概要の内容は、多岐にわたっているが、

ばならないが、要は、幸いにして野党・わが党に、その委員長という権能が与えられているのであるから、それらをフルに活用して決算委の活性化と国民のための財政秩序の確立をはかることである。

荒廃の要因などについて、臨教審は、教育基本法の明示している平和・真理・正義・民主主義の基本価値を真剣に理解し、発展させようとはせず、今日の保守体制に都合のよいように説明している。

経済成長のための人づくり政策が優先されて、学校教育が選別の機能を負わされ、点数で序列化されてきたことが、今日の教育荒廃の背景にあることを無視し、一九五〇年以降の自民党政の強引な教育行政によつて、戦後の眞の教育改革がゆがめられてきたことに対する反省が全く見られない。

特に、問題なのは、今日の教育を明治以来の教育と連続性においてとらえ、戦後の教育がお国のために、国民一人ひとりのための教育に変つたことを否定していることである。

一、この概要では、二一世紀にむけた教育の課題として、国際化・情報化などをあげているが、そこでは日本の社会・文化の特質や、「日本人としての自觉」が強調され、その根底に大國主義、国家主義的な考え方があるがえる。

一、また、生涯学習の重視をうたい、家庭教育を原点としているが、しかし、個人の努力にまつだけでなく、生涯学習を家庭と地域・学校を通じて社会的に保障する制度

化が必要である。リカレント教育についても、これを企業内教育と同一視して、生涯を通して学ぶ個人としての権利である視点を欠いている。

一、先きに第一次答申で出された「六年制中等学校」「単位制高校」は、六三三制の学

校体系をこわし、複線化をもち込み、小学校段階から選別、競争を激化させることになることは、すでに指摘したところである。

一部の「六年制中等学校」は進学校になることは必至で、今日、高校進学が九四%になつてゐることから、初・中等教育に選別と競争をもち込む多様化・例外的な取扱いなどは、子ども・青年に不安と混乱を与えるだけである。

小・中学校的過大規模校の解消、四〇人学級の実施にふれてはいるが、遅きに失した觀がある。

一、臨教審は、今日の教育問題の主たる原因が教員の能力不足、教職員に適格性を欠く者がいるとして指摘し、資格、能力をより選別し、管理をつよめようとしている。その具体策として、この概要で、「初任者研修制度」の創設を出しているが、新任教員に対する対応、元校長など、退職教員が直接指導するなど、まさに、国家のための教員づくりを進めようとしている。

実際に、学校現場で、過大な任務を背負

いながら苦惱している教職員に創意工夫と、のびのびとした教育を保障しないで、眞の教育改革はありえない。

従つて、「初任者研修制度」や「適性審議会」などの制度づくりに強く反対する。

また、概要の中で、教育財政の必要性は認めながら、教育改革のための財政措置の具体化はすべて見送つてしまつてある。

一、わたくしたちは、以上のように臨教審の「審議経過の概要」の内容に反対し、その答申の中止をつよく訴えるものである。

わたくしたちは、子ども・青年を主人公にした、のびのびとした学校づくり、教育行政の民主化、教育における自由の回復と、人間の尊厳、平和の確立に寄与する二一世紀をめざした希望と活力あふれる教育改革に全力をあげて取り組んでいくことを表明する。

編集後記

よく食べられるようなものでなければならぬ。国内生産を忘れた「日本型食生活の見直し」は返上したい。

(K)

アフリカなど発展途上国の深刻な飢えをよそに、いま、わが国は世界に例を見ないほどの『胞食の時代』を迎へ、つい四十年まえの食糧難時代を忘れ、外食産業の急速な発展のなかで洋風化、インスタント化など日本の食文化は大きく変化している。米の消費量はこの十五年間に半減する反面、牛肉など肉類などの消費量が倍増し、動物性脂肪の摂取量も急激に増え、肥満による成人病対策が医療の中心対策といわれる時代を迎えている。

中年すぎの肥満といえばアメリカやヨーロッパなどの特徴かと思っていたが、わが国も食事の洋風化、高脂肪化によつて中年どころか子どもの太りすぎまで目立つようになつてきた。若い女性用のダイエット食品の普及など首をかしげたくなるような状況も数多く目ににする。

農林水産省も最近しきりと『日本型食生活の見直し』などというようになり、米と肉と魚のバランスある食事を宣伝するようになつた。たしかにけつこうな話であるに違ひないが、日本型食生活とは輸入農産物をバランスよく食べるというのではなく、日本の気候・風土の中で生産された安全な食品をバランス

政策資料編集委員会

委員長 嶋崎 謙
編集委員 武部 文
木島喜兵衛
島田琢郎
戸田菊雄
村沢 牧
安恒良一
佐藤三吾
五十嵐広三
瀬尾忠博
小林高摩三
佐間田勝美
船橋成幸
片山甚市
渡辺利夫
渡辺三郎

岡田 利春
森井 忠良
清水 勇
松浦利尚
矢田部 理

佐藤観樹
森井忠良
清水勇
松浦利尚
矢田部理

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円

送料 一部 50円

年間購読料 四二〇〇円(前納)

ご送金は左記へお願いいたします。
郵便振替 東京8-180821
又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1986年3月1日発行

政策資料第234号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴崎譲

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
